

山形大学大学院社会文化創造研究科 社会文化システムコース

紀 要

第18号

目 次

論 文

他者の評価が女子大学生の瘦身願望に与える影響.....	高 萍・大杉 尚之	1
R・ウォルハイムの画像表象論	清塚 邦彦	9
高大連携授業を通じた探究活動の相互連携の試み —山形大学と米沢興譲館高等学校を事例として—	大杉 尚之・本多 薫・山本 陽史・小林 正法	37
サルトルの想像論における心的アナログンについて.....	小熊 正久	51
定額料金に対する消費者の価格知覚.....	兼子 良久	71
EU 離脱をめぐる「移民」問題：論点整理と課題設定.....	源島 穰	87
社会文化システム研究科彙報（2020年度）		115
投稿規程.....		119

令和 3 年 9 月

他者の評価が女子大学生の瘦身願望に与える影響

高 萍

(山形大学社会文化創造研究科)

大杉 尚之

(山形大学人文社会科学部)

はじめに

『デジタル大辞泉』によると、「瘦身」とは痩せたからだのことであり、また美容の目的で痩せることである。痩せたいという気持ちは瘦身願望 (Drive for Thinness) と呼ばれており (鈴木, 2017; 馬場・菅原, 2000), 馬場・菅原 (2000) は、「自己の体重を減少させたり, 体型をスリム化しようとする欲求であり, 絶食, エステなど様々なダイエット行動を動機づける心理的要因」と定義している。本研究もその定義に従う。現在, 若い女性は瘦身願望を抱きやすい傾向にあり, 平成29年「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)の結果概要でも, やせ過ぎによる健康問題は若い女性で深刻であることが指摘されている。そこで, 本研究では若い女子大学生の瘦身願望に注目する。

瘦身願望は社会・文化的な価値観や基準を反映している。「痩せた女性が美しい」とする現代の美意識は日本で浸透している。この美意識は, アメリカにおいて1960年代頃から急激に広まったとされる (Garner & Garfinkel, 1980)。その後, 日本においても欧米人の体型や顔を理想とする価値観が浸透し (諸橋, 1994), 現在ではすでにその価値観に従って行動することが“強迫的な基準”で求められているという (秋本・諸橋, 1987)。女性向け雑誌は, 多くのダイエット行動に関する記事や広告で占められており, ダイエットに関する様々な成功事例が紹介されている (諸橋, 1994)。記事や広告などを通じて, 痩せていなければ幸せになれない, 痩せれば幸せになれるという価値観が女性たちに強められている。このような社会的価値観と自分自身の瘦身願望の間には, 身近な他

者の存在が媒介していることが示されている (矢崎, 1992)。

上述のように, 若い女性の瘦身願望は社会・文化的な影響を受ける。瘦身願望に関する心理学研究では, 若い女性の個人特性や身近な他者の観点から社会・文化的な影響について検討されてきた。馬場・菅原 (2000) では, 体型への損得意識に影響を及ぼすと考えられる個人特性と瘦身願望との関連性を検討した結果, 「賞賛獲得欲求」, 「女性役割受容」, 「ストレス感」などには正の相関が示され, 「自尊感情」などには負の相関が示された。また, 瘦身のメリット感 (e.g., 今より痩せられたら自分に自信が持てる) は瘦身願望に正の影響を示したが, 現体型のデメリット感 (e.g., 今の体型のせいで人に注目されない) と瘦身願望の間には直接の関連は認められなかった (デメリット感はメリット感に正の影響を与え, 間接的に瘦身願望に影響していた)。また, 賞賛獲得欲求や女性性役割はメリット感に正の影響を与え, 自尊感情はデメリット感に負の影響を与えることで, 間接的にメリット感から瘦身願望へのパスと関連していることが示された。また, 体型への損得意識に影響を及ぼすと考えられる個人特性の一つである「身体の不満足感」の影響も示されている。Ogden (2003) によると, 「身体の不満足感」はボディ・イメージの歪みとしての身体不満足感, 理想の体型との不一致としての身体の不満足感, 身体に対するネガティブな反応としての身体の不満足感の3つの側面を持つとしている。また, 鈴木・伊藤 (2002) は, 大学生では身体満足度の低さが摂食障害傾向得点を高めることを報告している。

さらに、身近な他者の観点からの検討も行われるようになってきた。釜谷・藤島（2010）では、場面想定法を用いて、「一緒にいる他者が自分以外の女性のスタイルを褒める場面」における瘦身願望の変化について検討した。そして、身近な他者の言葉が瘦身願望へ及ぼす影響について詳細に検討するために、「血縁関係のある（親）・なし（友人）」の要因とその人物の「性別の違い（男性・女性）」の要因を設定し、検討を行なった。実験の結果、性別の違い要因の有意な主効果はみられなかった。血縁関係のある・なし要因の主効果は有意であり、血縁関係のある父親や母親よりも血縁関係がない異性の友人や同性の友人の言葉の方が瘦身願望を高めた。さらに、性別×血縁関係の交互作用効果がみられた。友人の場合は同性の言葉よりも異性の言葉の方が瘦身願望を高めた。また、家族の言葉よりも友人の言葉の方が瘦身願望を高めた。すなわち、異性の友人の言葉が最も瘦身願望を高めることが示された。さらに、恋人がいるときは、恋人の言葉が最も瘦身願望に及ぼす影響が最も大きいことも示された。

これまでの先行研究（e.g., 馬場・菅原, 2000）では「瘦身願望と食行動との関係」や「瘦身願望と自尊感情との関係」などについて様々な検討が行われた。しかし、その多くは瘦身願望と個人特性の関心に注目して研究されており、他者の影響を考慮していない。また、他者の影響に注目した釜谷・藤島（2010）の研究では、自分と関係の深い他者の言葉が瘦身願望に影響を与えるかどうかを調査した。その際に、場面想定法を用いることで、「自分以外の女性のスタイルを褒める場面」における瘦身願望の変化について検討した。このように他者と自分とを比較する場合、他者の「体型に関する指摘」そのものが瘦身願望に影響を与えるというよりも、「自分より優れた人物と比較されたこと」が影響を与えている可能性がある。このような可能性が残されている以上、他者の言葉が自分の瘦身願望に与える影響であることを強く主張することができない。そのため、本研究で

は他者の「体型に関する指摘」を場面想定するよう求めた実験により他者の評価が瘦身願望に及ぼす影響について検討する。

目 的

本研究の目的は、先行研究（e.g., 馬場・菅原, 2000）の多くで示されている瘦身願望と個人特性の関心に加えて、女子大学生の「瘦身願望」と「他者の評価」の関係について明らかにすることである。この目的のために他者から体型に関する指摘をされた場面を想定させた実験を行なった。他者の評価が瘦身願望へ及ぼす影響について詳細に検討するために、一緒にいる他者の性別（同性・異性）と指摘の有無（指摘あり・指摘なし）を独立変数とし、瘦身願望を従属変数とした。本研究では、釜谷・藤島（2010）と同様に場面想定法による瘦身願望の変動を検討することから、瘦身願望は特性ではなく状態として捉える。

具体的な予測として、一緒にいる他者の性別については釜谷・藤島（2010）と同様に同性に比べて異性で瘦身願望が高まるとした。また、指摘の有無が瘦身願望に及ぼす影響については、体型に関する指摘をされた時（指摘あり条件）に、指摘されない時（指摘なし条件）に比べて瘦身願望が高まると予想した。さらに、他者の性別と会話の組み合わせにより瘦身願望に及ぼす影響が異なる可能性も考えられる。話さない条件と話す条件の差は、同性に比べて異性の方が大きいと予想した。以上のような場面想定による検討に加えて、瘦身願望と身体満足度の間の相関関係についても検討した。両者には負の相関があると予想される。

尚、本研究では参加者集団の分析方法について以下の基準を設けた。まず、本調査は釜谷・藤島（2010）と異なり、男性も参加者に含まれていた。これは、調査に参加したことを報告することで特定の授業科目の加点となったことから、機会均等にする必要があったためである。しかし、本研究の主目的は女性のみ分析であることから、分析には女性サンプルのみを用いた（ただし男性サン

ブルを含めた分析を削除することは事後に判断)。また、本研究では「現在、痩せたいと思っています」という質問項目による回答(「はい」、「いいえ」、「むしろ太りたい」)から特性としての瘦身願望を測定し、痩せたい女性グループ(「はい」と回答)と、痩せたくない女性グループ(「いいえ」と回答)に分けて分析を行なった。これは、痩せたくない女性は、他者の体型に関する指摘が本人の願望と同方向の変化であるか不明であることから、痩せたい女性と同質の心理プロセスを仮定できないためである。

方 法

調査参加者 大学生78名が調査に参加した。データの削除希望者が9名いたことから、分析には69名のデータを用いた(女性52名、男性11名、未回答は6名 平均年齢20.478歳、SD=1.694)。山形大学人文社会科学部倫理委員会による許諾(承認番号2019-2)を受けた上で調査を実施した。

要因計画 2要因参加者内計画を用いた。独立変数は他者の性別(異性、同性)と会話(話さない、話す)であり、組み合わせで4つの場面を設定した(場面1:異性・話さない、場面2:同性・話さない、場面3:異性・話す、場面4:同性・話す)。従属変数は瘦身願望尺度(馬場・菅原, 2000)であった。また、身体満足度(鈴木・伊藤, 2002)も測定した。

手続き 調査の実施プログラムはlab.js(Henninger et al., in press)で作成した。サーバーにインストールした実験プログラムや参加者管理を担うソフトウェアであるJATOS(Lange, Kühn, & Filevich, 2015)上でlab.jsで作成したプログラムを動かし、オンラインで調査を実施した。

調査はフルスクリーンで実施されるよう設定した。はじめに調査の事前説明を行った上で、インフォームドコンセントを取得した。その後、年齢と性別の入力、他者の評価が瘦身願望に及ぼす影響に関する調査(全部で4つの場面)、身体満足度尺度への回答、身長と体重に関する回答と瘦

せたいことの確認の順番で調査が行われた。

他者の評価が瘦身願望に及ぼす影響に関する調査では、以下の4つ場面で瘦身願望を測定した。

- あなたは、異性の友人と一緒に食事に行きました(場面1:異性・話さない)。
- あなたは、同性の友人と一緒に食事に行きました(場面2:同性・話さない)。
- あなたは、異性の友人と一緒に食事に行きました。あなたは、その友人から「もっと痩せた方が良い。」と言われました(場面3:異性・話す)。
- あなたは、同性の友人と一緒に食事に行きました。あなたは、その友人から「もっと痩せた方が良い。」と言われました(場面4:同性・話す)。

各設定場面における瘦身願望を測定するために、馬場・菅原(2000)が作成した瘦身願望尺度計11項目を使用した。各項目について「あてはまる」(5点)から「あてはまらない」(1点)まで5段階による自己評定を求めた。具体的項目は、「体重が増えるのが怖い」、「もっと痩せたいという思いで頭がいっぱいだ」、「体重にとらわれている」、「何が何でも体重を減らしたい」、「もっと痩せていたらと悔やむことが多い」、「体力が落ちてもとにかく痩せたい」、「少しでも早く痩せたい」、「痩せられると聞けば何でもする」、「自分が痩せることを考えるとわくわくする」、「体重を量ったときに減っているとうれしい」、「今、痩せることに一番興味がある」という質問項目であった。本研究では、各参加者につき4つの場面のそれぞれで瘦身願望を測定し、すべての回答を分析対象とした。

次に、身体満足度を測定するために鈴木・伊藤(2002)が作成した身体満足度尺度計4項目を使用した。この尺度は、自己の身体に対する満足度を測定するための「自分の身体が好き」、「自分の身体に満足している」という2つの質問項目に加えて、異性意識を考慮した「自分の身体は異性から見て魅力的だと思う」、「自分の身体にコンプレックスがある(逆転項目)」という質問項目で

構成されていた。各項目について「全くそう思う」(6点)から「全くそう思わない」(1点)の6件法の選択肢を設けた。さらに、次の画面では身長と体重について入力を求める質問が表示された。尚、身長と体重はBMIを算出するために取得した($BMI = \text{体重 kg} \div (\text{身長 m})^2$)。身長と体重の回答は強制ではなかった。同じ画面内で「現在、痩せたいと思っています」という質問項目に対し、「はい」、「いいえ」、「むしろ太りたい」という選択肢を設けた。最後の質問項目は瘦身願望がある参加者を分類するために使用した。

以上のオンライン調査の最後の画面で、調査中に生じたトラブルやデータ除外の有無を答える質問画面を表示した。この画面では、1. 実施中の問題の有無, 2. データ除外の希望, 3. 同一の実験への参加経験, 4. 学習段階でのメモによる補助利用の有無について問う4項目から構成された。この4項目を含む質問への回答がどのようなものであってもペナルティはなく、正直に回答するように求める文章を教示した。質問への回答後、実験を終了した。

結 果

目的に記したように、分析には性別回答で女性と答えたデータのみを用いた(N=52)。分析にはHAD(清水, 2016)を用いた。女性の平均BMI

は20.141(SD=2.686)であった。各場面の瘦身願望尺度の内的整合性を検討するために、信頼性の分析を行った。「現在、痩せたいと思っています」という質問項目に対し、「はい」と回答した女性参加者のデータ(痩せたい女性データ(N=28))を用いて算出した結果、場面1では $\alpha = .884$, 場面2では $\alpha = .847$, 場面3では $\alpha = .910$, 場面4では $\alpha = .854$, 身体満足度では $\alpha = .812$ という結果が得られた。痩せたくない女性データ(N=20)を用いて算出した結果、場面1では $\alpha = .927$, 場面2では $\alpha = .935$, 場面3では $\alpha = .966$, 場面4では $\alpha = .971$, 身体満足度では $\alpha = .825$ という結果が得られた。尚、「むしろ太りたい」と回答した女性データ(N=4)は分析から除外した(以下の分析でも、同様の基準で痩せたい女性および痩せたくない女性に分けた分析を行なった)。

痩せたい女性および痩せたくない女性の瘦身願望得点を従属変数とし、異性の友人場面、同性の友人場面を、話さないか、話すかに分け、平均したものを図1に示す。痩せたい女性について2(他者の性別: 異性・同性) × 2(指摘の有無: 指摘あり・指摘なし)の2要因参加者内計画の分散分析を行った結果、指摘の有無要因の主効果は有意であり、指摘あり条件が指摘なし条件よりも優位に高かった($F(1, 27) = 22.20, p < .001$)。他者の性別要因の主効果($F(1, 27) = 1.25, p = .273$),

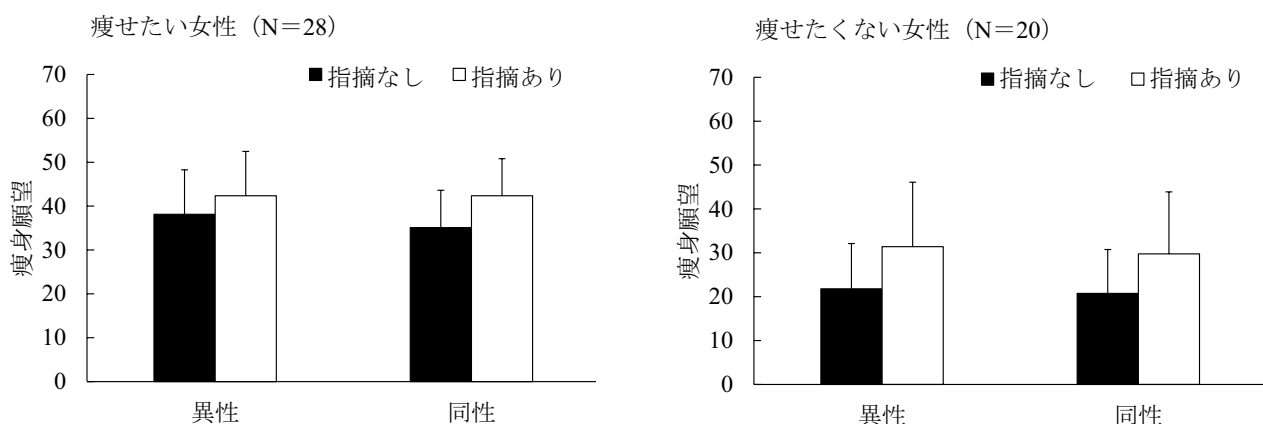


図1. 想定する場面ごとにみた瘦身願望
(痩せたい女性と痩せたくない女性の比較エラーバー標準偏差)

「指摘の有無×他者の性別」の交互作用 ($F(1,27) = 3.01, p = .094$) は有意ではなかった。痩せたくない女性について同様の分散分析を行った結果、痩せたい女性と同じ結果のパターンであった。すなわち、指摘の有無要因の主効果は有意であり、指摘あり条件が指摘なし条件よりも有意に高かった ($F(1,19) = 17.16, p = .001$)。他者の性別要因の主効果 ($F(1,19) = 0.82, p = .377$)。「指摘の有無×他者の性別」の交互作用 ($F(1,19) = 0.09, p = .767$) は有意ではなかった。以上の結果より、痩せたい女性と痩せたくない女性ともに会話は有意に瘦身願望を増加させることが示された。

痩せたい女性について瘦身願望と身体満足度の間の相関関係について検討した結果、異性・話さない条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(26) = -.469, p < .050$)、異性・話す条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(26) = -.498, p < .010$)、には有意な負の相関関係が見られた。同性・話さない条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(26) = -.143, p = .467$)、同性・話す条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(26) = -.203, p = .300$)、異性の会話の効果と身体満足度 ($r(26) = -.041, p = .837$)、同性の会話と身体満足度 ($r(26) = -.057, p = .774$) には有意な相関関係は見られなかった。痩せたくない女性について瘦身願望と身体満足度の間の相関関係について検討した結果、異性・話さない条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(18) = -.448, p < .050$)、同性・話さない条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(18) = -.549, p < .050$)、には有意な負の相関関係が見られた。同性・話す条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(18) = -.410, p = .073$)、異性の会話の効果と身体満足度 ($r(18) = .387, p = .092$)、異性・話す条件の瘦身願望と身体満足度 ($r(18) = -.011, p = .962$)、同性の会話効果と身体満足度 ($r(18) = -.029, p = .905$) には有意な相関関係は見られなかった。

考 察

本研究の目的は、女子大学生の「瘦身願望」と「他者の評価」の関係について明らかにすること

であった。この目的のために他者から体型に関する指摘をされた場面を想定させた実験を行なった。他者の性別と自分の体型に関する指摘（会話）が瘦身願望に影響すると予測した。痩せたい女性および痩せたくない女性で結果の傾向は一致しており、指摘なし条件に比べて指摘あり条件では瘦身願望が高かった。他者の性別の効果、指摘の有無×他者の性別の組み合わせの効果は示されなかった。以上の結果より、指摘の有無が瘦身願望に及ぼす影響については予測と一致したが、他者性別の効果、指摘の有無と他者の性別の組み合わせの効果については一致しなかった。すなわち、女子大学生の「瘦身願望」と「他者の評価」の関係については、性別の違いによらず他者から自分の体型に関する指摘をされない条件に比べて指摘をされる条件では瘦身願望が高くなることが示された。

以下に上述の結果の解釈と先行研究との関係について論じる。まず、指摘の有無の効果については、痩せたい女性、痩せたくない女性のいずれでも他者から自分の体型に関する指摘をされることで瘦身願望が高くなることが示された。釜谷・藤島（2010）では、同年代の友人や家族など身近な他者が自分以外の女性のスタイルを褒める場面設定で、瘦身願望への影響について検討した。この場面設定では、他者は自分の体型を直接指摘するのではなく、自分以外の女性のスタイルを褒めるものであった。このように他者と自分を比較する場合、他者の「体型に関する指摘」そのものが瘦身願望に影響を与えるというよりも、「自分より優れた人物と比較されたこと」が影響を与えている可能性があり、他者の指摘が自分の瘦身願望に与える影響であることを強く主張することができない。一方、本研究では他者の「体型に関する指摘」を場面想定するよう求めた実験により他者の評価が瘦身願望に及ぼす影響について検討した結果、他者が自分の体型に関する指摘をすることで瘦身願望が高くなることが示された。すなわち、本研究は身近な他者が体型に対する評価を行うことが瘦身願望を高める直接的な証拠を示した。

次に、本研究では、他者の性別による違いは有意ではなかった。釜谷・藤島 (2010) の女子大学生を対象とした実験では、同性友人よりも異性友人から指摘される状況において瘦身願望が高くなることが示された。このように研究間で結果が食い違った理由として、場面設定の違いが考えられる。釜谷・藤島 (2010) では、自分以外の女性のスタイルを褒めるという場面設定であった。この状況では、自分 (女性)、異性または同性の友人、自分以外の女性の3人が登場する。生物学的観点や進化心理学の観点 (Cartwright, 2001) から考えると、異性の友人は配偶の可能性のある相手であることから、自分 (女性) にとって自分以外の女性是对立競争する相手とみることが出来る。そのため、同性の友人の場合に比べて瘦身願望が高まったのかもしれない。一方で、本研究の痩せたい女性および痩せたくない女性の瘦身願望の結果、他者の性別による違いは有意ではなかった。本研究では自分 (女性) と異性または同性の友人の2人が登場する場面であることから、場面に競争相手は登場しない。そのため、性別による違いは影響しなかったのかもしれない。本研究のように「もっと痩せた方が良い」と直接的に体型を指摘された場合には、他者の会話がストレスとなることで自尊感情を低下させた結果、瘦身願望を高めた可能性がある。この点については今後の研究が必要である。

また、本研究では痩せたい女性、痩せたくない女性のいずれでも「指摘の有無×他者性別」の交互作用はなかった。釜谷・藤島 (2010) で指摘されているように、異性友人は配偶の可能性のある相手であることから、直接的に体型を指摘された場合でも同性友人よりも異性友人の方が瘦身願望に及ぼす影響が大きいと予想したが、そのような結果にはならなかった。体型に関する直接的な指摘は内容そのものが、ストレスとして影響力が大きいため、指摘した他者の情報 (性別) の違いは考慮されずに、瘦身願望を高めたのかもしれない。この点についても今後の検討が必要である。

また、本研究では瘦身願望と身体満足度の間の相関関係についても検討した。痩せたい女子大学生に限定すると異性という場面のみ負の相関関係となること、痩せたくない女子大学生に限定すると話さない場面のみ負の相関関係となることが示された。ただし、痩せたい女性、痩せたくない女性に分けた分析については、データが少なすぎる可能性もあり、本研究のみでは結論づけることはできない。瘦身願望と身体満足度の間の相関関係については、より大きなサンプル数での検証が必要である。

最後に本研究を行う意義についても述べる。現在、痩せすぎる女性たちや摂食障害などが問題になっている。女性たちが痩せることに執着するのは、我々の社会が外見に高い価値を置いているためだと考えられる。多くの人が他者の過大評価のために過度のダイエットをし、不健康となっている。不正確なダイエット観は拒食症、過食症など心身の健康被害を引き起こす。そのため、本研究は、他者の評価を正しく認識し、良好なダイエット観を養い、健康的で、正しいダイエットを行うにはどうすれば良いかについて提案することにつながる。

引用文献

- 秋本雅代・諸橋泰樹 (1987). 女性雑誌の「痩せたい広告」の現在—瘦身・整形広告の内容と問題点, 出版ニュース, 8-11
- 馬場安希・菅原健介 (2000). 女子青年における瘦身願望についての研究, 教育心理学研究, 48, 267-274.
- Cartwright, J. H. (2001). Evolutionary explanations of human behavior. Oxford, UK: Routledge (カートライト, J.H. 鈴木光太郎 河野和明 (訳) (2005). 進化心理学入門 新曜社)
- Garner, D. M., & Garfinkel, P. E. (1980) Socio-cultural factors in the development of anorexia nervosa. *Psychological Medicine*, 10,

647-56.

Henninger, F., Shevchenko, Y., Mertens, U. K., Kieslich, P. J., & Hilbig, B. E. (in press) . lab.js: A free, open, online study builder. *Behavior Research Methods*.

厚生労働省(2017). 平成29年度国民健康・栄養調査結果の概要 .

釜谷真理恵・藤島喜嗣(2010). 他者の言葉が女子大学生の身願望へ及ぼす影響, 学苑人間社会学部紀要, 832, 10-15.

Lange, K., Kühn, S., & Filevich, E. (2015). “ Just Another Tool for Online Studies” (JATOS): An Easy Solution for Setup and Management of Web Servers Supporting Online Studies. *PloS one*, 10, e0130834.

諸橋泰樹(1994). 女性雑誌に見る“瘦せ”ブームを探る 松井 豊 (編) ファンとブームの社会心理, サイエンス社

Ogden, J. (2003) . *The psychology of eating : from health to disordered behavior*. Blackwell Publishers Ltd.

清水裕士(2016). フリーの統計分析ソフト HAD : 機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.

鈴木幹子・伊藤裕子(2002). 女子青年における女性性受容と摂食障害傾向: 自尊感情, 身体満足度, 異性意識を媒介として. 青年心理学研究, 13, 31-46.

鈴木公啓(2017). 瘦せという身体の装い: 印象管理の視点から ナカニシヤ出版

矢崎葉子(1992). 誰がダイエットをはじめたか 大田出版

Effects of Friends' Weight-Related Criticisms on Japanese Female Undergraduates' Desire to Lose Weight

GAO Ping

(Graduate School of Creative Studies in Society and Culture)

OSUGI Takayuki

(Faculty of Humanities and Social Sciences)

Previous studies have discussed the relationship between the desire to lose weight and individual differences, such as self-esteem. However, it remains unclear if one's desire to lose weight is influenced by the effects of other people's negative opinions about one's body. The present study aims to determine if friends' negative comments about one's body influence a person's desire to lose weight. Seventy-eight female undergraduate students participated in a survey where they were asked to imagine their male and/or female friends pointing out their weight-related physical flaws. The participants were then queried on how this would affect their desire to lose weight. An analysis of 11 self-rated items by the participants to measure weight loss revealed that they had a greater desire to lose weight when they imagined hearing their friends' negative comments about their body. This study also examines the effects of a friend's gender and weight related criticisms on a participant's desire to lose weight and their body image, respectively.

R・ウォルハイムの画像表象論

清塚 邦彦

(人間科学・思想文化学分野担当)

1 まえおき

R・ウォルハイムは、M・ビアズリーやN・グッドマンらと並んで、分析哲学の手法を用いて美学の問題と取り組むいわゆる分析美学の初期における代表者の一人として知られる。本稿では、分析美学の論客たちが共通の論題として取り組んできたテーマの一つである画像表象 (pictorial representation) の本性の問題について、ウォルハイムの理論に焦点を絞って検討を行いたい。

画像表象とは、大雑把に言えば絵のことだが、紙や布に線描や彩色を施した平面的なものばかりでなく、レリーフや彫刻のような立体的なものにも関わり、さらに静止画像ばかりではなく動画像ともつながる広がりを持っている。とはいえ、さしあたり本稿では、その典型事例にあたる平面的な絵画を念頭に置いて考察を進めることとなる¹。

画像表象の本性を巡って、英語圏の哲学では、美術史家ゴンブリッチの著書『芸術と幻影』(1960年)を呼び水として、哲学の視点からする論議が交わされ、現在に至るまで一つの問題圏を形成している。その中で、ウォルハイムの議論は、ゴンブリッチやグッドマンのそれと並んで、この問題をめぐる議論の全体的な枠組みを決める役割を果たしてきた。その検討は、単に哲学的な回顧の

関心によるものではなく、現在に続く論争状況への視野を明確化することにもつながる。

ウォルハイムの画像表象論は、ゴンブリッチ前掲書への書評(1961年)を皮切りに、没年(2003年)に至るまで、40年余りにわたって展開され、その間、一貫した論点に加えて変動も見られる。以下では、ウォルハイム理論の展開を大まかに三つの段階に分けて述べていく。第2節～第3節では、『芸術とその対象』初版(1968年)ならびに論文集『芸術と心について』(1974年)所収の諸論文に準拠しながら、ウォルハイムの初期画像表象論の骨格と問題点を確認する²。第4節では、『芸術とその対象』第2版(1980年)に代表される時期において、初期の問題点がどこまで、どのように解消されたかを明らかにし、あわせて今後の課題を確認する。第5節は、その課題の帰趨について、1980年代の半ば以後の著作を手がかりに見きわめる。第6節は、そこまでの主立った議論の筋道からは漏れるいくつかの重要論点についての補足である。

2 「表象的な視覚」

ウォルハイムがその画像表象論において一貫して維持しているのは、絵による描写の働きを、それを理解する知覚経験と相関的に理解しようとする姿勢である。絵が何かの絵であるということの意味を理解するには、その絵のもとにその何かを見るという知覚経験の意味をまずは理解する必要がある——。こうした考え方を取る点で、ウォルハイムは、当時グッドマンが代表していた記号論

¹ 「画像表象」という訳語についても一言断り書きが必要かもしれない。分析美学における画像論をめぐると我が国における議論の文脈では、“representation”は時に「代表」、また時に「再現」とも訳される。菅野盾樹氏によるグッドマンの翻訳では前者が、グッドマン『芸術の言語』とウォルハイム『芸術とその対象』の訳書においては後者が用いられている。筆者自身、以前の論文では「絵画的な描写」という訳語を用いたこともある(清塚(2002))。「代表」では意味が限定されすぎること、「再現」では「再」の含意が効きすぎること、“depiction”の通例の訳語(描写)との区別、等の配慮から、本稿では「画像表象」を採用した。

² 「初期」という言い方はウォルハイムの思想全体における初期ということではなく、彼の画像表象論の初期という意味に解していただきたい。

的な見解（後述）と対立し、大まかに「知覚説（perceptualism）」と呼ばれる陣営に属する³。そして、ウォルハイム版の知覚説の中心をなすのが、「表象的な視覚（representational seeing）」の概念である。

この概念の基盤となっているのは、絵を見る経験を、物体としての絵がもつ平面的な形状を見る経験と、そこには存在しないはずの主題対象を見る経験とが共存するような経験として捉える考え方である。例えば西洋風の風景画なり人物画なりを見る人は、眼前の板や画布の表面に施された線描や彩色に目を凝らすと同時に、そこに一定の風景なり人物なりを見てもいる。論文「対象を描くことについて」では、こうした二重性が、素描の中の線と、それによって描き出された事物の縁との対比という形で取り上げられている。曰く、「素描の中の輪郭線（contour）それ自体は縁（edge）ではないが、私たちが素描を表象として見る時には、その輪郭線が縁に見えるのだ」⁴。つまり、素描を「線と筆致の形状として」見るときには線が見えるが、「表象として」見る時には縁が見えるというわけである。ウォルハイムにとって、画像表象とは何かを問うことは、この「あるものを表象として見る（to see something as a representation）とはいかなることなのか」⁵を問うことに行き着く。『芸術とその対象』では、それが「表象的な視覚」の名の下で問われるのである。

表象的な視覚について議論を行う際に、ウォルハイムはよく抽象表現主義の画家ハンス・ホフマンの逸話に触れている⁶。それによれば、ホフマンは、入門したての弟子に、「白い画布の上に黒い

マークを付けるように求めてから、次いで、黒が白の上に乗っている様子を観察するよう求めるならわしだった」⁷とされている。この逸話のポイントは、「上に」（あるいは「後ろに」「同じ高さに」）という空間関係の意味にある。ホフマンの問いかけの趣旨は、決して、黒い絵の具が白い画布の上に乗っているという物理的な空間関係ではなかった。それがどのような関係であるかを際立たせるために、ウォルハイムは事例に若干の手直しを行っている。

その点を明確にするためにこの例に少し手を加えて、若い画家が求められたのは白い画布に青い点を載せてから、青が白の後ろにある様子を観察することだと仮定しよう。元々の例において「上に」が担っていた意味、それから新しい例において「後ろに」が担っている意味は、あるものを表象として見るという概念の（あるいは、あるものが表象的な性質を持つという概念の）初歩的な形態を与えてくれる⁸。

言い換えれば、この場合の「上に」「後ろに」という空間関係の表現は二重の意味を帯びているのであり、一方では現実の物理的空間の中での関係、もう一方では、絵のもとに見いだされる非現実の空間の中での関係を意味している。論文「対象を描くことについて」ではその点が次のように整理されている。

ここには、「上」、「同じ高さ」、「後ろ」ということを測る二つの異なる次元がある。一方は物理的な次元、他方は絵画的な次元と呼ぶべきものである。絵の具が画布の上にあるのは最初の次元に沿ってであり、黒が白の上にある（少なくとも、ホフマンの弟子たちが求めに応じて画布を観察した時にはそうであ

³ Lopes (1996), p. 11. Wollheim (1987)では、ここでの「知覚説」に相当する見解が「絵画が表象するものを、表象が適切な予備知識と感受性を持った鑑賞者に引き起こす種類の視覚経験に基づける見解」として括られている (p. 77)。さらに、Gaiger (2008), p. 2.では「知覚主義 (perceptualist theory)」, Kulvicki (2014)では「経験説 (Experience View)」と呼ばれる (p. 5)。

⁴ Wollheim (1974a), p. 22.

⁵ Wollheim (1974a), pp. 22-23.

⁶ Wollheim (1980), p. 15 [邦訳18頁]; Wollheim (1974a), pp. 26-27.

⁷ Wollheim (1980), p. 15 [邦訳18頁] .

⁸ Wollheim (1980), p. 15 [邦訳18頁] .

る)のは第二の次元に沿ってである⁹。

絵の知覚は、「物理的な次元」に沿って言えば、線描や彩色を施された平らな表面を見ることだが、同時に、「絵画的な次元」に沿って言えば、現実にはそこに存在しない多様な事物がある奥行きを伴って配されている姿を見ることでもある。上の例では、そうした諸事物の最も切り詰められた場合として、黒と白の抽象形態からなる空間が考えられているわけだが、もちろん、その延長線上には多様な具象絵画が想定されている。

……あるものを表象として見ることは、私たちが黒絵具を画布に施す時に、白の上や同じ高さや下に黒を見る仕方と、本質的に結びついており、その最高度の形態においても、その仕方の単なる洗練ないし拡張形態に過ぎない¹⁰。

初期のウォルハイムは、こうして導入された表象的な視覚の概念を、ウィトゲンシュタインの『哲学探究』に出てくる「として見る」の概念¹¹と重ね合わせている。両概念の関係は、先のホフマンの事例に即せば次のように敷衍することができる。つまり、ホフマンの弟子は、白い画布の上に載った黒絵具を見ていながら、そのありさまを、同時に、白い抽象形態の上に黒い点状の抽象形態が載っていること「として」見ているのだ、と。ウォルハイムは、「ホフマンの弟子が求められた類の視覚（それを「表象的な視覚」と呼ぼう）」¹²と述べている。

ところで、ウォルハイムは、画像表象の本性を解く鍵が表象的な視覚の事実にあることを力説する一方で、その種の事実が画像表象の事例以外にも広く蔓延していることを指摘している。空の雲

が羊の群に見えたり、ロールシャッハテストの試験紙の模様がいろいろな事物の姿に見えたりといった事例はいずれも表象的な視覚の具体例に当たる。この関連で、ウォルハイムは、絵の初心者へのレオナルドの有名な助言に触れている。染みや小石が混入してできた壁の模様を見ながら、そこに様々な風景や人々の群像を見る能力を養うことが画家の修業に有益であることを説いた有名なくだりである。ウォルハイムによれば、「そのような視覚は、わずかなりとも変化を施された（differentiated）表面を持ったどのような物理的対象の視覚とも外延が等しいと言っても過言ではない」¹³。

しかし、では、こうした多様な事例群の中から、厳密な意味での絵（画像表象）とは何かを限定する規定は何なのか。初期のウォルハイムは、この点にはあまり踏み込んだ関心を寄せていない¹⁴。後年の著作では、この問題との関連で、作者の意図の概念が重要な役割を演ずることになるのだが、それについては追って説明することとしたい。

以上、本節では、ウォルハイムの初期画像論の最も中心的な論点について確認してきた。それを踏まえ、次の節では、これらの論点が分析美学におけるウォルハイムの位置づけとどのように関連してくるかを見ておくこととしたい。

3 ウォルハイムの位置

以上に見てきたウォルハイムの画像表象論は、大まかに「知覚説」と呼ばれる見解の一種に当たる。その点で、ウォルハイムは、グッドマンに代表される記号論的な理論とは対立している。と同時に、「知覚説」の内部にもおいても、ウォルハイムは少なくとも二つの立場と対立していた。一つは、画像表象を主題対象との類似性によって説明しようとするいわゆる「類似説（resemblance theory）」であり、もう一つは、それをあたかも

⁹ Wollheim (1974a), p. 27.

¹⁰ Wollheim (1974a), p. 27.

¹¹ ウィトゲンシュタイン『哲学探究』第2部xiを参照。

¹² Wollheim (1980), p. 16 [邦訳19頁] .

¹³ Wollheim (1980), p. 16 [邦訳19頁] .

¹⁴ Cf. Wollheim (1980), p. 18f. [邦訳22-24頁]

主題対象が眼前に存在するかのように誤認する幻影として説明しようとするゴンブリッチ流の「幻影説 (illusion theory)」である。以下、本節では、ウォルハイム画像論の初期に属する著作に準拠しつつ、その理論的考察の骨格をこれら三つの批判的論点に即して確認しておきたい。

3-1 記号説あるいは慣習説への批判

表象を見る経験の実質をどう捉えるかについて、ウォルハイムによる積極的な特徴づけは、晩年に至るまで、微妙な揺れ動きを示している。しかし、この点についての一つの否定的な形での特徴づけ（何でないかに関わる規定）については、ウォルハイムの姿勢は当初から一貫している。要約的に言えば、表象を見る経験は、平面的な形状を見たうえで、その形状を一定の慣習的規約に照らして解読するような作業ではない、ということである。

表象の知覚をこの種の解読作業と解する見解のことを、後年のウォルハイムは「記号論的(semiotic)」な見解と呼んでいる¹⁵。それは、晩年の論文での規定では、「表象を、画像表面（その諸部分）と世界内の事物を結びつける規則や慣習の体系に基づける」¹⁶ことを共通特性とした諸理論をさす。初期の論文において、「画像表象を一種のコードまたは慣習の問題と解する見解」¹⁷と特徴づけられているものも、基本的にそれと重なる。

この種の理論に対し、初期のウォルハイムは、印象的な事例考察に基づく批判を提示していた。ウォルハイムの戦略は、記号論的な見方が当てはまり、かつ誰の目にも画像表象の事例とはみなしがたいと思われるような事例に私たちの注意を促すものである。そのために選ばれたのが、事物の色を描くときに、その補色を用いるという約束事に従って制作された作品という事例である。

……私たちは色を補色に置き換えた風景画

——そこではすべての対象が木も川も岩も本当の色の補色で描かれる——を想像することができよう。あるいは、もっと根本的な風景の再構築も想像できるのではないだろうか。例えば、風景をまず多様な諸部分へと断片化してから、それらの断片を、風景の見えかたは度外視したまま、一定の公式に従って全面再配置するようなものである。どちらの事例でも、目下の見解 [= 記号論的な見解] では、この種の絵を表象として分類することを思いとどまらせるものは何もないように思われる。しかし、通常、私たちは、それが[表象]本来の在り方だと認めるはずはない。なぜなら、これらの場合、私たちは、素描からその描写内容とされるものへとたどり着くために、もっぱら推論に、あるいは「導出」の結果による外はないからである。前者の中に後者を見ることはもはや問題外となる。今や私たちは絵に目を向けているのではなくパズルを解いているのである¹⁸。

最初に挙げられた補色絵画の例で言えば、ここでの議論のポイントは、補色関係その他の慣習的な約束事を持ち出すことなく、赤は赤で、緑は緑で表すような画像表象の体系こそが自然であり、手の込んだ約束事を持ち出すような体系は画像表象の体系として不自然だ、という前提にある。そして、それは、一応の説得力を持った前提だとも思われる。しかし、それは決して弁護不要の前提とはいかない。

この点については、シアアの指摘¹⁹が参考になる。第一に、「色彩逆転が色に関して絵の解釈を難しくする」という点は認めるとしても、「同様に、色彩語彙の逆転もまた、色記述を理解困難にすることが予想される。とすれば、逆転が引き起こす困難は、言語の場合にも共通であって、画像表象に固有のものではないと考えられる。

¹⁵ Wollheim (1987) , p. 76.

¹⁶ Wollheim (2001) , p. 14.

¹⁷ Wollheim (1974a) , p. 24.

¹⁸ Wollheim (1974a) , p. 24-25. [] 内は筆者の補足。

¹⁹ Schier (1986) , pp. 39-42.

第二に、赤で赤、緑で緑を表すことが自然に見えるのは、ことによれば、そのような手法が本質的に自然だからではなく、単に、それが慣習化しているからにすぎないかもしれない。シアアの言い方では、「かりにあなたの出発点となる絵画的枠組みの中では赤が緑を表すことが知られ、しかもそれが長い伝統になっているとするなら、赤が赤、緑が緑を表すような例外的な絵は、通常の（逆転色の）絵よりも解釈が困難になるだろう」²⁰。

シアアが急いで付け加えているように、この第二の論点は、あくまでも仮定の話である。シアアは、「逆転色の体系は端的に不自然なのに対して正常色の体系は自然だ」というウォルハイムの見解自体は、是認している。しかし、この違いについては、慣れや定着度に注目するような、ウォルハイムとは別様な説明もありうる、というのが上の第二の指摘である。そのような別案を排除するためには、自然な画像表象体系とはどのようなものなのか（シアアの言い方では、「正常色のアイコンを色に関してアイコン的ならしめ、逆転色の対応物を色に関して非アイコン的ならしめるものは、正確には何なのか」²¹）について、さらに考察を深める必要がある。補色体系を持ち出すウォルハイムの議論は、この根本的な問いかけの趣旨をより鮮明にするものではあるが、それに答えるものにはなっていない、というのがシアアの診断である。

この点をめぐるウォルハイムの議論の進展については後ほど6-1で触れる。

3-2 類似説批判

類似説と言ってもその形態は何通りかのものがありうるが、初期のウォルハイムが焦点を置いているのは、絵がある対象の描写であることの実質を、その絵とその対象との間の類似関係に求めるような見解である。その種の見解について、ウォルハイムは、『芸術とその対象』の初版（1968年）

の第13節で、次のように述べている。

……たしかに、時として私たちは、絵について「だがなんとAによく似ていることか」と叫ぶ。だがそのことは私の論証への反例ではない。なぜなら、いまの場合に類似性が帰されている「これ」をパラフレーズしてみると、「この形状（configuration）はAにそっくりだ」であるよりもむしろ、「この人はAにそっくりだ」といった形になるからである。換言すれば、類似性の帰属は表象の言語の内部にあるのであって、表象の言語を説明するものではない。…²²

ここでウォルハイムは、私たちがよく、絵とその主題対象との類似に感嘆するという事実を率直に認めている。その限りでは、ウォルハイムは類似説に賛同しているように見える。しかし、そのうえで問題とされているのは、この場合の類似が正確なところ何と何との間の類似関係なのか、というややデリケートな問題である。もちろん、その背景にあるのは、先に第2節で見たような絵画経験の二重の性格である。つまり、それは平らな表面を見る経験であると同時に、そこに主題対象を見る経験でもある。前者の経験に即せば、絵とは物体の平らな表面をさす。それは、紙や布や板の表面に絵具や木炭その他の痕跡が施された一定の平面的な形状である。しかし、後者の経験に即せば、絵とは主題対象の表象である。そして、絵を表象として見ているときには、私たちに見えているのは、絵具や木炭を施された平らな表面ではなく、人や水差しや空や山河である。こうした区別の視点から先ほどの類似性を問い返すならば、当然問題となるのは、私たちが絵と主題対象の類似に感嘆するとき、主題対象と類似しているのはどちらの意味での絵なのかという点である。今しがたの引用箇所即していえば、主題対象と類似す

²⁰ Schier (1986) , p. 40.

²¹ Schier (1986), p. 41. 傍点は原著のイタリック体を示す。

²² Wollheim (1980) , p. 18 [邦訳21頁] . 傍点は原著のイタリック。

るのは、「形状」なのか、「人」なのか、というのが問いかけてあり、ウォルハイムの答えは、「人」、つまり表象としての絵だというものである。

しかし、そうすると、絵と主題対象の類似関係は、表象概念に対する説明項としては使えない。主題対象との類似が成り立つためには、絵は、すでに表象として（先の例では、人として）理解されていなければならない。つまり、類似は表象を説明するものではなく、むしろ表象を前提している。それが、「類似性の帰属は表象の言語の内部にあるのであって、表象の言語を説明するものではない」といういささか舌足らずな主張の実質だと考えられる。要するに、概念的には、表象が類似に先立つのである。

これに先立って起草されたと思われる論文「対象を描くことについて」でも、絵を形状として見ることと、絵を表象として見ることとを区別したうえで、類似が成り立つのは表象の水準においてであって、平面としての絵と主題の間にはむしろ類似性の欠如の方が目立つ旨の発言が繰り返されている。そこでの言い方では、

私たちが素描を、線と筆致からなる形状ではなく、表象として見ている限り、私たちが描くものと私たちが見るものとの間の不釣り合いは消滅する。あるいは、裏返して言えば、私たちが描く事物と私たちが見る事物とが似ていない、類似していないと言えるのは、私たちが素描を、平面的な形状とみなしている場合に限られる²³。

以上のような類似説批判は晩年の論文²⁴でも繰り返されており、ウォルハイムの変わらぬ信念だとみてよい。しかし、それが類似説批判として決定的かどうかについては、ウォルハイム自身、後の著作の中で、さらに若干の考察を残してもいる。その概要については6-2で改めて触れる機会が

ある²⁵。

3-3 幻影説批判

初期のウォルハイム理論の三つ目の軸として、最後に、ゴンブリッチ流の幻影説との対立関係について取り上げたい。両者の対立軸を成すのは、たびたび触れてきた絵画知覚の二つの側面の間の関係を、どう理解するかという問いである。あらかじめ図式的に整理すれば、ゴンブリッチは、絵を平面的な形状として見ることと、表象として見ることの関係を、同時には共存できない反転関係として説明したのに対して、ウォルハイムは、むしろ、両者が同時に共存する点にこそ絵の知覚の特質があるのだと考えた、ということになる。

この点に関するゴンブリッチの議論はいくつかの印象的な事例考察からなっている。その一つはベラスケスの傑作《ラス・メニーナス》の例である。この作品の人物を描いた部分は荒い筆致が用いられており、近くから見ると「美しい筆致の集積」にしか見えないが、一定の距離をとると突然「手やりボンやビロードの布」が浮かび上がってくる。ゴンブリッチは、その二つの見え方が切り替わる瞬間を捉えようとして果たせなかったという趣旨のケネス・クラークの自己観察を引用している²⁶。

さらに、ゴンブリッチは、こうした反転性を示すもう一つの印象的な例として、ウィトゲンシュ

²³ 後にドミニック・ロベスは、画像表象における類似関係の意義について論ずる中で、「表象依存的」／「表象独立的」という区別を導入した（cf. Lopes (1996), pp. 17-18）。表象依存的な類似関係とは、絵と主題対象の間に表象関係がすでに成立している限りで成り立つような類似関係であり、「表象独立的」の方は、表象関係の成立とは独立に、むしろそれに先立って成立する類似関係である。この用語で言えば、ウォルハイムの論点は、絵と主題対象の間の類似関係は（少なくとも、画像表象にとって重要な意義を持つ類似関係は）いずれも表象依存的だ、ということになる。しかし、では、表象に先立って表象の制約となるような類似関係は存在しない（あるいは、しえない）のか、どうか。この点について、先ほどのウォルハイムの議論は、明確な決着をつけるものではない。事実、80年代以後、何人かの論者は、類似説の復権に向けての弁護論を展開してきた。それに対するウォルハイムの応答については、第6節で取り上げたい。

²⁴ Gombrich (1960), p. 6 [邦訳29-30頁]。

²³ Wollheim (1974a), p. 22.

²⁴ Wollheim (2001), p. 17; (2003b), p. 140.

タイン『哲学探究』に引用されていることで知られるウサギ＝アヒルの反転図形に触れている。この図に関してゴンブリッチが強調することの一つは、私たちはそこにウサギの頭部を見ることもできればアヒルの頭部を見ることもできるが、その両方を同時に見ることはできないという点である。これが説得的な論点であることは認めなければならない。しかし、ゴンブリッチが力説するもう一つの論点の方は、より論争的である。すなわち、すべての絵画経験に見いだされる平面の知覚としての側面と表象の知覚としての側面の間の関係には、アヒルの図とウサギの図の間に見られるのと同様の反転関係が成り立つというのである。どんな絵を見る時にも、私たちは、平らな表面としての見え方に注目しているときには主題対象が見えず、主題対象の見え方に注目しているときには、平らな表面としての見え方が背後に退いてしまう。ゴンブリッチはそれを、画像表象に関する私たちの知覚の一般構造として位置付けるのである²⁷。

ウォルハイムは、こうしたゴンブリッチの見解を、次のように整理している。

ゴンブリッチにとって、何かをある対象の絵として見ることは、それを時には絵として、そして時にはその対象として見ることである。何かをある対象の良い、あるいは写実的な絵として賞賛することは、私たちがこれらの二つの異なる見方の間を移動できる速さまたは容易さについて何かを語ることである²⁸。

ウォルハイムによれば、絵の知覚に関するゴンブリッチの理論は、その特質を平面の知覚と主題対象の知覚とが絶えず入れ替わる点に求めるものだった。しかも、ウォルハイムの理解では、ゴンブリッチは、そうした入れ替わりに伴って、信念のレベルでも、目の前にあるのは平らな表面だという（正しい）信念と、眼前に主題対象が存在し

ているという（幻影的な）信念とが交互に入れ替わることを想定していたのだという。

しかし、ゴンブリッチ理論の要点を以上のように捉えた上で、ウォルハイムは、そこに二つの批判を向ける。

第一に、ゴンブリッチが主張した（とウォルハイムが解する）反転性は事実と反する。私たちは、絵を見る時に、その描写内容が事実として面前で成り立っているという間違った信念を抱くことはないし、そうした信念と、目の前には平らな表面があるだけだという別の信念の間を往來することもない。ウォルハイムはやや皮肉を込めて次のように述べている。

コンスタブルやモネの傑作を見るときに、部分的にであれ抑制された形においてであれ、私たちがそれらの絵に対して、それらの絵が再現しているものに対するのと似た仕方で反応する誘惑がいささかなりともあると言うのは、まったく真実に反する。腕を広げてピクニックに加わろうと望んだり、まぶしい陽光を避けてサングラスをつけようと望んだり、などということはないのである²⁹。

この第一の論点に付随して、ウォルハイムは、ゴンブリッチの議論についての批判的な診断を言い添えている。ゴンブリッチは、『ウサギ＝アヒルの図』においてウサギ解釈とアヒル解釈とが相容れないという観察を踏まえつつ、それと同じ事情がすべての絵画の場合の平面的形状解釈と表象解釈との間にも成り立つのだと考えた。しかし、この一般化は不当だ、とウォルハイムは言う。ウサギ解釈とアヒル解釈は確かに相容れないが、しかし、通常の絵においては、平面的形状解釈と表象解釈は両立するし、現に、共存している、というのがウォルハイムの考えである³⁰。

第二に、絵画の知覚をこうした異なる信念の間

²⁷ Gombrich (1960) , p. 29.

²⁸ Wollheim (1974b) , p. 278.

²⁹ Wollheim (1974b) , p. 277.

³⁰ Wollheim (1974b) , p. 280.

の交代現象として捉えるならば、私が絵を称賛する際の重要な理由の一つが説明できなくなる。

……私たちが写実芸術の素晴らしい業績を賞賛するとき、その理由となっているのは、私たちが、それらを現実世界の対象に関する実にそっくりな再現として考えるという事情である。しかし、そんなふうを考えることは、それらを（お望みなら、「見なす」という表現の最も希薄な意味においてさえ）対象自体と見なすこととは、明らかにまったく両立しない³¹。

つまり、絵を実物と取り違える人は、そもそも絵を絵として認識していないのだから、絵の写実性を賞賛することもできない。賞賛が成り立つためには、絵の平面性の認識が欠かせない。

以上のようなウォルハイムの主張は、それ自体として見れば、大いに説得的である。絵を見る経験において、目の前にあるのが平坦な表面だという信念と、その主題対象に当たる多様な事物が現にそこに存在しているという信念とが、交互に入れ替わるというふうな理解は、私たちの経験の実態とは食い違っている。ウォルハイムが主張する通り、絵を見る経験は、ある意味ではその主題対象（人物や静物や風景など）を見る経験だが、しかし、そこには、当の主題対象が現実に目の前にあるという（間違っただけ）信念は伴っていないと考えるのが穏当である。

しかし問題は、果たして、そのような説得力のない見解をゴンブリッチに帰すること自体が、そもそも正しかったのかどうかである。そして、結論から言えば、この点で、ウォルハイムの解釈には大いに疑問の余地がある。

この点については別稿³²において詳しく論じたので、ここでは要点だけを整理しておきたい。

ウォルハイムの理解では、ゴンブリッチは、絵

画の経験に、現実には不在の対象が眼前にあるという事実誤認が伴うものと解している。しかし、第一に、ゴンブリッチの具体的な事例考察に照らせば、そのような解釈は不当である。見る人の目を欺くことを狙いとすただまし絵（トロンプ・ルイユ）のような特殊な事例を除けば、私たちは、絵を見てその表象内容を理解する時に、自分が目を向けているのが例えば壁にかかった板の表面であることを承知している。それゆえ、表象を見る経験には、自分が見ているものが板の平らな表面だという意識が共存している。ゴンブリッチは、そのことには何も異を唱えておらず、むしろ、折に触れて、彼の言う「幻影」が「欺瞞」ではないことを確認している³³。要するに、ゴンブリッチは、ウォルハイム同様、平面の意識と表象の知覚の共存を認めているのである。

では、第二に、ゴンブリッチが反転性を強調した趣旨は何だったのか。要約的に言えば、彼が主張していたのは、異なる信念の入れ替わりではなく、視覚的注意の焦点の入れ替わりとでも呼ぶべき事態である。私たちは、絵を見てその主題対象に注意を凝らしているときには、同時にその絵の単なる平面としての形状に注視することができないし、逆にまた、絵を単なる平面的形状として見ているときには、そこに同時に主題対象の姿を見ることはできない。例えばゴッホの自画像を見る時に、私たちは、そこに描かれた容貌や表情に注意を向けることもできれば、筆致や絵の具の隆起が織りなす形状そのものに注意を向けることもできる。どちらの場合でも、私たちの視線の方向は一致しているかもしれない。しかし、容貌・表情に注意している時には、平面的形状それ自体は背景に退き、逆に、後者に注意が向かう時には、その分、描かれた容貌・表情からは注意が遠のく。平面としての平面と、主題対象とを、同時的な注意の対象とするのは難しい。ゴンブリッチが主張する反転性は、こうした意味での注意の反転性と

³¹ Wollheim (1974b) , p. 277.

³² 清塚 (2021)。

³³ Gombrich (1973a) , p. 240; (1973b) , p. 99. Cf. Woodfield (1988) .

いう程度に解しておくのが、解釈としては穏当である。そして、この意味での反転性の主張には、私たちの経験の実態に照らして一応の説得力があると思われる。

しかし、ではどうということになるのか。絵の知覚が一種の反転性を持つというゴンブリッチの主張に対するウォルハイムの反論は、単純に失当であったのか。それとも、その批判にはなお配慮すべき実質があるのか。しかし、それはどのような内容なのか。

こうした疑問への答えを探る時、あらためて問い返されるべきなのは、平面を見る経験と表象を見る経験とが同時に起こっている（ウォルハイムの言い方に近づければ、「二つの同時的知覚」³⁴）ということの、正確な意味である。しかし、残念ながら、初期の著作には、こうした問いについて考えを掘り下げるための手がかりが見当たらない。この点については、後期の著作に触れた後で改めて検討することとしたい。

4 『芸術とその対象』第2版（1980年）における理論的展開

『芸術とその対象』の第2版（1980年）には、本文は初版のままながら、六本の補遺論文が添えられている。その一点「として見ること、の中に見ること、画像表象」は、表象的な視覚に関する初期の見解について本格的な見直しを行った成果について、極めて重要な内容を含んでいる。本節ではそこから、新たな変更点や追加的論点を取り出して解説・論評を行う。

4-1 正しさの規準

最初の補足は画像表象概念の範囲の特定に関わる。

先に第2節の末尾で確認したように、初期のウォルハイムは、画像表象の事例を含む広範な事例にみられる表象的な視覚に注目していたが、その中から画像表象の事例を取り出す種差の特定に

³⁴ Wollheim (2001), p. 20にある回顧的な文章による。

はさほど関心を寄せていなかったように見受けられる³⁵。『芸術とその対象』第2版に寄せられた第5補遺論文では、最初にこの点に関する補足が行われている。

結論から言えば、表象的な視覚の対象となる多様な事例の中から画像表象の事例を際立たせる種差に当たるのは、何が描かれているのかという問いに関して「正しさの規準 (standard of correctness)」が存在するという事情であり、さらには、それが制作者の意図に由来しているという事情である³⁶。

第5補遺論文では、この点について、表象的な視覚という同一の知覚類の三つの異なる種を対比する形で解説が行われる。一つは画像表象だが、他の二つはそれとは異なる。一つはロールシャッハテストの試験紙をはじめとする事例群であり、もう一つは写真である。ロールシャッハテストの場合には、試験紙のもとに何を見るのが正しいかについて、規準が存在していない。むしろ、そこには正しさも間違いもないことが、試験紙を用いた診断の前提となっている。そして、このように正しさの規準がないことは、空の雲や岩壁の模様が様々な事物の姿に見えたりする事例においても同様である。岩壁の模様に戦闘場面を見る人と荘厳な風景を見る人がいたとしても、どちらが正しいかを定めるための明確な規準が存在しない。それぞれの人にはそれぞれの見え方があるというだけである。

写真の場合には事情が異なる。写真の場合には、そのもとに何を見るのが正しいかについて規準が存在している。が、「写真の制作には機械的なプロセスが介在しているために、正しさを確立するうえでは、因果関係が、意図と少なくとも同程度に重要である」³⁷。写真に写っているのは被写体である。ただし、それは意図的に切り取られた被写体である。

³⁵ Cf. Wollheim (1980), sec.13.

³⁶ Wollheim (1980), p. 205 [邦訳211頁] .

³⁷ Wollheim (1980), pp. 207-208 [邦訳213-14頁] .

4-2 として見ること／の中に見ること

第2節で確認したように、初期のウォルハイムは、画像表象の本性を解く鍵を「表象的な視覚」に求めたうえで、その特質を大まかに「として見る (seeing-as)」という言い方で説明していた。が、その実質については、初期の著作では曖昧なままであった。いまやウォルハイムが取り組むのはその解明である。

その作業は同時に大きな軌道修正を伴うものでもあった。いまやウォルハイムは、表象的な視覚の解明項を、ウィトゲンシュタイン由来の「として見る」の概念ではなく、むしろ「の中に見る (seeing-in)」という概念に求め、それぞれに関して踏み込んだ特徴づけを試みるのである。あらかじめ議論の方向性を確認しておく、ウォルハイムは、これまで「表象的な視覚」と呼んできたような、眼前には存在しないはずの主題対象を見る経験のことを、「の中に見る」経験として捉え直すと共に、「として見る」という言い回しには、関連する英語の語法も参考にしながら、むしろ絵を平面的な形状として見る非表象的な視覚と連続的な知覚経験を割り当てる。以下では、ウォルハイムの説明の順序に沿って、二種類の知覚経験の相違に関わる三つの特徴について確認した上で、ウォルハイムが二つの知覚類型の間の「中心的な違い」に関する解説を見ていくこととする³⁸。

第一点は、見られるものの範囲に関わる。私たちが物理的な平面としての絵に目を向ける時に、同時にその中に様々な事物の姿を見るという場合、見られる内容を構成するもののうちには、個々の事物だけではなく、それらが織りなす一定の事態も含まれる。他方、ウォルハイムによれば、「として見る」の場合には、端的な知覚対象となって

いるのが個物である場合には、として見られるものも個物であり、事態が見られることはないのだという。ウォルハイムがその論拠としているのは、英語の語法として、see ~ in x は目的語として名前や記述だけでなく節も取ることができるのに対して、see x as ~ の方は、節を目的語に取ることができないという事情である。「もしも私が x に目を向け、x が個物であるならば、私は x の中に女性を見る (see a woman in x) こともできれば、x の中に女性が恋文を読んでいることを見る (see in x that a woman is reading a love-letter) こともできる。他方、私は x を女性として見る (see x as a woman) ことはできるが、x を、女性が恋文を読んでいることとして見る (see x as that a woman is reading a love-letter) ことはできない」³⁹。

第二点は、「局所化の要求 (requirement of localization)」と呼ばれるものに関わる。「もしも私が x を y として見ているならば、x には y として見られるような部分がある」⁴⁰。そして、x を y として見ていると主張する人は、x の正確にどの部分を y として見ているのかという問いに答えるのでなければならない。それが局所化の要求である。そして、《として見る》の場合には、この要求は正当と見なされるが、《の中に見る》の場合には、正当とはみなされない、というのが第二点である。「私は、x のどの部分に y が見えるのかに答えられなくても、x の中に y を見ることが出来る」⁴¹。この主張を裏付ける具体例として、

³⁸ 以下に紹介するウォルハイムの議論は、英語の語法に関する考察に多くを負っているが、しかし、日常言語の分析それ自体が目的とされているわけではなく、あくまで異なる二つの知覚類型の違いに焦点がある。Wollheim (1980), p. 209 [邦訳215頁]:「当面私は、これらの現象の本性や両者の区別を、問題の言い回しそのものに専心すれば捉えることができると主張するつもりはない」。Cf. Wollheim (1980), p. 216 [邦訳223頁]。

³⁹ Wollheim (1980), p. 210 [邦訳216頁]。この論点に対して直ちに思い浮かぶのは、that 節を目的語とすることはできなくても、動名詞句を目的語とすることならばできる、という反論である ("see x as the woman's reading a love-letter" というふう)。ウォルハイムはその点は認めているが、しかし、こうした言い回しが実質的に表象の概念を前提しているのだと反論している。つまり、こうした言い回しは実質的に "see x as a representation of a woman's reading a love-letter" に等しいのであり、表象概念の解明のためにこの種の言い回しを持ち出すことは論点先取に当たるのだという。Cf. Wollheim (1980), pp. 210-211 [邦訳216-217頁]。

⁴⁰ Wollheim (1980), p. 211 [邦訳217頁]。

⁴¹ Wollheim (1980), p. 211 [邦訳217頁]。

ウォルハイムは群衆の表現に触れている。例えばミケランジェロのシステーナ礼拝堂天井画《大洪水》では、群衆の一部は描かれているが、残り的人々は地面の起伏に隠れて見えなかったり、コジモ・ロッセーリ《ゴルゴタの丘への道》では、描かれている人々の姿が絵の枠で遮られたりしている、という具合である⁴²。これらの場合、絵画的に表象されている事柄の多くの部分は、画面上に見て取ることができる事柄の背後に隠れていたり、枠の外に外れていたりするために、画面上の特定の場所を指定できない、というのがウォルハイムの言い分である。第一の論点と関連付けて言えば、私たちが絵の中に見る事柄を特定する節の内容のすべてに画像表面の特定の場所を指定することはできない、ということになる。

第三点は「二重性の主張 (The twofold thesis)」と呼ばれる。それは、すでに第2、第3節で見てきた事情、つまり、絵を表象として見ているときには、平面（媒体）と対象（主題）とが同時に意識されているという事情に他ならない。ウォルハイムによれば、この特徴は《の中に見ること》の特質をなすものであり、《としてみる》経験には見られない⁴³。それが第三の相違点である。ウォルハイムの見解では、画像表象を成り立たせている表象的な視覚の実質をなすのが《の中に見る》という知覚経験であり、その特質が二重性、つまり平面の知覚と主題対象の知覚の併存にあるのである。

以上の三つの相違点の確認に続けて、ウォルハイムは、二つの知覚様式の間「中心的違い (central difference)」について論じている。それは、それぞれの視覚が「『端的な知覚 (straightforward perception)』に対して持つ異なる関係」⁴⁴ に関わっている。「端的な知覚」というのは、要する

に通常の見る経験であり、「人間その他の動物が、感官に提示された事物を知覚する能力」⁴⁵に基づいている。

「《としてみること》はこの能力と直結しており、それどころか、その本質的な一部」⁴⁶である。それは、目の前の事物が持っている特徴に関する探究の一環であり、事実への関心に導かれている、とされる。

他方、「の中に見る」経験の方は、「感官に提示されていない事物の知覚経験を持つこと」⁴⁷を基本特性としている。その最も原始的な形態は「夢や白昼夢や幻覚」⁴⁸だとされるが、それらはあくまで原始的な形態に過ぎないとも言われる。成熟した《の中に見ること》においては、「現前している事物に目を向けることを通じて、現前していない事物の視覚がいまや現れる」⁴⁹。つまり、目の前の事物を見ているのだが、目の前の事物を見る通常の端的な知覚が生じる代わりに、現前していない事物の視覚が成立するのである。この関連でウォルハイムは、レオナルドの助言に触れている。染みで汚れた壁や岩を見ながら、そこに（その中に）激しい戦闘場面や神秘的風景を見る時、私たちはまさに「の中に見る」経験に浸っているのである。

4-3 残された課題

以上のようなウォルハイムの理論的展開の中から、本項では、これまでの考察に照らして最も気がかりな一点に考察を絞る。問われるべきなのは、初期の問題点として先に（3-3節で）指摘した、平面の知覚と主題対象の知覚の間の相互関係の問題が、どのように整理・解消されたのかである。

ウォルハイムは、初期以来、画像表象を理解する鍵を、絵を見る知覚経験に求め、それを「表象

⁴² Wollheim (1980), p. 212 [邦訳218頁].

⁴³ Wollheim (1980), p. 212 [邦訳218頁]:「《の中に見る》の場合には、見られたものと、媒体の諸特徴との両方に無制限に同時に注意を向けることができる。《としてみる》の場合にはそれができない。」

⁴⁴ Wollheim (1980), p. 217 [邦訳223頁].

⁴⁵ Wollheim (1980), p. 217 [邦訳223頁].

⁴⁶ Wollheim (1980), p. 217 [邦訳223頁].

⁴⁷ Wollheim (1980), p. 217 [邦訳223頁]. [傍点は筆者による。]

⁴⁸ Wollheim (1980), p. 217 [邦訳224頁].

⁴⁹ Wollheim (1980), p. 218 [邦訳224頁].

的な視覚」と呼んだうえで、その特質を、平面の知覚と、対象の知覚とが共存するという事情に求めた⁵⁰。補遺論文でも、「表象に相応しい視覚は、表象されたものと表象への（対象と媒体への）同時的注意を許容する」⁵¹と言われ、さらに「私が表象に表象として目を向ける時には、私には、対象と媒体に同時的に目を向けることが、許されるだけでなく、求められてもいるのだ」⁵²とされる。しかし、前節で確認したように、この二つの知覚が同時に共存するということ（「同時的注意」）の正確な意味は、決して分かりやすくはない。

当初からウォルハイムは、自らの立場をゴンブリッチとの対比において説明していた。それに従えば、ゴンブリッチは、絵の知覚経験を、平面を見る経験と、主題対象を見る経験とが、交互に入れ替わる交代現象として捉えていたが、他方のウォルハイムは、平面を見る経験と主題対象を見る経験とが同時に起こっていると主張するのだ、ということになる。

しかし、見てきたように、ゴンブリッチは、たしかに交代現象を想定してはいたが、その実質は決して、平面を見ているという信念と、主題対象を見ているという信念とが交互に入れ替わるというような劇的な反転ではなかった。そして、そのような劇的な反転が事実と反するというウォルハイムの議論は、事柄としては正しいが、ゴンブリッチ批判としては当たらない。

そればかりではない。ゴンブリッチが絵画知覚の反転性を語るときに主張していたのは、信念の劇的な反転ではなく、むしろ、視覚的な注意の反転性とでも呼ぶべき事情だったと思われる。私たちは、絵を見るとき、自分が板や画布や紙の表面に目を向けていることを承知しながら、同時に多様な事物（主題対象）を見る経験を味わっている。そのことはゴンブリッチも認めているわけ

だが、しかし、その上でゴンブリッチは、物体の平らな表面の物理的形状に目を凝らすことと、描き出された主題対象の姿に注目することとが、容易に共存しないことを力説する⁵³。平面の形状に注意を凝らすときには主題対象の姿が見えず、逆に主題対象の様子に注意を向けているときには、絵を単なる平面上の形状として見ることはできない、というふうな。

こうしたゴンブリッチの主張は、一応の説得力を持つと思われる。平面を平面として見るというのは、要するに、表象を度外視して見るということなのであり、平面的な形状と表象とに同時的に注意を向けるというのにはありえないことなのだ、と。

このように平面的形状への注目と主題対象への注目とを対立的に捉えるゴンブリッチに対して、ウォルハイムの方は、見てきたように、後期の著作に至っても、依然として、平面の知覚と主題対象の知覚とが同時に起こるとする立場に固執している。しかし、そのさい、「二つの同時的知覚」という論点は正確には何を意味しているのか。

この問かけの趣旨について、二つの観点から、もう少し明確化を図っておこう。

まず、一つの明らかな事実として、私たちは、絵を見る時には、それを（表象を度外視して）単なる平面的な形状として見ることは、容易ではないという事情に注意しておこう。絵は物体の平らな表面であり、そのことは絵を見る私たちも承知しているが、そのことは決して、その絵を単なる平面的な形状として見るのが常に誰にも容易であることを意味しないのである。もちろん、絵のスタイルによっては、一目見ただけでは（あるいは、近くから見た場合には）何が描かれているのかがわからず、単なる平面上の線描と彩色の集積

⁵⁰ 後の言い方では、「絵画表面の知覚と、表象対象の知覚という二つの同時的な知覚」（Wollheim (2001), p. 20）。

⁵¹ Wollheim (1980), p. 213 [邦訳219頁]。

⁵² Wollheim (1980), p. 213 [邦訳219-20頁]。

⁵³ ゴンブリッチは、戦馬の絵を例に挙げて、こんなふう論じている。「しかし、平たい表面と戦馬とを同時に「見る」ことが果して可能だろうか。これまでの論述が正しければ、そのような要求は無理筋である。戦馬を理解することは、しばし平たい表面を無視することである。両方を同時に行うことはできない（Gombrich (1960), p. 279 [邦訳書379頁]）。

のように見えることもある。しかし、いったんそこに主題対象の姿が浮かび上がってしまうと、私たちは、その絵をもはや単なる平面上の模様としては見るができない。単なる平面としての知覚を回復するには、わざと目を近づけたり、拡大鏡を用いたりするなど、通常の鑑賞条件から意図的に逸脱する特別な工夫が必要である。

こうした事実を考慮に入れるならば、絵を見る時の私たちの知覚経験は、平らな表面に関する端的な知覚と、その主題対象に関する端的な知覚に類似した経験とが、単に併存しているような経験としては記述できない。単なる併存ということならば、その一方の成分に焦点を絞って振り返ることもできそうなものだが、しかし、少なくとも、平面の端的な知覚だけを取り出すことはできない。むしろ、私たちが持つ経験は、平面を見る経験と、不在の事態を見る経験とが不可分に融合した独特な経験である。問題はそれをどう特徴づけるかだが、この時期のウォルハイムの記述ではその点がいま一つ明確ではない。

もう一つ、平面の知覚と併存する主題対象の知覚の方についても、同じく明白な事実を確認しておかなければならない。それは、表象的な視覚が、同様の対象に関わる「端的な知覚」とは、経験としての質が大きく異なることである。そのことは、いわゆる写実的な絵画の場合には一見分かりにくいかもしれないが、ゴッホやセザンヌ、マチスやピカソといった近代絵画の作例を考えれば明らかだろう。ピカソの《泣く女》を見るとき、私たちはそこに（その中に）泣く女を見るが、その見え方は、現実に眼前で泣いている女性を見る時の見え方とは大きく異なる。

以上のような二つの事情は、平面の知覚と主題対象の知覚が同時に起こるとするウォルハイムの主張に対して、両面から疑問を投げかける。第一の事情からすれば、絵を見る経験においては、絵を単なる平面として見るような経験はそもそも成立していないように思われる。少なくとも、それを一個の独立した経験として取り出すことは難し

い。また、第二の事情からすれば、絵を見る経験においては、主題対象を現実に対面で見る時のような視覚経験は、そもそも起こっていない。それゆえ、絵を見る経験は、平面を平面として見る経験と、対象を対面で見る経験との同時的な生起として記述することはできない。

だがそうすると、ウォルハイムの二重性の主張はどうなるのか。

こうした検討課題について、『芸術とその対象』第2版には直接的な回答はないが、しかし、回答につながりうる興味深い考察は見る事ができる。「二重性の主張の弁護論」という名目で取り上げられている三つの補足的論点それぞれにあたる。項を改めてそれらを見ておこう。

4-4 さらなる展開に向けて

最初の論点は、「対象と媒体への同時的注意」が、「表象の中に何かを見ることのもつ現象的な性格」——《の中に見る》経験の持つ内的な質、と言い換えてもよい——を説明してくれるというものである。この論点の趣旨は、ウォルハイム自身が行っているように、ゴンブリッチの立場と対比してみるのが分かりやすい。ゴンブリッチの場合には、絵画の知覚における私たちの視覚的注意は、平面それ自体の持つ形状に向けられるか、それとも主題対象の側に向けられるかのどちらかだとされていた。そのさい、後者の持つ現象的な性格については、多様な関連事例への言及はあるものの、全体を通じての踏み込んだ理論的規定は与えられていなかった。あえて言えば、該当する現実の対象を見ているかのような「幻影」という言い方で説明されるにとどまっていた。この点を捉えて、ウォルハイムは、ゴンブリッチの立場を、「表象の視覚には独自の特性はなく、誰かの表象を見ることは、その人物を対面で見ることにまったく連続的だという見解」⁵⁴というふうの特徴づけ、かつ批判している。私見では、この特徴づけと、引き続き批判に関しては、ウォルハイムは的を射て

⁵⁴ Wollheim (1980), pp. 214- 5 [邦訳221頁]。

いる。というのも、ウォルハイムがいまや指摘しているように（そして、先ほどゴッホやピカソを例に確認したように）、私たちが絵を前にして持つ表象的視覚は、現実の対象を対面で見るときの経験とは大きく異なるからである。

ウォルハイムの推測では、こうした異なりは、表象を見る経験が、対面で実物を見る経験とは違って、同時に画材の平らな表面を見ることでもあるという事情——それがいまや「二重性」と呼ばれるのだが——と関連している⁵⁵。この推測は、細部はともかく、方向性としては穏当であるように思われる。例えば、ヒマワリの花を直接に見る経験と、ゴッホが描いたヒマワリの絵を見る経験と、ゴーギャンが描いたヒマワリの絵を見る経験を考えてみよう。どの場合にも、私たちは「ヒマワリを見る」と記述できるような視覚経験を持つが、しかし、それぞれの場合で、経験の実質は大きく異なる。最初の経験は、ヒマワリを直接に見る経験だが、後二者は、ヒマワリを見る経験に、同時に画布の平らな表面を見る経験が介在している点で異なっている。さらに、後二者のそれぞれは、それぞれに異なる平面的形状の経験が関わっている点で、互いに異なっている。こうした違いが、上に《平らな表面を見る経験》と呼んだものの介在に由来することは、間違いないように思われる。ただし、その《平らな表面を見る経験》が、正確なところ、どのような形で絵の知覚に介在するのかについては、さらに慎重な検討が必要である。それについては節を改める。

ウォルハイムが挙げているもう一つの論点は、知覚の「恒常性 (constancy)」と呼ばれる一般的现象のある特殊事例と関連している⁵⁶。私たちはふつう、絵を見る時には、その正面の一定の距離の位置から見るのが標準的だと考え、絵の制作も通常はそれを想定して行われている。しかし、で

はそうした特定の一点からでなければ絵の内容を見て取ることができないかと言えば、そうでもない。斜め手前の位置から見る時にも、私たちは、正面から見る場合と同じ内容を見ているつもりである。もちろん、光学的には、正面から見る場合と斜め45度の角度から見る場合とでは、見えている描写内容はずいぶんと違っているはずである（ウォルハイムは、「透視図法的な歪曲」と呼んでいる）。しかし、絵を見る私たちはそのことを自覚しない。その際に働いている補正のメカニズムが、いわゆる知覚の「恒常性」である。ウォルハイムの理解では、そうしたメカニズムの作動は二重性の意識と連動している。つまり、鑑賞者が、描写内容を見るだけでなく、同時に、自分が見ているものの形状や自分との位置関係を意識しているからこそ、恒常性のメカニズムが作動するのだ、というわけである。

二重性の弁護のための第三の論点は、先にゴンブリッチ批判の中で行われていた指摘の繰り返しである（3-3節）。ウォルハイムは「ティツィアーノやフェルメールやマネ」の名前を挙げている。私たちは、卓越した線描や筆遣い、色遣いを通じて画像表象を作り出すこれらの大家の妙技を大いに称賛するが、そうした賞賛が成り立つためには、平面としての絵の特性と、表象として見え方の両方が同時に考慮されていなければならない、というのがその論旨である⁵⁷。

以上の三点のうち、第三の論点はすでに初期から繰り返されていたものだが、第一、第二の論点は新たに付け加わったものである。果たしてこれらの論点が、ウォルハイムの狙い通り、「二重性」の主張の裏付けになると言えるのかどうかは、直ちには評価しにくい⁵⁸。むしろ、そもそもウォル

⁵⁵ Cf. Wollheim (1980), pp. 216 [邦訳222-3頁]。

⁵⁵ Cf. Wollheim (1980), pp. 214-5 [邦訳221頁]。ただし、ウォルハイムの理解では、これはあくまで推測であり、別様の説明の可能性（ウォルハイムはサルトルの名を挙げている）も許容されている。

⁵⁶ Cf. Wollheim (1980), pp. 215-6 [邦訳222頁]。

⁵⁸ Lopes (1996), sec. 2-4では、ウォルハイムの三つの論点が「二重性の主張」の裏付けには成功していないと論じている。とはいえ、本文中でも述べるように、「二重性の主張」については、その是非を考える前に趣旨の明確化が必要だというのが本稿のスタンスである。この点に関するロペスの理解については別の機会に論じたことがある。Cf. 清塚 (2019), 特に50-52頁。

ハイムは、「二重性」ということの正確な意味を、まだ十分明瞭に定式化できていないというのが、本稿での評価である。ではあるが、これらの論点、とくに第一、第二のものは、少なくとも次の二つの点で、重要な洞察を含むものだと考えられる。一つには、(a) それらの論点は、絵を見る経験における主題対象の見え方が、単純な対面知覚の場合とは異なることについて、具体的な論拠を伴う指摘となっている。この点については、ウォルハイムの指摘は、ゴンブリッチの「幻影」説への正当な批判となっている、と思われる。さらに、(b) これらの論点は、どちらも、絵の知覚における主題対象が対面知覚にはない見え方をするという事情が、絵の知覚には絵の平面性の意識が介在するという事情に由来することを指摘するものとなっている。これらの指摘は、「表象的視覚」の特性を考えるさいの基礎的な手がかりとして貴重である。

しかし、なお疑問として残るのは、その平面性の意識ということの正確な実質である。当面、ウォルハイムが与えている説明は、絵を見る経験においては、平面を平面として見る経験と、表象を見る経験とが、同時的に起こるということである。しかし、見てきたように、通常の絵画知覚においては、互いに独立したこれら二つの経験が同時に起こる（共存する）というのは、事実と反する。そのことの問題性は、この時期のウォルハイムにもまだ十分には認識されていないように思われる。その点に関するウォルハイムの最終的な対応が見られるのは、1980年代の半ば以後の著作においてである。

5 1980年代後半期以後

本節では、1980年代の半ば以後に発表された著作⁵⁹に見られる理論的進展の中から、特に前節までで問題にしてきた「表象的な視覚」に関わる部分について、確認・論評する。

⁵⁹ Wollheim (1986), (1987), (1993a), (1993b), (2001), (2003a), (2003b).

ウォルハイムは、初期の著作から一貫して、画像表象の問題を、それを見る知覚経験の問題と不可分とする立場を取っており、それは最晩年まで堅持されている。また、絵を見る知覚経験の特質を、絵の平らな表面についての意識と、主題対象についての意識とからなる二重構造を持つという点についても、大筋では一貫している。この点は、『芸術としての絵画』（1987年）では次のように言われている。

……《中に見ること seeing-in》が成立しているときには、二つのことが起こっている。すなわち、私は自分が目を向けている表面を視覚的に意識するが、加えて、何か他の何かの前面に引き立つ、あるいは背景に退くのに気づく。それゆえ、例えば、私は絵の初心者に対するレオナルド・ダ・ビンチの有名な助言にしたがって、染みの付いた壁を見たり、ガラスの曇りの上に目を走らせたりし、壁やガラスを視覚的に意識すると同時に、暗い背景の手前に裸の少年や神秘的なドレスをまとった踊り手を認知する。この経験のおかげで、私は壁の中に少年を、曇ったガラスの中に踊り手を見ることができ⁶⁰。

ここでは、それぞれ平面と主題対象とに関わる「二つの同時的な知覚」という以前からの主張が繰り返されており、その限りでは、前節で紹介した1980年時点までの議論と大差ないように思われる。しかし、ウォルハイムが新たに力説するのは、この二重の経験が、決して互いに独立した二つの異なる経験の共存ではなく、むしろ一つの統一的な経験の二つの側面 (aspect) だという点である。

私が例えば染みの付いた壁を見るときに起こる二つの事柄は、私が持つ単一の経験の二つの側面であることを強調しておかねばならない。そして、その二つの側面は、区別は可能

⁶⁰ Wollheim (1987), p. 46.

だが、分離は不可能である。それらは単一の経験の二面であって二つの経験ではない。それらはまた、私が同時に抱くことのできる同時発生的な別々の経験なのでもないし、私が交互に関与する二つの交代的経験なのでもない⁶¹。

最後のセンテンスで言及されている対象が、かつての自身の立場と、ゴンブリッチの立場であることは言うまでもない。いまやウォルハイムは、それら二つの立場を否定したうえで、平面性の意識と主題対象についての意識とを、異なる二つの経験ではなく、一つの経験の二つの側面として捉え直すわけである。後の回顧によれば、「私は、当初はゴンブリッチの説と私の立場の対比に関心があったので、……二重性を二つの同時的な知覚と同定した。一方は絵の表面に関する知覚、他方はそれが表象するものに関する知覚である。もっと最近になって、私は二重性について再考し、いまや私はそれを二つの側面を持つ単一の経験と理解している」⁶²。『芸術としての絵画』に付された注⁶³では、こうした「再考」のきっかけが、1980年代に発表されたマイケル・ポドゥロの一連の論文であることが述べられている。

こうして二重性は単一の経験が二つの側面を持つこととして捉え直され、それらの側面は、それぞれ「形状的 (configurational) 側面」、*「認識的 (recognitional) 側面」*と呼び分けられている。これらの側面が担っている内容は、それぞれ、二つの独立した知覚経験と同じ言葉で記述することができる。つまり、中に見る経験は、一方では、物体の平らな表面を見る経験の内容を述べるのと同じ言葉で記述できると同時に、他方では、主題対象を対面で見るときの経験の内容を述べるのと同じ言葉で記述することができる。例えば、ゴッホの自画像を見て、その荒々しい筆致に

ついて語る場合が前者に当たり、顔の表情について語る場合が後者に当たる。ウォルハイムはこんなふうに述べている。

……たしかに、単一の経験のそれぞれの側面は、別個の経験 [= 平面の知覚と対象の対面知覚] と同じような仕方で記述可能である。それは、単に壁を見ていることのようにも、対面で少年を見ていることのようにも、記述することができる⁶⁴。

しかし、当然ながら、ここで生じてくるのは次の疑問である。すなわち、このような仕方で記述される当の経験を、二つの異なる経験ではなく、あくまで一つの経験の二つの側面だという点を強調するメリットは、どこにあるのだろうか。この点について、ウォルハイム自身は、次のように述べている。

……壁の中に少年を見るときその少年の知覚の現象的性格や、壁の中に少年を見るときその壁の知覚の現象的性格を、対面での少年の知覚や、壁の知覚と比較し始めてしまうと、私たちは直ちに道を見失う。そのような比較は一見簡単だが、しかし、実行不可能である。一方の経験 [*《中に見る》* 経験] には複合性があるけれども、他方 [*対面知覚の経験*] にはそれがないがゆえに、それらの経験を持つ現象的性格は通約不可能なのである⁶⁵。

つまり、壁の中に少年を見る経験と、対面で生身の少年を見る経験は、どちらも「少年を見る経験」という共通の記述で特徴づけることができるが、しかし、それぞれの経験の現象的な性格（経験の内的な質）は異質であり、単純な比較を許さない。さらに、壁の中に少年を見る経験はまた、表象を度外視して壁の平らな表面を平らな表面として見

⁶¹ Wollheim (1987), p. 46.

⁶² Wollheim (2001), p. 19-20.

⁶³ Wollheim (1987), p. 360, note 6

⁶⁴ Wollheim (1987), p. 46. [] 内は筆者の補足。

⁶⁵ Wollheim (1987), pp. 46- 7. [] 内は筆者の補足。

る対面知覚の経験とも共通した内容を持つが、しかし今度も、それぞれの経験の現象的な性格は異なる。そして、こうした異なりの由来は、中に見る経験において、平面を見る側面と主題対象を見る経験とが「複合」していることになる、というのがここでの論旨である。

このあたりの論旨はやや掴みにくいので、要点を図式的に整理しておこう。ここで比較されているのは、(A) 表象性を度外視して平面（壁の模様）をもっぱら平面として見る知覚と、(B) 生身の少年を対面で見る経験と、(C) 絵の中に少年を見る経験、の三者である。ウォルハイムの主張では、(C) の経験には二つの側面があり、その一つの側面（形状的側面）は、(A) の経験と同じ言葉で記述することができるが、他方の側面（認知的側面）は、(B) の経験と同じ言葉で記述することができる。しかし、(C) の経験をしている人は、(A) の経験をしているわけではないし、(B) の経験をしているわけでもない。

(C) の経験は、平面を単なる平面として見るような経験とは異質のものである。別の例で言えば、荒い筆致で描かれたゴッホの《糸杉》を見ている人は、荒々しい筆致の絵を見ているというふうに記述することはできるが、しかし、画布上の筆致を単に荒々しい筆致として見ているわけではない。先にも述べたように、表象内容を度外視してもっぱら平面的形状として絵を見ることは、私たちには困難である（4-3節）。絵を表象として見る経験は、単に平面として見る経験とは異質である。

しかしまた、(C) の経験は、(B) の経験とも異質である。先の例で言えば、ピカソの《泣く女》を見ている人の持つ経験は、泣いている女性を見る経験として記述することができるが、しかし、泣いている女性を対面で見る経験とは異質である。

ウォルハイムの言う「通約不可能性」は、これらの異質性を指すものだと考えられる。そして、その由来とされるのが、絵において平面性の意識と主題対象の意識がどちらも単独の経験としてで

はなく、統合的な経験の一側面として融合していることによる「複合性」なのである。

以上の論点を、これまでの経緯と関連付けておこう。

絵を見る経験、例えばヒマワリの絵を見る経験を考える時に、ゴンブリッチは、平面を見る経験と、現実のヒマワリを見る場合と同様の経験とが、交互に入れ替わるという説明を考えた（ウォルハイムの解釈では）。他方、ウォルハイムの方は、それら二つの経験が共存する（二つの同時的な知覚）という説明を考えた。しかし、見てきたように、どちらの説明も適切とは思われない。問題とされる二つの経験は文字通りには共存しえないと思われるから、ウォルハイムの共存説は取れない。また、仮に交代現象を認めるとしても、その際に生じるヒマワリを見る経験を、現実のヒマワリを見る経験と同じような経験と考えるのはやはり不適切である。というのも、先に第4節で確認したように、私たちが絵のもとに見る様々な事物の姿は、現実のそれらの事物の姿とは、いろいろな点で異なっているからである。ピカソの《泣く女》のように泣く女は現実にはいないし、ゴッホのヒマワリのような現実のヒマワリは存在しない。

こうした異なりは、それらの表象を見る経験が同時に平面を見る経験でもあるという事情に基づく。そのことまでは、すでに以前から認識されていた。しかし、あいまいだったのは、「同時に平面を見る経験でもあるという事情」の实质である。こうした事情の意味は、決して、純粋な平面としての平面を見るような経験を私たちが持ち、それと主題対象の知覚経験を比較参照するというようなことではない。では、真相はどのようなのか。

こうした疑問に対して、いまやウォルハイムはこう答える。つまり、表象を見る経験は、平面を見る経験と同一なのであって、どちらを見る経験も、実体的には区別できない。同じ一つの視覚経験が、一方では「ヒマワリ」や「泣く女」と記述され、他方では、「荒々しい筆致」や「大胆な色使い」と記述される、ということなのであり、こ

これらの二つの側面が複合している点に、表象的な視覚の特質がある、というわけである。

こうした「複合性」の明確化を以て、ウォルハイムの「二重性」の理論は一応の完成形態に到達する。二重性をめぐって揺れ動いてきた初期以来の模索は、これをもって一応の決着を見たといえる。

しかし、もちろん、それはウォルハイムにとっての一区切りではあっても、画像表象の理論そのものの終着点とは言えない。通常の対面知覚とは異なる複合性を持った特異な知覚経験の存在を指摘することは、画像表象をめぐる探究の一つの里程碑ではあっても、決して最後の言葉とは見なしがたいと思われる。平面を見ていながら、単に平面を見る経験ではなく、ある架空の奥行きを持った空間を見ることでもあるような経験とは、ではいかなる経験なのか――。

晩年のウォルハイムの著作には、こうした疑問を更に正面から掘り下げる議論は見いだされない。しかし、晩年に至ってもなお、彼は特に二つの対抗理論に関して、さらなる批判的検討の必要性を認めていた、という事情にも触れておく必要がある。

対抗理論の一つは、先に3-2節でも触れた類似説である。ウォルハイムが類似説に反対していたことについては、既に初期の理論を紹介した際に触れたが、晩年のウォルハイムは、それとは若干異なる観点から改めて類似説の検討を行っている。

もう一つはK・L・ウォルトンが提唱したメイクビリーブ説である⁶⁶。それは、ウォルハイムの二重性の主張を追認しつつ、それを可能にしている意識構造を、表象作品によって受け手の側に指定される想像の働きの準拠して解明しようとする試みである。これについて、晩年のウォルハイムは、想像の理論に抗して、表象的な視覚の視覚性を力説する立場から批判を繰り返している。

これら二つの対抗理論のうち、後者との対質に

⁶⁶ Cf. Walton (1990) .

については以前に論じたことがあるので、今回は立ち入らない⁶⁷。前者についても、本格的な検討は別稿に譲らなければならないが、基本的な対立の構図については、次節において簡単に整理しておきたい。

6 補遺

本節では、本稿のここまでの議論の主たる流れからは外れるものの、ウォルハイムの画像表象を理解する上では重要な二三の争点について補足的に取り上げる。

6-1 記号説批判（続）

記号説とは、3-1節でも触れたように、「画像表象をある種のコードあるいは慣習の問題と解する」⁶⁸見解の総称である。見てきたように、ウォルハイムは初期以来一貫して知覚説を採っており、記号説に対しては批判的である。しかし、その反対論拠については若干の揺れが見られる。

3-1節で紹介した初期の議論は、補色関係に準拠した手の込んだ描画規約を想定した上で、その種の規約に従って絵画を制作したり解説したりする作業が、画像表象の通常の作られ方や理解のされ方からは逸脱していることを指摘するものだった。それは、画像と言語の違いを強く意識させる印象的な議論ではあったが、しかし、では両者の違いは正確にどこにあるのかという疑問に答えるものではなかった。

おそらくはその点に関するシアーの批判も受けて、『芸術としての絵画』のウォルハイムは、記号説批判の装いを一新させている。いまや引き合いに出されるのは、彼が「転移（transference）」と呼ぶ現象である⁶⁹。ウォルハイムが挙げている例で言えば、絵の場合には、ある描法で描かれた

⁶⁷ Cf. 清塚 (2010) . ただし、ウォルハイム流の知覚説とウォルトン流のメイクビリーブ説の関係についてはなお多くの検討課題が残されていることを認めておかねばならない。

⁶⁸ Wollheim (1974a) , p. 24.

⁶⁹ Wollheim (1987) , p. 77; (1993) , p. 187.

絵が猫の絵であることが分かれば、続けて同じ描法で描かれた犬の絵を示された場合、犬の外観をすでに知っている人ならば、それが犬の絵であることを知ることができる。それが転移である。しかし、言葉の場合、例えばフランス語の「chat」が「猫」を意味することを教えられても、続けて、では「chien」はどういう意味かと問われた場合、私たちは、たとえ犬の外観を知っていたとしても、その意味を答えることはできない。つまり、言葉の場合には転移が成り立たない。

……たとえば、もしも私が猫の絵を認識することができ、しかも、犬の見え方を知っているならば、私は犬の絵をも認識できるものと予想される。しかし、記号説からすればこれは不都合なはずである。それは、フランス語の「chat」が猫を意味することが分かり、かつ犬の見かけが知られているならば、私は「chien」が何を意味するかも理解できる、というのと同じようなものだからである⁷⁰。

『芸術としての絵画』におけるウォルハイムは、この種の「転移」を「明白な事実」とみなし、それが説明できない点をもって、「記号説への深刻な異論」と位置付けるのである⁷¹。

この批判が興味深いのは、それが、先の補色体系を持ちだす批判とは違い、言葉の理解と比べた場合の絵の理解の特質に踏み込む手がかりを与えてくれるためである。絵の理解は、言語の場合にはない仕方では、対象を知覚的に認知する能力に依存する。猫や犬の絵を見てその主題対象を理解する能力は、猫や犬を見てそれとして認知する能力と密接に関連しているが、同じような密接な関連は、「猫」や「犬」の理解の場合には見いだされないのである。

先に（3-1節）ウォルハイムへの批判者として取り上げたシアーは、この種の考察を踏まえて、

画像表象の基盤がこの種の認知能力にあることを強調するいわゆる「認知説」の立場を提唱するに至った。しかし、ウォルハイムの立場がそうしたシアーの見解とどのような関係になるのかはやや複雑である。

繰り返し確認してきたように、ウォルハイムは画像表象の問題を、絵を見る知覚経験の問題として捉える立場を堅持している。その限りでは、ウォルハイムは、知覚経験の前提となる知覚的な認知の能力を重要視する立場に、コミットしていると考えられる。『芸術としての絵画』には次のような発言も見られる。

……《中に見ること》には生物学的な基盤があると思われる。それは生得的な能力である…⁷²。

とはいえ、こうした発言を以てウォルハイムを単純に認知主義者に分類するのは性急である。ウォルハイムは《中に見ること》と呼ばれる知覚経験の基盤となっている認知能力には注意を払っているが、しかし、その論述を見る限り、関心の的となっているのは、問題の認知能力が作動する過程それ自体（その多くの部分は意識下に属する）というより、それを基盤として成り立つ経験の現象的な性格の方であり、より特定の言葉に言えば、そこに見いだされる意識の二重性の構造、あるいは、「現前している事物に目を向けることを通じて、現前していない事物の視覚が立ち現れる」という視覚的な虚構意識の構造である⁷³。こうした関心の方向性の違いがどのような帰結をもたらすかについては、機会を改めて検討することとし

⁷² Wollheim (1987), p. 54.

⁷³ ウォルハイムは、二重性を帯びた視覚経験が成立する仕組みについてもあまり踏み込んだ関心を寄せていない。例えば、Wollheim (1987), p. 46ではこんなふうに言われている。「《中に見ること》は、視野内に変化を施された (differentiated) 表面が存在することによって引き起こされる。変化を施されたすべての表面がこの効果を持つわけではないが、しかし、この効果を得るために表面がどのようなものでなければならないかについて、なにか有意義なことが言えるとは思われない。」

⁷⁰ Wollheim (1987), p. 77.

⁷¹ Wollheim (1987), p. 77.

たい⁷⁴。

6-2 類似説批判（続）

類似説に対して初期のウォルハイムが投げかけた批判は、要約的に言えば、類似は画像表象を前提するのであって、画像表象を説明するものではない、というものだった。それは一応の説得力を持つ議論であったし、ウォルハイムが晩年に至るまで維持していた立場でもあった⁷⁵。しかし同時に、晩年のウォルハイムは、類似説について改めて踏み込んだ批判論を展開している。その背景には、画像表象をめぐる分析美学における議論の大きな気候変動とでも呼ぶべき状況があったと考えられる。

ゴンブリッチ『芸術と幻影』（1960年）の出版以後、グッドマン、ウォルハイムら、画像表象論をリードした論客たちは類似説には否定的だったこともあり、分析美学においては、類似説の位置づけについては強い否定の論調が長きにわたって基調をなしてきた。その空気は80年代にまで引き摺られていたと思われる。しかし、90年代を迎える頃になると、むしろ類似説の復権とでも言えそうな論調が現れ始めた⁷⁶。ウォルハイムが改めて類似説批判に取り組んでいるのはそうした文脈においてである⁷⁷。

ウォルハイムが行った議論はやや錯綜している

⁷⁴ ウォルハイムと認知説の関係について、Kulvicki (2014), pp. 42-43では次のように説明されている。「……ウォルハイムを始めとする人々によれば、絵が特殊視覚的である一つの理由は、絵がその対象に関する視覚経験をもちたすことにある。はたして認知説は、絵を見る人が絵の対象を視覚的に経験することを帰結するだろうか。否である。私たちがそのような経験を持つことは、認知説と両立するが、認知説に不可欠ではない。……認知説が描写の理解にとって重要とみなすのは認知反応であり、視覚経験の他の独特な側面ではなく、絵の主題に関する豊富な視覚経験の存在でさえない。認知論者は、例えば、絵の内容に関する視覚的意識が絵それ自体に関する視覚的意識と結びつく仕方についての正確な説明を引き受けるものではない」。

⁷⁵ Cf. Wollheim (2001), p. 17.

⁷⁶ Cf. Peacocke (1987); Bud (1993); Hopkins (1998); Hyman (2006) .

⁷⁷ Cf. Wollheim (2001), (2003b) . ウォルハイムはWollheim (2003b), p. 134で「類似説の復権」に言及している。

が、ここでは、最も基本的な考え方の筋道に関わる二つの点を確認しておきたい。

まず、ウォルハイムの基本的立場として紹介した「知覚説」あるいは「経験説」の立場が、類似説を吟味する最晩年の考察でも貫かれているという点を確認しておこう。ウォルハイムの立場では、画像表象の理解の仕組みを解明する鍵は、画像表象を見る経験にあり、画像表象に関する哲学的理論は、その経験において意識されている事柄にこそ準拠すべきだ、と考えられている。そのため、例えば、その種の経験の際に意識下で起こっている認知過程についての考察は、ウォルハイムが追究している意味での画像表象理論の守備範囲からは、外れる。仮に、絵を見る経験の基底で生じている認知過程と、主題対象の対面知覚の基底で生じている認知過程の間に一定の類似関係が成り立つとしても（おそらくそれは成り立つと思わすが）、その事実は画像表象の理論の枠外に位置している。こうした考察を踏まえて、ウォルハイムは、検討すべき類似説の範囲を、絵を見る知覚経験の際に意識されている要素間での類似性に注目するたぐいの理論に限定している（ウォルハイムはそれらを「経験された類似性」の理論と呼んでいる）⁷⁸。

留意すべき第二点としたいのは、ウォルハイムが、自らの「表象的な視覚」の理論と比較した場合の類似説の基本特徴を、先に紹介した「の中に見ること」と「として見ること」の区別（4-2節）に沿って理解しようとしていることである。

いかなる表象理論も、画像表象を理解する鍵が画像を見る経験にあることを認めなければならない。そうではない理論は、類似説であれ、それ以外の学説であれ、論外である。それゆえ、検討に値する類似説は、経験された類似説に限定される。類似説とは、私たちが絵の中に主題対象を見るときという経験の実質を、私たちが物体の平らな表面を見るときという経験と、そこに見いだされる平面的な形状が（あるいはそれを見る経験が）一定の事物と（あるいはそれを見る経験と）似ているという

⁷⁸ Cf. Wollheim (2001), p. 17.

認識へと、分析するような立場だと考えられる。そのような理解からすれば、絵の中に主題対象を見ることができるためには、その絵の平面的な形状の一定の区画をそれとして特定したうえで、それが主題対象と似ていることを認識することができていなければならない。しかし、それはすなわち、先に4-2で紹介した「局所化の要求」に他ならない。つまり、類似説によれば、絵の知覚とは、絵画平面の一定の区画を表象主体として局所化したうえで、それを、それと類似した対象x「として」見ることに他ならない。しかし、すでにみたように、ウォルハイムによれば、絵の知覚の實質を成している「の中に見る」経験は、そのような「として見る」経験には還元できない。なぜなら、「の中に見る」経験は、「として見る」経験とは違い、「局所化の要求」には服していないからである。

この論点は、「の中に見る」経験に関する分析の推移に即して考えることで、より趣旨が分かりやすくなるはずである。

類似説の視点からすれば、絵を見る経験の基底をなしているのは、物体の表面が持つ平面的な形状を平面的な形状として見る通常の知覚経験であり、絵の表象内容の理解は、平面的な形状と多様な事物の間の（あるいは、双方の経験の間の）類似関係についての認識を介して、事後的な解釈として成立するという理屈になる。

他方、ウォルハイムの視点からすれば、「の中に見る」の理論の最終段階（先の第5節を参照）で明確となったように、私たちが絵を絵として見ているときには、絵画平面を単に平面として見るような知覚は通常は成り立っていない。絵を見る経験は、平面を平面として見る経験と同じ言葉で記述されるような内容を持つことができるが、しかし、後者の経験を内蔵しているわけではない。それゆえ、絵を見る経験は、平面を平面として見る経験を起点とするものではありえない。それは、最初から、ある主題対象を見る経験である。その経験の持つ内容は、主題対象を対面で見る経験を

特徴づける場合と同じ言葉で特徴づけることができるが、しかし、その現象的な性格（経験の質）は大きく異なっている。

以上のように考えてくると、ウォルハイムの類似説批判は、最終的には、絵を見る経験を二つの側面を持った単一不可分の経験として捉える見地と一体をなしていることが分かる。まず二つの側面が別個に経験された上で、両者の類似関係の認識を通じて表象経験が成立するのではなく、一定の表象対象に向けられた単一的かつ二側面的な知覚経験がまず成立した後に、その認識的側面と主題対象とが事後的に比較されるというのがウォルハイムの立場である。ウォルハイムはこの点を、画像表象の理解において、主題対象に優位を置くか、平面性に優位を置くかの違いという形で説明している。「類似説は、表象対象の役割を過小評価し、表象する表面の役割を過大評価しているのだ」、と彼は述べている⁷⁹。

私見では、絵の知覚が原則的には最初から一定の表象対象の認識（の中に見るという形での）と連動しているというウォルハイムの指摘は、日常的な経験に関する反省的記述としては大きな説得力を持つ。しかし、そのことは、絵と主題対象の間に、また絵の知覚と主題対象の対面知覚の間に、様々な形での類似関係（意識下の認知過程におけるものも含めて）が成り立つことと両立する。そして、それらの類似関係が、絵の知覚に関わる「表象的な視覚」の成立に対して何らかの貢献をなすことがないかどうかについては、なお検討の余地があるように思われる。この点は、そもそも画像表象理論の課題をどこに求めるかという根本的な問とも関わる問題である。ただし本稿では、その検討課題の確認までにとどめ、機会を改めて検討することとしたい。

6-3 二つの問題事例

最後の補足として、ウォルハイム理論への批判の中でしばしば焦点が置かれる二つの絵画ジャン

⁷⁹ Wollheim (2003b), p. 307.

ルについて簡単に触れておきたい⁸⁰。それは、だまし絵（トロンプ・ルイユ）と抽象絵画である。

6-3-1 だまし絵（トロンプ・ルイユ）

ここで「だまし絵」と言うのは、主題対象の現物と見間違えられることを狙いとして制作された絵画作品のことであり、典型的には、壁にピンでとめた手紙であるとか、鳥の剥製を飾った棚であるとか、室内風景の一角を装う類の静物画である。その種の作例が問題になるのは、それがウォルハイム理論の根幹をなす「二重性」の主張と相反するものと見なされてきたことによる。二重性の主張からすれば、絵を絵としてみているときには、私たちは絵が物体の平らな表面であることを意識しつつ、同時に、そこには存在しないはずの主題対象を見るという二重性が成り立っていない。ところが、だまし絵の場合には、それがだまし絵として成功しているときには、それを見る側の体験には二重性が見られない。見る側は、自分が見ているものが平らな物体の表面であることを意識することなく、ひたすらその主題対象を見る経験をしている（つもりでいる）。そこでは、表象的な視覚（「の中に見ること」）は成り立っていない。この点はウォルハイム自身も認めている。

一部の絵画は表象的ではない。……なぜならそれらは描画表面への注意を喚び起こさず、むしろ排除しているからである。だまし絵はもちろんこの部類である⁸¹。

⁸⁰ Cf. Gaiger (2008) ; Lopes (1996) , ch. 2 ,sec. 4 , Hyman (2006) , ch. 7.

⁸¹ Wollheim (1987) , p. 62. さらに、論文「対象を描くことについて」の第22節では、ゴンブリッチの幻影説への批判の中で、だまし絵の事例が判断の誤りの事例として取り上げられている。「……明白な幻影の事例や、既存のだまし絵の事例を考えたうえで、それらを見る私たちの経験を、通常の表象作品を前にした経験と比較してみればよい。そうすれば直ちに、二つの状況の違いに圧倒されるだろう。ほんの一例を挙げよう。すなわち、幻影に入り込むこと（それを見破るのでなく）は、大体において、私たちの通常の信念の転覆に大きく依存している。一方、何かを表象として見ることは、現実に対する否定や誤った信念を必要としないように思われる」（Wollheim (1974a) , p. 23）。

これはウォルハイムの立場からすれば当然の主張だが、それはまた、少なからぬ論者からは、ウォルハイム理論のもっとも顕著な難点の一つとも見なされてきた。批判者たちの言い分では、だまし絵は立派な絵画ジャンルの一つであるにもかかわらず、ウォルハイムはだまし絵が絵（画像表象）であることを否定しているから、彼の説は画像表象の説明としては不十分だ、というのである。例えばニューアルはこんなふう述べている。

ウォルハイムの解決は不適切である。この解決策からすると、だまし絵や…他の多くの絵画が、絵ではないことになってしまう。これは絵画経験の説明を維持するための代価として大きすぎる⁸²。

（ここで「他の多くの絵画」というのは、「だまし絵」と呼ばれないものの、似た効果をもたらす写実的な絵画を指す。）

ロペスもまた、先のウォルハイムの主張に反発して、「私たちがだまし絵を絵として見ていることを否定すべき理由はない」⁸³としている。ロペスによれば、画像表象全般の特質を二重性に求めるウォルハイムの議論は制限的すぎるのであり、画像表象の中には、対象を対面で見える場合のように、二重性のない知覚経験の対象となるものもありうるのだという。

だまし絵——その経験はその主題対象の経験であるが、そこからは図柄性質⁸⁴に関する経験は排除されているのがふつうである——は、強い二重性と両立しないだけでなく、絵が常に独特な現象的性格〔二重性のこと〕を持つ

⁸² Newall (2011) , p. 26.

⁸³ Lopes (1996) , p. 50.

⁸⁴ 「図柄性質 (design property)」とは、絵の表面の持つ線描や彩色の状態——絵が平らな表面として、表象機能を度外視した場合に呈する性質——を指す。Cf. Lopes (1996) , p. 3.

という期待とも両立しない。だまし絵は、絵の中に対象を見る経験が、当の対象を外光のもとで見る経験と不連続である必要がないことを示している⁸⁵。

こうしたロペスの議論では、だまし絵の問題は、単に一ジャンルに関わる局所的問題ではなく、画像表象全般に関するウォルハイムの特徴づけ（「二重性の主張」）それ自体を覆す大問題として位置付けられる。

しかし、果たしてこれらの批判は的を射ているのだろうか。私見では、答えは否である。これらの批判は、いずれも、ウォルハイムがだまし絵と呼ばれる絵画ジャンルの作品を一律に画像表象から排除しているという解釈を前提しているが、しかし、その前提は成り立たないからである。

ウォルハイムが指摘したのは、だまし絵が鑑賞者をだますことに成功しているときには、鑑賞者の知覚経験は二重性を呈していない（少なくとも、鑑賞者自身が自覚している範囲で言えば）、ということである。鑑賞者はまさに実物を見ているつもりなのであり、物体の平らな表面についての意識を持っていない。しかし、ウォルハイムは明確に述べていないが（そして、それが上記の批判を招く一因だと思われるが、）どれほどよくできただまし絵でも、絵がこの種のだましに成功する事例は、ごく稀だという事実にも、留意する必要がある。私たちが常にだまし絵にだまされるかのように考えることは、ライブニッツの言葉を借りれば、私たちが「鏡に向かって吠えている犬」⁸⁶であるかのように考えることに他ならないが、明らかにそれは事実と反する。そして、だましに成功せず、だまし「絵」であることが見破られた事例に関しては、ウォルハイム流の二重性が成り立つ。言い換えれば、だまし絵として認識されただまし絵については、例外なく二重性が成り立つという

ことでもある。それらの事例を画像表象とみなすことには、ウォルハイムは何ら反対していないと思われる。

そればかりではない。だまし絵を反例に見立てるロペスやニューアルの批判は、「だまし絵」という歴史上のジャンルについての偏った理解に基づいている可能性が高い。ハイマンは、だまし絵の眼目は、人の目を欺く技法を見せつけることにあるのであり、そのためには、鑑賞者がだましの素振りに気付く必要があることを指摘している。彼はラスキンを援用してこう述べている。

……ラスキンが言うように、だまし絵にはつねに「それが幻影であることを同時に示す手段」が伴っている⁸⁷。

ガイガーの要約の言葉を借りれば、「このジャンルの絵画の技能と熟練の楽しみは、まさに、自分が見ているのは描写（depiction）であり、例えば、鳥の剥製を収めた空の箱のようなものではない、という鑑賞者の認識に依拠している」⁸⁸のである。

こうして、だまし絵をウォルハイム理論への反例に見立てる批判は的を外している。

6-3-2 抽象絵画

二重性の主張と折り合いが難しいとされてきたもう一つの事例に当たるのが、抽象絵画である。ウォルハイムは、画像表象を理解する鍵となる「表象的な視覚」について論ずる冒頭でホフマンの事例を紹介していることから明らかなように、抽象絵画も画像表象の一種であることを認めている。『芸術としての絵画』でも、次のように言われる。

たいていの抽象絵画はイメージを呈示している。換言すれば、絵を前にした私たちに求め

⁸⁵ Lopes (1996), p. 49. []内は筆者の補足。

⁸⁶ ライブニッツ (1987), p. 103. ライブニッツの発言については Hyman (2006), p. 132に教えられた。

⁸⁷ Hyman (2006), p. 132. ラスキンからの引用は『近代画家論 I』による。

⁸⁸ Gaiger (2008), p. 61. 例に挙げられている剥製の鳥の入った空箱は、有名なだまし絵（トロンプ・ルイユ）の作例を念頭においたものである。

られる経験には、間違いなく、マークを施された平面への注意が伴うのに加えて、奥行きに関する意識が伴う。第一の要求に加えて第二の要求が課されている点で、抽象絵画は明らかに表象的である。そして、その表象対象を言い表す適当な言葉が見つかりにくいという事情は、ここでは重要ではない⁸⁹。

しかし、引用冒頭の「たいていの」という限定が示唆するように、すべての抽象絵画が表象的かという問いに対しては、ウォルハイムは慎重な態度をとっている。彼は、バーネット・ニューマンの作例《英雄的で崇高な人間》に触れて、それらは「非表象的とみなすのが自然である」⁹⁰と述べている。画面全体が赤一色で平坦に塗られたニューマンの絵を見る経験には、画像表象に固有の二重性が見いだされない、というのが基本的理由である。それゆえ、ウォルハイムの立場は、抽象絵画はおおむねは表象的だが、非表象的なものもある、ということになる。

一部の論者は、ウォルハイムが抽象絵画の一部を画像表象からは排除している点に、強い反発を示してきた。ガイガーは、先ほどのだまし絵の事例と抽象絵画とに関するウォルハイムの見解を一括して、「二つの広く認められた絵画ジャンルが表象ではないという直感に反する主張」⁹¹と述べ、だまし絵と抽象絵画に関するウォルハイムの見解が、画像表象の特質を二重性に求めるウォルハイムの立場を危険にさらしているのだと主張している。抽象絵画の中には二重性が成り立つものもあれば成り立たないものもあるという立場は、二重性が成り立たない絵画（画像表象）の存在を認めるのに等しく、ウォルハイムの立場の自己否定に等しい、というのが批判の要点である。

この種の異論に対して、ガイガーは二通りの対応を想定している。一つは、二重性が成り立たな

いような抽象絵画の事例を論拠として、画像表象の特質を二重性に求める立場を放棄し、画像表象の中には二重性が成り立つ事例と成り立たない事例があると論ずるものである⁹²。ロペスはそのような立場を「弱い二重性の主張」と呼んで支持している⁹³。他方、ガイガーは、それとは別の対応を提案する。彼は、二重性が成り立たないような抽象絵画の存在を事実としては認めるが、それらを、二重性が成り立たないような絵画という独自の画像表象ジャンルとは認めない⁹⁴。その種の事例は、ガイガーに言わせれば、本来ならば二重性が成り立つジャンルに属するはずの失敗事例に該当するのである⁹⁵。

こうした二通りの対応のうち、前者については、もしもその論拠が抽象絵画の一部の事例（二重性が成り立たないと目される事例）の存在だけにあるのだとすれば、あまり説得的な対応とは思われない。というのも、その種の事例だけが問題なものならば⁹⁶、それを論拠として他のほとんどの事例に当てはまる規定を放棄するというのは、性急に思われるからである。むしろ、その種の事例の方を不適切な事例として退ける、というもっと単純な対応も考えられるからである。要するに、二重性が成り立たないような抽象絵画については、そもそも絵画（画像表象）であることを否定し、むしろ、平面作品とでも呼ぶべき別ジャンルのものとして受け取る、ということである。おそらく、ウォルハイム自身はそのような方向性を支持していたと思われる。

⁹² Cf. Gaiger (2008), pp. 59-60.

⁹³ Cf. Lopes (1996), p. 50.

⁹⁴ ガイガーは、「ウォルハイムは、このつねにありうる可能性〔抽象作品が二重性を呈さない可能性＝清塚による補足〕を、不当にも、彼が非表象的として分類する特定の絵画タイプと同定した」（傍点は原著のイタリック体を示す）と批判している（Gaiger (2008), p. 61）。

⁹⁵ 「たとえ失敗の可能性は〔具象絵画の場合よりも＝筆者の補足〕大きいとしても」（Gaiger (2008), p. 62）とガイガーは述べている。

⁹⁶ Lopes (1996) は、抽象画の事例に加えてだまし絵に類する事例群も同様な問題を引き起こすと見ているが、それらの事例が決して深刻な問題を引き起こすものではないことについては先ほど（6-3-1で）論じた通りである。

⁸⁹ Wollheim (1987), p. 62.

⁹⁰ Wollheim (1987), p. 62.

⁹¹ Gaiger (2008), p. 59.

ガイガーがこうした単純な対応を取らず、先の第二の対応を志向する背景にあるのは、抽象絵画というジャンルの歴史的経緯に関わる考察である。「モンドリアンやマレーヴィッチやカンディンスキー」といった抽象絵画草創期の人々が何より心を砕いたのは、自分たちの作品が決して単なる平面上の模様な配置ではなく、奥行きを持った絵画空間を提示するものだという認識を勝ち取ることだった、とガイガーは述べ、カンディンスキーらが、自分たちの作品が「ネクタイやカーペットのような幾何学的な装飾の見掛けを持った作品」と解されることを懸念していたことを指摘している⁹⁷。こうした背景に沿って抽象絵画全般を見るならば、二重性を呈さない絵画は、絵画的な奥行を呈示することに失敗し、単なる装飾に墮した出来の悪い作品という位置づけになるだろう。

こうしたガイガー流の理解と、ウォルハイムの対応と、どちらを是とするかについて、本稿では態度を保留しておきたい。おそらくその二つは両立するというのが私の見通しだが、その点を決するには、本稿では立ち入ることのできない抽象絵画の実態に関する歴史的考察が欠かせない。

7 結び

本稿では、R・ウォルハイムの画像表象論について、その初期から晩年への展開に沿って概要を見てきた。本稿では特に、「の中に見ること」や「二重性」をはじめとする中心概念の正確な意味の把握に力点を置き、時期毎の微妙な変遷をていねいに辿った。また、そこから枝分かれしていく多くの派生的な検討課題については、全体的な輪郭の確認に努め、今後におけるさらに踏み込んだ検討の準備を整えた。これらの作業を通じて、一見分かりやすい見かけを持ったウォルハイムの論点が意外と複雑な問題をはらんでいることが明らかになったものと期待している。と同時に、最終的にウォルハイムが主張している二つの側面をもった

独自の知覚様態という立場は、理論的な検討の終着点というよりは、むしろ、新たな出発点と見たほうがよいように思われる。とはいえ、そこから先、今度はウォルハイムの助けを借りずに考察を更に深めていく仕事については、稿を改めて取り組むこととしたい。⁹⁸

文献

- Budd, M., 1993, "How Pictures Look" in Knowles and Skolapski (1993), pp. 154-175.
- Gaiger, J., 2008, *Aesthetics and Painting*, London & New York: Continuum.
- Gombrich, E. H., 1960, *Art and Illusion*, London: Phaidon. [瀬戸慶久訳, 1979年, 『芸術と幻影』, 岩崎美術社.]
- , 1973a, "Illusion and Art", in Gregory and Gombrich (1973), pp. 193-243.
- , 1973b, "Correspondence", *British Journal of Aesthetics* Vol.13, p. 99.
- Goodman, N., 1976, *Languages of Art*, Indianapolis: Hackett. [戸澤義夫・松永伸司訳, 2017年, 『芸術の言語』, 慶應義塾大学出版会.]
- Gregory, R. L. and Gombrich, E. H., 1973, *Illusion in Nature and Art*, London: Duckworth.
- Hecht, H. et al (eds), 2003, *Looking Into Pictures*, The MIT Press.
- Hopkins, R., 1998, *Picture, Image, and Experience*, Cambridge University Press.
- Hyman, J., 2006, *The Objective Eye*, The University of Chicago Press.
- Knowles, D. and Skorupski, J. (eds.), 1993, *Virtue and Taste*, Oxford: Basil Blackwell.
- Kulvicki, J. V., 2014, *Images*, London and New York: Routledge.
- Lopes, D., 1996, *Understanding Pictures*, Oxford: Clarendon Press.
- Newall, M., 2011, *What is a Picture?*, Hampshire

⁹⁷ Gaiger (2008), p. 62. ガイガーが引用しているのはカンディンスキー『芸術における精神的なもの』である。

⁹⁸ 本稿の執筆にあたり匿名の査読者からのコメントに大いに裨益された。ここに記して謝意を表す。

- and New York: Palgrave Macmillan.
- Peacocke, C., 1987, "Depiction", *The Philosophical Review* 96, 383-410.
- Schier, F., 1986, *Deeper into Pictures*, Cambridge University Press.
- Van Gerwen, R., (ed.) , 2001, *Richard Wollheim on the Art of Painting*, Cambridge University Press.
- Walton, K. L., 1990, *Mimesis as Make-Believe: On the Foundations of the Representational Arts*, Harvard University Press.
- Wollheim, R., 1974a, "On Drawing an Object", in Wollheim (1974c) , pp. 3-30. (初出1964)
- , 1974b, "Reflections on *Art and Illusion*", in Wollheim (1974c) , pp. 261-289. (初出1961)
- , 1974c, *On Art and the Mind*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- , 1980, *Art and Its Object*, 2nd ed., Cambridge University Press. [松尾大訳, 2020年, 『芸術とその対象』, 慶應義塾大学出版会.] (初版1968)
- , 1986, "Imagination and Pictorial Understanding", *Proceedings of the Aristotelian Society, Supplement* 60, 45-60.
- , 1987, *Painting as an Art*, Princeton University Press.
- , 1993a, "Representation: The Philosophical Contribution to Psychology", in Wollheim (1993c) , pp. 159-170. (初出1977)
- , 1993b, "Pictures and Language, in Wollheim (1993) , pp. 185-190. (初出1989)
- , 1993c. *The Mind and Its Depth*, Harvard University Press.
- , 2001, "On Pictorial Representation", in Van Gerwen (2001) , pp. 13-27.
- , 2003a, "In Defense of Seeing-In", in H. Hecht, R. Schwartz, and M. Atherton, (eds.), *Looking into Pictures*, MIT Press, pp. 3-15.
- , 2003b, "What Makes Representational Painting Truly Visual ?", in *Proceedings of the Aristotelian Society, Supplementary Volume* 77, 131-47.
- Woodfield, R., 1988, "Peertz and Wollheim on Gombrich's Illusions: A Note", *British Journal of Aesthetics*, vol.28, 278-280.
- 清塚邦彦, 2002, 「絵画的な描写について：哲学的分析」, 『山形大学紀要 (人文科学)』, 15 (1) 41-74.
- , 2010, 「絵を見る経験について：R・ウォルハイムとK・L・ウォルトンの論争を手がかりに」, 『メディアの哲学の構築：画像の役割の検討を中心として (平成19年度～21年度科学研究費補助金 基盤研究C 研究成果報告書 研究代表者：小熊正久)』, 12-21.
- , 2021, 「E・H・ゴンブリッチの画像表象論：『芸術と幻影』を中心に」, 『山形大学人文社会科学部研究年報』18号, 39-74.
- ライプニッツ (米山優訳), 1987, 『人間知性新論』, みすず書房.

謝辞 本研究はJSPS 科研費 20K00026の助成を受けたものです。

R. Wollheim on Pictorial Representation

KIYOZUKA Kunihiko

R. Wollheim is known as one of the early representatives of so-called analytic aesthetics, which tackles aesthetic issues using analytic philosophical techniques. In this paper, I would like to focus on Wollheim's theory on the nature of pictorial representation, which is one of the common subjects of analytical aesthetics.

Roughly speaking, a pictorial representation is a picture, including both a still and moving picture. It also has a close affinity with a three-dimensional object such as a relief or sculpture. However, in this paper, we will proceed mainly with a flat painting in mind.

Wollheim's theory, along with Gombrich's and Goodman's theories, formed the basic framework for the Anglo-American philosophical controversies on pictorial representation. The examination of Wollheim's theory also serves as a revision of the outlook for the current theoretical situation on the issue.

Wollheim's theoretical struggle on this topic began with a book review (1961) of Gombrich's *Art and Illusion* and continued until his death in 2003. It unfolds over 40 years, during which his theory undergoes some revisions while keeping some elements constant. In this paper, I divide the developments of Wollheim's theory roughly into three stages. In Sections 2 to 3, I will sketch and critically comment on Wollheim's early theory on pictorial representation, which are propounded in the first edition of *Art and its Objects* (1968) and in some of the papers in his collection, *On Art and the Mind* (1974). Section 4 examines the revised theory put forward in a supplementary essay to the second edition of *Art and its Objects* (1980). Section 5 deals with the last stage of Wollheim's theory, propounded in writings published after the middle of 1980's. The sixth section is a supplement, which contains some important contentions of Wollheim that are not mentioned in the main argument.

高大連携授業を通じた探究活動の相互連携の試み —山形大学と米沢興譲館高等学校を事例として—

大杉尚之

(山形大学人文社会科学部)

本多 薫

(山形大学人文社会科学部)

山本陽史

(エンロールメント・マネジメント部)

小林正法

(山形大学人文社会科学部)

1. はじめに

文部科学省では、平成30年に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂を行い、それに伴い、高等学校では「総合的な探究の時間」すなわち探究学習が取り込まれることとなった(文部科学省, 2018)。探究学習では、生徒が自ら問いを立て、課題解決のためのプロセスを考え、課題発見や問題解決に必要な能力を育むことを目的としている。このような課題解決型の学習は、大学においては3年次および4年次に実施されるプレ卒業研究または卒業研究が対応している。すなわち、従来は大学の高年次に行われていた学習カリキュラムの一部が、高等学校において既に取り入れられている状況となっている。また、大学における課題解決型の学習は、学術的なトレーニングに加えて、卒業後の企業にとっての即戦力となるような、社会人基礎力(経済産業省, 2006)の育成としての意味合いも強くなっている。そのため、「地域社会の課題」や「情報化社会における人間の役割」といった、学生が卒業後に現実社会において直面することが予想される問題に取り組み、様々な分野の学生が連携して目標に向けて学習していく必要がある。山形大学と米沢興譲館高等学校では、高大連携授業として大学3年生と高校2年生が相互に連携をしながら課題解決型学習を行うという、新たな試みを平成31年度か

ら行なっている。これは、大学側としては学問的な知識を踏まえつつ社会の中で活躍できる人材を養成するため、従来は手薄だった技能科目・実践科目の強化・導入を行うものであった。本稿では、高大連携授業の具体的な内容について紹介するとともに、この授業が大学生の課題解決型学習にもたらす効果について、および高大連携の課題と今後のあり方について考察する。

2. 高大連携授業の紹介

山形大学人文社会科学部では、高大連携授業として課題演習(地域情報)を開講し、山形県立米沢興譲館高等学校(以下「米沢興譲館高校」という)と連携をしながら授業を進めてきた。まずは、この高大連携授業の内容について解説をする。この授業の(大学側の)到達目標は、地域課題等に関する研究テーマを策定し、地域、社会、人間の間に生じる問題について認知・人間工学実験や、統計的調査などの科学的な手法で解決する力を修得することを目指すものである。この授業では、大学生が研究内容や方法を理解することを第一段階の到達目標、大学生が研究内容や方法について専門的な知識のない人(高校生)に分かりやすく表現できるようになることを第二段階の到達目標として設定している。大学生が高校生と関わりながら、進路意識や社会意識についての統計的な調査を行い、その結果を共有することで、人間と情

報に関する専門的な技能を地域の中で活かす能力を身につけることを目指す。最初の到達目標を達成するために、研究活動の実施とポスター発表会を行い、第二の到達目標を達成するために、米沢興譲館高校の探究型学習と連携することで大学生と高校生が意見を交換し、相互学習をする機会を設けている。

具体的な授業内容としては、大学生が(1)研究テーマの策定、(2)研究方法の選定、(3)実験・アンケート調査、ヒアリング調査の実施、(4)レポートの作成または成果発表の4つの段階を経る、guided independent research project (IRP)として運営がされる。複数人の学生ごとに1人の教員が割り当てられ、グループまたは個人で研究テーマを策定し、半年間かけて研究プロジェクトに取り組んでいくことになる。研究論文の選定、実験プログラムや調査アンケートの作成、実験や調査の実施、分析、ポスター発表等をすべて学生自らが行う必要があることから、プレ卒業研究としての意味合いもある。この一連の過程の初期段階で、大学生と高校生が顔合わせを行い、中期から後期にかけて高校生の研究相談を大学生が引き受ける。最終的には、高校生、大学生が相互の研究発表会に参加し、意見交換を行う。大学生としては、大学での専門的な知識を持たない高校生などに、研究テーマに関する内容や研究手法についてわかりやすく伝える必要がある。

次に、高大連携授業を実施している相手先である米沢興譲館高校の状況についても紹介する。山形県では平成30年度に県立高等学校3校に探究科、さらに3校に探究コースが設置された。また、設置されなかった高校も含め、県全体の取り組みとして探究学習が推進されている。理系・文系の区別無く探究学習重視の姿勢が打ち出されたのである。探究科・探究コース設置前から探究学習を具体的にどのように導入するか、さまざまな準備が県内各高校に求められた。既にSSH(スーパーサイエンスハイスクール)研究開発指定校に指定されていた高校(たとえば米沢興譲館高校は平成

14年度以降現在まで断続的にSSHに指定)では理系の探究学習のノウハウが既に蓄積され、他校にもそれが共有されつつあった。だが、文系の探究学習をどのように進めるかはノウハウが共有されておらず、各高校それぞれの取り組みに委ねられる部分が大きかったように思える。米沢興譲館高校では、理系の実験や調査で得られた客観的なデータに基づいて研究する方法論を文系の探究学習でも取り入れることが必要ではないか、という議論があった。そこで、人文社会科学部人間文化コースと連携した高大合同授業を開設することになった。大学生と高校生が研究に関する情報交換を行うことで文系においても科学的な探究方法を身につけることが高校側の狙いであった。

3. IRP 学習をすることで見込まれる効果

IRP 学習により見込まれる効果について考察をしていく。まず、IRP 学習ではクロスディプシナリーな研究を行うことが出来る。これまでの研究で、卒業研究が指導教員の専門分野の内容に偏ることとそれによる弊害(小島・鈴木, 2012; 中央教育審議会, 2005, 基礎データ「産業界からの視点」)が指摘されてきた(詳細は和田, 2014)。一方で、IRP 学習では複数の学問領域にまたがった研究内容になりやすいことが指摘されている(和田, 2014; 田尾・田中・飯嶋・副島, 2020)。特に、複数領域の学生が同じチームに割り当てられた場合に研究方法の多様化が生まれやすい状況となる。例えば、課題演習(地域情報)では、認知科学に興味を持つ学生と公共政策に興味を持つ学生が同じグループとなったことがあった。グループとしては「広告ポスター」を題材とすることに決まったが、研究手法の選択において、認知科学に興味を持つ学生はポスターの主観的な誘目度を調査する実験を選んだのに対し、公共政策に興味を持つ学生は地方自治体の広告担当部署へのヒアリング調査を行うことを選んだ。このように別々の切り口で課題にアプローチすることで、現実場面の複雑な問題解決場面に近い状況が生まれた。

また、IRP 学習は、将来的に研究者を目指す学生が学問領域のマッチングを考える上で有用である (e.g., 和田, 2014)。学部の講義授業や演習授業では、専門的な知識を身につけることが可能であるが、実際に研究方法を使用する機会は少ない。また、心理学系の事例ではあるが、実習科目で扱う題材としては、頑健に再現される現象が選ばれることが多く、研究方法についても固定されていることが多い (井関, 2019)。しかし、実際の研究活動では先行研究の結果が再現可能かについても不確定である場合も多く、研究方法についても自ら考えてパラメータの設定を行う必要がある。そのため、IRP 学習を行わないと、卒業研究まで研究体験の機会が与えられないこととなる。これらのことから、IRP 学習による研究体験は、研究者を目指す学生が進路選択を決める上で有用な判断材料を提供すると考えられる。

また、IRP 学習を含む研究活動全般が持つ教育効果として、正解がない問題解決を行うことで、様々な汎用的技能が上昇することが挙げられる。現実場面における問題解決では、問題そのものが明確に定義されておらず、現在の状態からどのような状態になることが問題解決となるのかが明確ではないことが多い (e.g., Pretz, Naples, & Sternberg, 2003)。このような状況では、問題を学生自身が定義し、解決された状態に対してどの程度までアプローチすることができるのかを自ら把握する必要がある。すなわち未知の課題に対して本質を把握し、実現可能な解決策を立案できる能力が必要とされる。また、問題の構造や作業工程を視覚化し、残された時間 (期間) 内で実現できる見通しを持って研究活動を行うこと、時間内に作業が完了しそうでない場合には周囲に協力を求めることなど、社会人として活動する際にも共通の状況となる。このような活動を通して、「批判的思考」、「メタ認知」、「心の理論」等の汎用的技能を身につけることが出来ると考えられている (山田・林, 2011)。以上のように、IRP 学習は自ら課題を見出し、その解決に向けて探究を進め、

成果を表現する実践的な能力を培うための授業として有効であると考えられる。

4. 高校生に教えることで見込まれる効果

次に、大学生が高校生に教えることで見込まれる効果について考察する。課題演習授業では、大学生が高校生に情報を教授すること、研究相談にのることを授業内容に取り入れているが、これは学んだことを記憶に定着させる上で効果的である。認知心理学の研究では、他者に教えることを意識して学ぶことで自分自身の知識整理が進み、より記憶に残りやすいことが示されている (e.g., Nestojko, Bui, Kornell, & Bjork., 2014; 小林, 2020)。また、繰り返しテキストを読むよりも繰り返しテスト問題を解く方が学習したことが記憶に残りやすいこと (Karpicke & Roediger, 2008) が知られている。高校生の研究相談にのることや高校生に対して研究発表を行うことは、自分自身が体験した研究の知識の確認テストとしても機能すると考えられる。このように繰り返し情報を出力する (他人に教える、発表をする) ことは知識の定着のために非常に重要である。また、大学生が高校生に教える際に、教えるための事前準備も必要であるが、この教える準備が知識構成を促し、学習効果を高めるという研究もある (e.g., 伊藤・垣花, 2019)。

高校生と交流をし、高校と大学の探究活動を連携させることは、大学生が自らの学習能力について正確に評価するためのメタ認知能力の育成に役立つと考えられる。有名な認知バイアスの一つに「ダニング・クルーガー効果」(e.g., Kruger & Dunning, 1999) があり、未熟な者の自己評価が実際の成績よりも高く見積もられることが報告されている (ダニング・クルーガー効果については再現性が低いという報告もある。Gignac & Zajenkowski, 2020)。大学生のみで探究活動を行なった場合、同じ学年の受講生しか比較対象がない。そのため、周囲に習熟度の高い学生がいたとしても、その学生と自らの差がどれくらい離

れているのかを正確に概算することができないのかもしれない。楽観的な学生は、習熟度の差は授業へのエフォートの違いとして認識し、本質的な学力の差として認識しない可能性もある。一方、高校生の探究活動と連携をすることで、大学生としては学年が下の高校生の探究活動と自分自身の活動を比較することとなる。これにより、自分自身の活動内容や習熟度により自覚的になり、正確に自分自身の学習能力を評価できると考えられる。このように教える側が自分の知識や理解を振り返り（モニタリング）、欠落を補うことで深い学習が促されることが実験的にも示されている（e.g., Okita & Schwartz, 2013; Roscoi & Chi, 2008）。特に、教えられた側からの質問が教える側の振り返りを促す効果があることから、高校生からの質問に答えることは大学生が自分自身の学習能力を理解する上で重要な機能を持つと考えられる。

5. 高大連携授業の活動内容

高大連携授業は2019年の前期および2020年の前期に実施した。この授業は、人文社会科学部の実

践科目授業である「課題演習（地域情報）」として開講し、2019年度は12名、2020年度は20名が受講した。各年度における具体的な授業スケジュールは以下の通りである（Fig.1）。詳細については以下の各年度の活動報告において述べる。

5. 1. 2019年度の高大連携活動状況

2019年度は、隔週で水曜日の5コマ目の時間帯（16:20-17:50）に開講した。5月までに、グループ分け、グループごとの研究テーマの設定を行った。各グループに担当教員が1人つき、教員の指示のもとグループワークを行った。具体的には、地域社会、人間と情報、統計、個人と集団、意識と行動、認知と認識、幸福と健康、災害・事故の8つの基幹テーマの中から2つを選び、そのテーマにあった研究テーマをグループごとに決定した。研究テーマの決定後は、グループごとに題目と研究計画を提出し、その内容に基づいて、構想発表、実験・調査の実施、分析、ポスター作成を行い、7月に授業内での研究発表会を行なったのちに8月のオープンキャンパスにて対外的に研究成果を

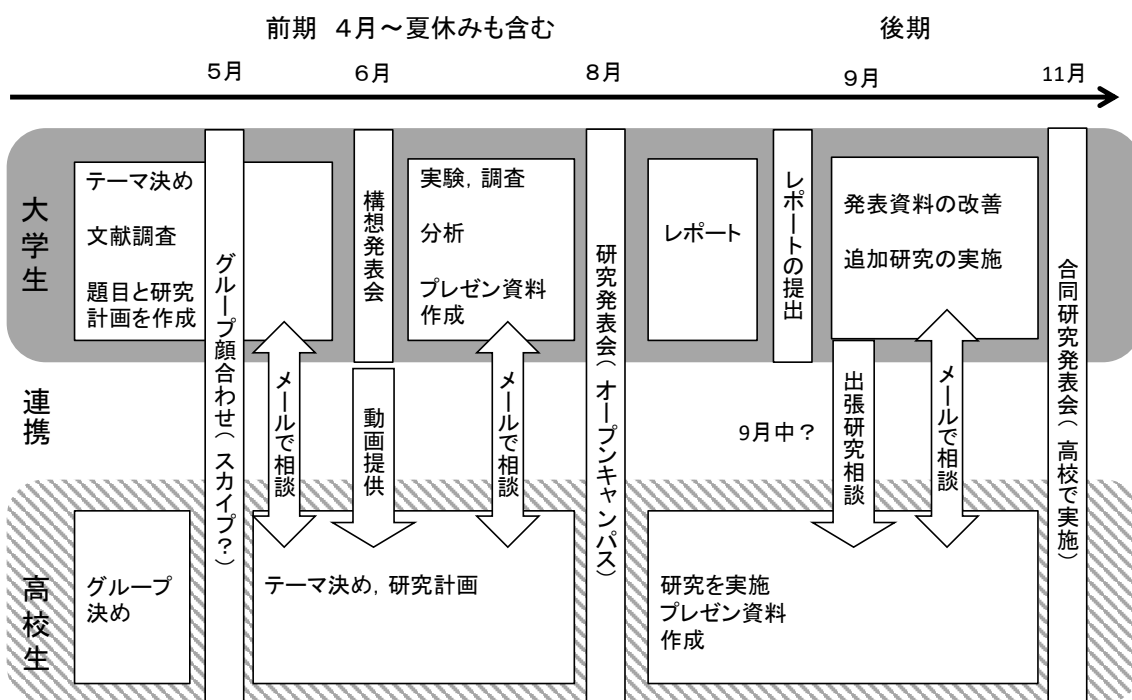


Fig.1. 授業スケジュール

公表した。

その過程の中で、5月に米沢興譲館高校に出向き、グループごとに互いの研究内容を話し合うグループ顔合わせを行なった (Fig.2)。その際に、高校生グループに対するアドバイザーの割り当てを行なった。



Fig.2. 米沢興譲館高等学校で行われたグループ顔合わせの様子

6月には山形大学で行なった構想発表会 (口頭発表) の様子について動画で撮影し、米沢興譲館高校側に情報提供を行なった。

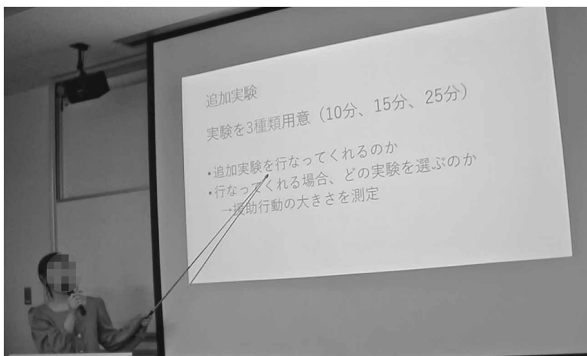


Fig.3. 山形大学で行われた構想発表会の様子

8月には、オープンキャンパスを利用した研究発表会 (ポスター発表) を行なった。会議室にポスターボードを設置し、発表を行なった。オープンキャンパスに参加した高校生も自由に発表を聞き、質問することができる状況であった。米沢興譲館高校の生徒も聴衆として参加し、大学生が発表する内容について意見交換を行なった。



Fig.4. オープンキャンパスでのポスター発表の様子

11月には米沢興譲館高校探究活動中間発表会 (ポスター発表) に、大学生がゲスト発表者として参加し、同じ会場内で意見交換を行なった。

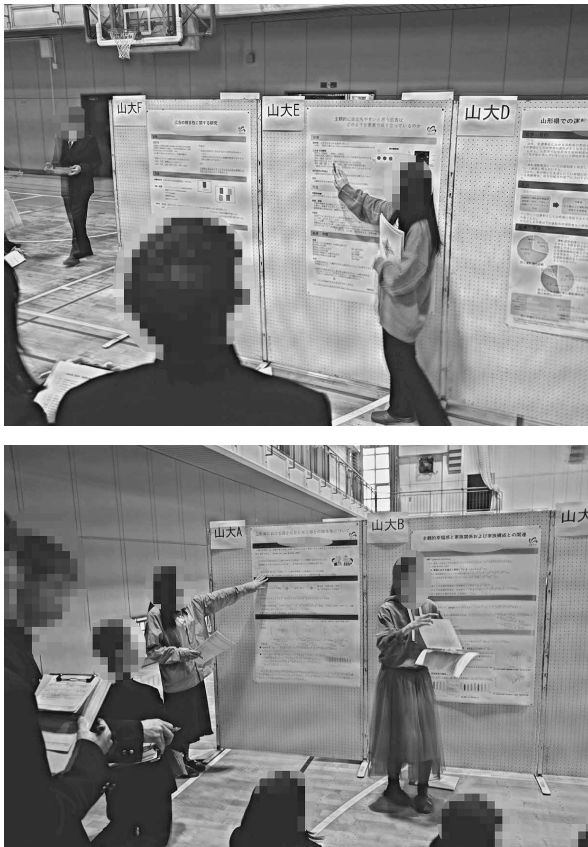


Fig.5. 米沢興譲館高校探究活動中間発表会（大学生のポスター発表）の様子

5. 2. 2020年度の高大連携活動状況

2020年度も、前年度と同様に水曜日の5コマ目の時間帯（16:20-17:50）に開講した。しかし、今年度は新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大（2020年春）が起これり、大学等の研究機関においても対面での授業を行うことが困難な状況となった。そこで、WebClass（日本データパシフィック社）、Zoom（Zoom Video Communications）、Slack（Slack Technologies）を併用して、学生および教員が共同作業をしやすい環境を整備し、演習を行なった。今年度は、学生がグループワークを行う環境を整備することが困難であったため、学生ごとに研究計画書の提出を求め、それを基に5月中にグループ分けを行なった。グループごとにSlackにプライベートチャンネルを作成することで、学生と教員のコラボレーションの場とし、中間発表およびポスター発表会に向けて各グループで活動を実施した。この年度は学生ごと

にSlackチャンネルを作成し、そのチャンネルにポスターの発表原稿をアップロード、質問を書き込むことでディスカッションを行なった。発表期間は8月1日から8月31日までの一ヶ月間とした。8月20日以降は米沢興譲館高校の生徒が閲覧できるように専用のアカウントを作成した。

以上の過程の中で、7月に米沢興譲館高校の学生とZoomを利用した顔合わせを行い、互いに研究内容を話し合う場とした。また高校生グループに対するアドバイザーの割り当てを行なった。

10月には米沢興譲館高校探究活動中間発表会（ポスター発表）に、大学生のポスターを展示し、発表原稿は限定公開をしたウェブページとしてアクセスを可能とした（Notion（Notion Labs, Inc.）で作成）。

6. 高大連携授業の成果

本授業では、半年間という短い期間の中でグループまたは個人で研究課題を設定し、実験、アンケート調査、ヒアリング調査等の多様な研究方法によりアプローチをし、成果を公開し、議論をするところまで達成ができています。この一連のプロセスの中で、通常の講義や演習授業等の知識を再確認し、実社会で役にたつ実践力の習得につながることができたと考えられる。特に、高校生への研究成果の発表および高校生からの質問への回答という2つの作業によって、大学の外の社会を意識し、自分自身の知識の習得度を自覚することにつながったと考えられる。

さらに、高大連携授業の中で、予測していなかった教育効果についても述べる。2019年度に米沢興譲館高校の中間発表会に参加した大学生からは、「高校生が完成度の高い研究を行なっていることに刺激を受けた。」といった感想も聞いており、大学生に危機感を感じさせるという、効果もあるように感じられた。また、同じく2019年度にオープンキャンパスで研究発表会を行なった際には、オープンキャンパスに参加した高校生や保護者の方と、研究以外の学生生活についても話が弾んで

いるようであった。研究活動に関する話題を契機として、大学生生活全般に関する情報交換の場としても機能していたようであった。

7. 受講者を対象としたアンケート調査

7.1. 目的と方法

課題演習(地域情報)を受講した学生が授業内容についてどのような効果があったと考えるかについて検証をするアンケート調査を行なった。2019年度、2020年度に課題演習を受講した学生を対象とした。調査時期は2021年1月であった。調査の実施前に調査の目的、プライバシーや人権の保護、参加辞退への配慮、データの公表等について必要な説明を呈示し、参加への同意を得たうえで調査を行った。調査用のプログラムは、lab.js (Henninger, Shevchenko, Mertens, Kieslich, & Hilbig, in press) を使用して作成し、参加者管理システム JATOS (Lange, Kühn, & Filevich, 2015) でホスティングし、実施した。また、受講者への案内は学内システムを利用してオンラインで行なった。12名の学生から回答を得た(平均年齢21.2歳, SD:0.6, 女性8名, 男性4名, 4年生5名, 3年生7名, 人間文化コース10名, 地域公共政策コース2名)。

質問紙は授業評価に関する設問、授業履修後の感想に関する設問、社会人基礎力に関する設問から構成された。授業評価については、「設問1. 授業の満足度」、「設問2. プロジェクト成果の満足度」、「設問3. 授業運営全体について」、「設問4. 各グループの人数について」、「設問5. 期間について」、「設問6. 難易度について」、「設問7. 教員の関与について」の7問で構成されていた。設問1から設問3については「1. 不満」、「2. どちらかと言えば不満」、「3. どちらとも言えない」、「4. どちらかと言えば満足」、「5. 満足」で回答するように求めた。設問4から設問7については中央をちょうどよいとする、「1.XXX」、「2. やや XXX」、「3. ちょうどよい」、「4. やや XXX」、「5.XXX」という回答形式になっており、設問4は少ない-多い、設問5

は短い-長い、設問6は易しい-難しい、設問7は不足だ-過剰だの組み合わせであった。

授業履修後の感想は、「設問1. 今までやったことのない経験をすることができた」、「設問2. 自分に自信の持てる体験となった」、「設問3. 地域活性化やまちづくりに関心が高まった」、「設問4. テーマに関する関心が高まった」、「設問5. 大学近隣の地域に関する関心が高まった」、「設問6. 専門知識やスキルを獲得することができた」の6問で構成されていた。それぞれ「1. 当てはまらない」、「2. どちらかと言えば当てはまらない」、「3. どちらとも言えない」、「4. どちらかと言えば当てはまる」、「5. 当てはまる」で回答するように求めた。

社会人基礎力に関する設問は、以下のように構成されていた。それぞれの設問について、「1. 影響していない」、「2. 多少は向上した」、「3. 著しく向上した」で回答するように求めた。

- 主体性：自分がやるべきことは何かを見極め、自発的に取り組むことができる。自分の強み・弱みを把握し、困難なことでも自信を持って取り組むことができる。自分なりに判断し、他者に流されず行動できる。
- 働きかけ力：相手を納得させるために、協力することの必然性(意義、理由、内容など)を伝えることができる。状況に応じて効果的に巻き込むための手段を活用することができる。周囲の人を動かして目標を達成するパワーを持って働きかけている。
- 実行力：小さな成果に喜びを感じ、目標達成に向かって粘り強く取り組み続けることができる。失敗を怖れずに、とにかくやってみようとする果敢さを持って、取り組むことができる。強い意志を持ち、困難な状況から逃げずに取り組み続けることができる。
- 課題発見力：成果のイメージを明確にして、その実現のために現段階でなすべきことを的確に把握できる。現状を正しく認識するための情報収集や分析ができる。課題を明らかにするために、他者の意見を積極的に求めている。

- 計画力：作業のプロセスを明らかにして優先順位をつけ、実現性の高い計画を立てられる。常に計画と進捗状況の違いに留意することができる。進捗状況や不測の事態に合わせて、柔軟に計画を修正できる。
- 創造力：複数のもの（もの、考え方、技術等）を組み合わせて、新しいものを作り出すことができる。従来の常識や発想を転換し、新しいものや解決策を作り出すことができる。成功イメージを常に意識しながら、新しいものを生み出すためのヒントを探している。
- 発信力：事例や客観的なデータ等を用いて、具体的に分かりやすく伝えることができる。聞き手がどのような情報を求めているかを理解して伝えることができる。話そうとすることを自分なりに十分に理解して伝えている。
- 傾聴力：内容の確認や質問等を行いながら、相手の意見を正確に理解することができる。相槌や共感等により、相手に話しやすい状況を作ることができる。相手の話を素直に聞くことができる。
- 柔軟性：自分の意見を持ちながら、他人の良い意見も共感を持って受け入れることができる。相手がなぜそのように考えるかを、相手の気持

- ちになって理解することができる。立場の異なる相手の背景や事情を理解することができる。
- 状況把握力：周囲から期待されている自分の役割を把握して、行動することができる。自分のできること・他人ができることを的確に判断して行動することができる。周囲の人の状況（人間関係、忙しさ等）に配慮して、良い方向へ向かうよう行動することができる。
- 規律性：相手に迷惑をかけないように、最低限守らなければならないルールや約束・マナーを理解している。相手に迷惑をかけたとき、適切な行動を取ることができる。規律や礼儀が特に求められる場面では、粗相のないように正しくふるまうことができる。
- ストレスコントロール力：ストレスの原因を見つけて、自力で、または他人の力を借りてでも取り除くことができる。他人に相談したり、別のことに取り組んだりする等により、ストレスを一時的に緩和できる。ストレスを感じることは一過性、または当然のことと考え、重く受け止めすぎないようにしている。

7. 2. 結果と考察

以下にそれぞれの設問についての結果をまとめ

Table.1. 授業評価 (人数 全12人)

評価	1. 不満	2. どちらかと言えば不満	3. どちらとも言えない	4. どちらかと言えば満足	5. 満足
1. 授業の満足度	0	1	2	7	2
2. プロジェクト成果の満足度	0	0	3	4	5
3. 授業運営全体について	0	1	5	3	3
評価	1. 少ない	2. やや少ない	3. ちょうどよい	4. やや多い	5. 多い
4. 各グループの人数について	0	0	12	0	0
評価	1. 短い	2. やや短い	3. ちょうどよい	4. やや長い	5. 長い
5. 期間について	0	0	6	6	0
評価	1. 易しい	2. やや易しい	3. ちょうどよい	4. やや難しい	5. 難しい
6. 難易度について	0	0	6	6	0
評価	1. 不足だ	2. やや不足だ	3. ちょうどよい	4. やや過剰だ	5. 過剰だ
7. 教員の関与について	0	0	12	0	0

る (Table.1)。授業満足度, プロジェクト成果の満足度については, 「満足」と「どちらかと言えば満足」までで7割以上を占めており, 概ね満足であったと考えられる。授業運営全体については「満足」と「どちらかと言えば満足」で半数であり, 授業運営に関する学生の主観的な満足度は少し低いようであった。グループの人数と教員の関与については「ちょうどよい」を全員が選んでおり適切であったと考えられる。実施期間と難易度については「ちょうどよい」が半数, 「やや長い」または「やや難しい」が残り半数であった。以上より, 授業満足度, プロジェクト成果は概ね高く, グループの人数と教員の関与については適切であったと考えられる。一方で授業運営に対する主観的な満足度はやや低く, 実施期間と難易度についてはやや長く, 難しいと感じているようであった。2019年度は新規開講科目であったこと, 2020年度はオンライン環境への移行期であったことから, 授業運営について手探りの部分があり, 不安定な授業運営に感じられたのかもしれない。また, 11月 (または10月) の米沢興譲館高校での中間発表会に参加するまで授業として終了しないこと, また研究計画, 実験実施, 結果分析, 成果発表と

いった多くの作業を行う必要があったことが実施期間と難易度の印象につながった可能性がある。

授業履修後の感想 (Table.2) については, 「今までやったことのない経験をする事ができた」「自分に自信の持てる体験となった」「テーマに関する関心が高まった」「専門知識やスキルを獲得する事ができた」は「当てはまる」と「どちらかと言えば当てはまる」で8割以上を占めており, 概ね達成することが出来たと考えられる。ただし, 「自分に自信の持てる体験となった」については, 「どちらかと言えば当てはまらない」と答えた人もいた。一方で, 「地域活性化やまちづくりに関心が高まった」や「大学近隣の地域に関する関心が高まった」では, 「当てはまる」と「どちらかと言えば当てはまる」で7割程度であり, 「当てはまらない」または「どちらかと言えば当てはまらない」も一定数があり, 地域や大学周辺への関心としては, 十分には影響しなかった可能性がある。以上より, 授業後の感想として, IRP学習の体験を通して自分自身の成長について感じる事ができたのではないかと考えられる。一方で, 地域社会への関心は十分に高まらなかった。これは, 基幹テーマの中で「地域社会」を選ばな

Table.2. 授業満足度 (人数 全12人)

評価	1. 当てはまらない	2. どちらかと言えば当てはまらない	3. どちらとも言えない	4. どちらかと言えば当てはまる	5. 当てはまる
1. 今までやったことのない経験をする事ができた	0	0	0	3	9
2. 自分に自信の持てる体験となった	0	1	1	8	2
3. 地域活性化やまちづくりに関心が高まった	1	2	1	7	1
4. テーマに関する関心が高まった	0	1	0	4	7
5. 大学近隣の地域に関する関心が高まった	2	2	3	5	0
6. 専門知識やスキルを獲得する事ができた	0	0	1	7	4

かった学生は、研究活動の中で意識をすることが少なかったことが原因である可能性があるだろう。授業全体の中で、「地域社会」という基幹テーマについて考える割合をどのように増やしていくかは今後の課題となるだろう。また、学生が取り組んだ課題演習の成果が、地域社会でどのような場面に活用でき、課題解決に役立つのかを考えさせる必要があると思われる。

社会人基礎力については、概ね「著しく向上した」または「多少は向上した」と回答していたが、「創造力」と「ストレスコントロール力」は「影響していない」という回答が多かった。一方で、「課題発見力」、「計画力」、「発信力」は「著しく向上した」の回答が多くあり、より向上したことが自覚できた可能性がある。課題発見力は、「成果のイメージを明確にして、その実現のために現段階でなすべきことを的確に把握できる。現状を正しく認識するための情報収集や分析ができる。課題を明らかにするために、他者の意見を積極的に求めている。」、計画力は「作業のプロセスを明らかにして優先順位をつけ、実現性の高い計画を立てられる。常に計画と進捗状況の違いに留意することができる。進捗状況や不測の事態に合わせて、柔軟に計画を修正できる。」となっており、問題

解決場面における、問題そのものの把握、問題解決に向けた作業工程の把握については効果があったと考えられるだろう。また、発信力は「事例や客観的なデータ等を用いて、具体的に分かりやすく伝えることができる。聞き手がどのような情報を求めているかを理解して伝えることができる。話そうとすることを自分なりに十分に理解して伝えている。」であり、データに基づく批判的思考態度、自分自身の理解度に対するメタ認知、聞き手の心の理論に基づく情報伝達が向上している可能性があるだろう。以上の能力については効果が示されたのに対して、「創造力」と「ストレスコントロール力」は「影響していない」という回答が多かった。これは、グループ内で成員がアイデアを出し合い、意見をまとめ上げる作業時間が課題演習の中では少なかったからなのかもしれない。実験や調査の実施、発表資料の作成等の時間を考慮すると、先行研究の内容をそのまま踏襲した研究計画になりやすく、萌芽的な研究題材や研究方法は選ばれにくかった可能性がある。今後は、萌芽的かつ斬新な研究計画については、実現可能性とは切り離した評価を行うなど、研究計画の作成に重点を置く成績評価を行うことも有効かもしれない。

Table.3. 社会人基礎力 (A は前に進み出す力, T は考え抜く力, W はチームで働く力 人数 全12人)

評 価	1. 影響していない	2. 多少は向上した	3. 著しく向上した
1. 主体性 (A)	2	10	0
2. 働きかけ力 (A)	1	11	0
3. 実行力 (A)	0	10	2
4. 課題発見力 (T)	0	9	3
5. 計画力 (T)	2	6	4
6. 創造力 (T)	5	7	0
7. 発信力 (W)	1	7	4
8. 傾聴力 (W)	2	9	1
9. 柔軟性 (W)	3	7	2
10. 状況把握力 (W)	1	11	0
11. 規律性 (W)	3	7	2
12. ストレスコントロール力 (W)	4	7	1

7. 3. アンケート調査のまとめ

アンケート調査の結果をまとめると、授業評価については概ね良好であり、授業後の感想や社会人基礎力に関する設問への回答からも、学生が新しい体験を通じて自分への自信、専門的な知識やスキル、課題発見力、計画力、発信力の高まりを自覚できたことが示された。そのため、課題演習（地域情報）は、研究活動を通じて、学生が卒業後に社会人として必要となることが予想される様々な汎用的技能を習得するのに有効であったと考えられる。一方で、地域社会に関する関心は十分に高まっておらず、また創造力やストレスコントロール力を発揮する機会も十分ではなかった可能性がある。この点については、研究成果の完成度だけを重視するのではなく、地域社会に根ざした萌芽的な内容の研究計画については、エキストラポイントをつけるなどの対策が必要となると考えられる。

8. まとめと今後の課題

本稿では、山形大学人文社会科学部で実施している高大連携授業である課題演習（地域情報）の具体的な内容について紹介するとともに、この授業が大学生の課題解決型学習にもたらす効果について述べてきた。この授業は、IRP学習の形態を取ることで、複数の学問領域の学生が参加しやすいクロスディープシナリーな環境を作り出しやすいという効果、大学院進学を考える学生にとって有用な判断材料を与えるという効果、現実社会と同様の正解の無い問題解決を行う機会を提供するという効果があることが考えられる。また、大学生が高校生に教えるという機会を提供することで、知識の定着を促進する効果、自分自身の知識定着度を省みる効果（メタ認知）があると考えられる。以上の効果については、アンケート調査で学生自身が汎用的技能の向上を自覚していることから結果として示されている。そのため、課題演習（地域情報）のような高大連携授業を推進することは様々な立場の人々と意見を交換しつつ構想にまと

める機会を提供し、大学生の課題解決型学習にポジティブな評価をもたらすと考えられる。すなわち、この実践科目を通じて地域社会の現代的な課題の発見や解決に寄与できる能力が培われると考えられる。

次に、高大連携の今後の課題と、高大連携授業が果たす役割についても考察する。山形県において平成30年度より探究科、探究コースが設置されて以来、山形大学の教員が専門的な知識を提供する機会も多くなってきた。しかし、探究活動支援として大学教員が高校生を指導する場合、単発的であることが多く、支援内容と大学教育が結びつかないことも多い。このような一方通行の支援体制は大学教員側の負担のみが増加することとなり、中長期的に持続可能な協力体制を維持することが難しい。重要な点は、高校生と大学生の双方に教育効果がある協力体制を構築することであろう。本稿で述べたように、高校生の探究活動に関わることは、大学生にとっても教育効果が高い。そのため、大学側のカリキュラム内に高大連携授業を組み込むことにより双方の教育に相乗効果があり、且つ大学教員側の負担を抑えられるという効果もある（学生も支援に関与するため）。さらに、高大連携授業そのものが大学における研究、教育に及ぼす効果として、科学コミュニケーションの促進が考えられるだろう。科学技術を非専門家にわかりやすく伝えること、また社会の問題意識を科学者・研究者にフィードバックすることは、研究機関と社会との連携にとって不可欠である。大学教員や研究者、研究活動を行う大学生は、研究に専門的な知識を習得する代償として、専門的な説明が非専門家にどのように伝わるのか（または伝わらないのか）が曖昧になってしまう。それは、専門家間では暗黙の了解で伝わる説明があるため、それを非専門家に説明する機会が少ないことが原因であると考えられる。また、大学において専門的な研究や教育に従事するほど、社会の問題意識をそのまま研究や教育で扱う機会は減っていく。このような大学における研究、教育の偏りは高校

の教員や高校生などの非専門家との連携によって是正される可能性がある。また、社会の問題意識に関連して、17の持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals; SDG) が近年着目されている。SDGs という分野横断的な課題を達成するためには、コミュニケーション力、目標達成の意思持続力、論理的な表現力、知識活用力、リーダーシップ能力といったコンピテンスが求められる(成瀬・池田, 2021)。これらの能力の向上に対して探究活動は有用であると思われる。今後は、これらの能力の向上が見られたかについても着目したい。以上のように、高大連携授業は大学から高校への一方通行の支援体制になることを防ぎ、高校と大学の教育を相乗的に高めていく可能性がある。

引用文献

- Gignac, G. E., & Zajenkowski, M. (2020) . The Dunning-Kruger effect is (mostly) a statistical artefact: Valid approaches to testing the hypothesis with individual differences data. *Intelligence*, *80*, 101449.
- Henninger, F., Shevchenko, Y., Mertens, U. K., Kieslich, P. J., & Hilbig, B. E. (in press) . lab.js: A free, open, online study builder. *Behavior Research Methods*.
- 伊藤貴昭・垣花真一郎(2019). 説明状況の違いが説明者自身の理解促進効果に与える影響—相手に教授する状況と自分の理解を確認する状況の比較— . 教育心理学研究 , *67*, 132-141.
- 井関龍太(2019) . 心理学実験実習のメニューはどう決まるか——シラバスに基づく分析—— . 心理学研究 , *90*, 72-79.
- Karpicke, J. D., & Roediger, H. L. (2008) . The critical importance of retrieval for learning. *Science*, *319*, 966-968.
- Kruger, J., & Dunning, D. (1999) . Unskilled and unaware of it: how difficulties in recognizing one's own incompetence lead to inflated self-assessments. *Journal of personality and social psychology*, *77*, 1121-1134.
- Lange, K., Kühn, S., & Filevich, E. (2015) . " Just Another Tool for Online Studies" (JATOS) : An Easy Solution for Setup and Management of Web Servers Supporting Online Studies. *PloS one*, *10*, e0130834.
- 小林敬一(2020). 他の学習者に教えることによる学習はなぜ効果的なのか?—5つの仮説とそれらの批判的検討— . 教育心理学研究 , *68*, 401-414.
- 小島彰・鈴木信邦(2012). 産学連携による鉄鋼工学人材育成のための指針:平成 23 年度鉄鋼工学セミナー参加者による大学教育アンケート結果から見えてきたもの . ふえらむ: (社) 日本鉄鋼協会会報 , *17*, 386-393.
- 文部科学省(2005). 我が国の高等教育の将来像 (答申) .
- 成瀬延康・池田文人(2021). SDGs に基づく高等教育の可能性 高等教育ジャーナル—高等教育と生涯学習— , *28*, 47-55.
- Nestojko, J. F., Bui, D. C., Kornell, N., & Bjork, E. L. (2014) . Expecting to teach enhances learning and organization of knowledge in free recall of text passages. *Memory & Cognition*, *42*, 1038-1048.
- Okita, S. Y., & Schwartz, D. L. (2013) . Learning by teaching human pupils and teachable agents: The importance of recursive feedback. *Journal of the Learning Sciences*, *22*, 375-412.
- Pretz, J. E., Naples, A. J., & Sternberg, R. J. (2003) . Recognizing, defining, and representing problems. *The psychology of problem solving*. New York: Cambridge University Press, Pp.3-30.
- Roscoe, R. D., & Chi, M. T. (2008) . Tutor learning: The role of explaining and responding to questions. *Instructional Science*, *36*, 321-350.

田尾周一郎・田中岳・飯嶋裕治(2020).「課題研究」科目における早期の研究体験の意義について:「学際」系学士教育課程への示唆, 基幹教育紀要, 6, 51-63

和田正法(2014). 日本の学士課程における教育の一環としての研究— 卒業研究の特徴と課題— . *The Journal of Learner-Centered Higher Education* 学士課程教育機構研究誌, 3, 117-132.

山田剛史・林創(2011). 大学生のためのリサーチリテラシー入門: 研究のための8つの力. ミネルヴァ書房.

Cooperation of inquiry activities through a high school- university cooperation class

OSUGI Takayuki

(Faculty of Humanities and Social Sciences)

HONDA Kaoru

(Faculty of Humanities and Social Sciences)

YAMAMOTO Harufumi

(Enrollment Management Department)

KOBAYASHI Masanori

(Faculty of Humanities and Social Sciences)

The present article introduces the cooperation of inquiry activities through a high school-university cooperation class and reports on the educational effects on the university students. This class was conducted as a guided independent research project and thus had many advantages for the improvement of students' practical abilities by facilitating the creation of a cross-dipsy environment. Furthermore, this class provides opportunities for the university students to teach high school students, resulting in an increase in knowledge retention and corrections of metacognitive bias. The advantages and importance of the cooperation of inquiry activities through a high school-university cooperation class are discussed.

サルトルの想像論における心的アナログンについて

小 熊 正 久

(山形大学名誉教授)

序論

サルトル (1905-1960) は『想像的なもの』¹において、通常われわれが「想像する」と呼ぶ意識や「画像を見る」と呼ぶ意識の在り方の分析を行っている。たとえば、前者は眼の前に富士山がない状況で富士山を想像する場合、後者は富士山の絵や写真を見る場合などである。彼は、それらはいずれも「イメージ image」に関わると考えるが、ある箇所では、その「イメージ」について次のように述べている。ここで使われている幾つかの表現をみながら本稿の主題を説明しよう。

したがってわれわれは、イメージとは、不在ないし非在の対象をその形体性において目指す作用 (acte) であると言っておくことにしよう。そのさい、そのものとして与えられるのではなく目指された対象の《類似的代理物 *représentant analogique*》という資格で与えられる物的ないし心的内容を介してその対象を目指すことになる (f46/j72)。

最初に「不在ないし非在の対象」とは、上の例で言えば眼の前にないが想像された富士山のことである²。つぎに、「イメージ」という語は、何ら

かの「像」の意味で使われることが多い語であるが、上の箇所では「作用」であると明言されているので「想像作用」の意味で理解するのが適切であろう。ただし、同書でも通常の「像」に近い意味で使われていると思われる箇所も多くあるが、そのような箇所でもわれわれはサルトルの考えに従って「想像作用における現れ」という意味で理解することとする³。

また上の文から、目指される対象の「類似的代理物」ないし「アナログン」⁴となりうるものは「物的内容」と「心的内容」に区別されることがわかる。それを表す名称で「想像」の種類を分ければ、「物的想像」と「心的想像」に分かれる⁵。

さて、サルトルは、フッサールにならって、対象へ向かう意識の特性である「志向性」をもつ典

なる。第1節の3)を参照。

³ そこで、本稿における訳語としては「想像作用」を意味する場合には「想像」と、「想像における現れ」を意味する場合には「想像的現れ」と訳す。この区別がないと、「イメージ」の語が「意識の中の画像」のように理解される可能性があるからである。この理解を拒否するサルトルの論拠は、本稿第1節1)でみることにする。また、*imagination* は「想像作用」と訳す。サルトルは、同書以前に、*L'Imagination* (1936) ——『想像作用』——を著しており、これは、デカルトからヒューム、ベルグソン、アランなどの「想像作用」についての思想を扱い、その研究にはフッサールの「現象学的方法」が必要であるという考えを呈示している。サルトルは同書においても、フッサールの考えに従って、つぎのように述べていた。「したがって、想像の作用 (*l'acte d'imagination*) において意識は直接にビエールに関係するのであって、意識においてあるような似像という媒介物によるのではない」(p. 124)。

⁴ サルトルは「類似的代理物」のほかに同じ意味で「アナログン *analogon*」(類似物)の語も使う。*analogon* ないし *analogique* の訳語を「類似(的)」としたが、この語は広い意味で使われており、とりわけ「心的想像」の場合には、第3節でみるとおり、二つの形の「類似」の意味ではなく、「構造的類似」や「対応」といった意味で理解するのが適切だと思われる。

⁵ それぞれ *image physique*, *image mentale* という語である。また、それぞれにおける「アナログン」は「物的アナログン」、「心的アナログン」と呼ばれる。

¹ Jean-Paul Sartre, *L'Imaginaire: Psychologie phénoménologique de l'imagination* (1940). 日本語では『想像的なもの—想像作用の現象学的心理学』である。同書からの引用は、フランス語原文では略号 f, 邦訳(講談社学術文庫)では略号 j ならびに頁数とともに表示する。そのさい、訳は多くの場合同訳に従ったが、変更した部分もある。そのほか本論で参照する文献については、本稿末尾の「参考文献」を参照されたい。引用、参照の際、〔 〕内は本論筆者による補足であり、原文の強調(イタリック)は傍点で表し、本稿筆者による強調は下線で表す。

² 正確に言えば、富士山の例では、他の場所には存在するがここには存在しないという意味で「不在」の対象と

型的な意識作用を、「知覚」、「知」、「想像」という三つの典型的なタイプに分けて、相互に比較しながらそれぞれの本質を分析し、とくに「想像」における「類似的代理物」の在り方を分析している。

ところで、サルトルは同書の冒頭付近で、「想像」に関してわれわれが陥りやすい「内在性の錯覚」という謬見の特徴を説明している。それは、大略的に言えば、心的想像イマージュに関して、絵画のようなものが意識に内在し、このことによって想像が成立することの説明がなされると考える誤謬である。

さて、これを念頭において後に導入される「心的アナログン」の概念をみると、このような概念の導入は、先に斥けたはずの「内在性の錯覚」に陥っているかのようにもみえる。たとえば、同書について次のような批判的な見解もみられる。

第二の難点は、代理的類似物と想像を同一視するサルトルの傾向である。サルトルは後者がある種の物のような存在体として扱う。これは、もちろん、想像は関係であって物ではないという彼の一貫した主張に反するものである。私は、サルトルの混同は彼自身が呈示した〔…〕扱いかからも明らかであると思う⁶。

しかし、同書におけるサルトルの「心的アナログン」の説明を追っていくと、それによって「内在性の錯覚」において想定される絵画のようなものが考えられているのではなく、「心的想像（イマージュ）」における契機として分析されており、また、「心的アナログン」についてそうした錯覚が生じうる理由も説明されている。だがさらに、この点に関しては、「心的アナログン」の存在と反省に関わる問題が伏在すると考えられる⁷。それを明確にするならば、想像作用についてサルトルが行った分析の興味深い点とともに、さらに考察すべき

課題も明らかになるように思われる。

本稿第1節では、「内在性の錯覚」と、それを斥けながらサルトルが説明する「想像作用」の特徴をみていく。第2節では、「心的アナログン」の検討に入る準備として「物的アナログン」についてみておく。第3節では、「心的アナログン」を、「心的想像イマージュ」の契機としての「知 savoir」、「運動 mouvements」、「情感性 affectivité」にそくして検討する。第4節では、心的アナログンの在り方と方法にかかわる問題を「内在性の錯覚」と関連づけて検討する。

第1節 「内在性の錯覚」と「想像」の諸特徴

本節では、「アナログン」の考察の前提として「想像の志向的構造」をみておこう。同書の冒頭では次のように述べられている。

本書の目的は、意識の《非現実化》という重要な機能すなわち《想像作用 imagination》と、そのノエマ的相関者 (corrélatif noématique) である想像的なもの (l'imaginaire) を記述することにある (f13/j33)。

ここで、「ノエマ的相関者」と呼ばれているとともに同書の題名でもある「想像的なもの」とは、フッサールの「ノエマ」の概念⁸を参照すれば、「対象やその意味を含む想像作用における現れ」のことを表していると考えられる。そこで、同書の「目的」と「方法」は次のように理解される。たとえば、「想像作用」によってピエールという人物の想像的現れを生み出すとき、私の現在の意識の対象はピエールであるが、こうした「想像作用の本質」を「反省」によって明らかにすることが同書の「目的」であるということである。次に、その「想像作用」のうち、冒頭の分類での「心的想像イマージュ」の諸特徴が述べられていく。本稿の目的である「心的想像イマージュ」の「アナログン」の考察にとって必須で

⁶ Morgan (1974), p. 33.

⁷ ケーシー (Casey) による「アナログン」の存在という観点からの批判があるが、それは本稿第4節で扱う。

⁸ Cf. Husserl (1976), § 99.

あるので、その特徴をみていこう。順番と項目は同書の通りである。

1) 想像^{イマージュ}は一つの意識である

われわれは、「ピエールという人物を想像する」という意識作用について、ともすると、意識を何か容器のように考えて、ピエールの絵のようなものが「意識の中にある」という考えに陥ることがある。しかも、そうしたことが「想像作用」という事柄の説明になると思い込むことさえありうる。本稿冒頭で言及した「内在性の錯覚 (illusion d'immanence)」とは、このように、或る物の像が意識の中に (dans) あるという思い込みのことである。文字通りにこの思い込みに従うならば、「私がピエールを想像する」と言うときには、それは「ピエールの肖像画を意識の中にもつ」という意味であることになるであろう。そして、このような考えによれば、心の中の像とは、知覚の対象と同じように個体的なものであり、それこそが意識の直接的で無媒介の対象であるということになるであろう。

それに対して、サルトルは、たとえば或る人物を知覚する場合でも想像する場合でも、その個体的で具体的な人物こそ意識の対象^{イマージュ}であるとする。そして、次にみられるように、「想像」とは、そうした「意識の対象への関係」、あるいは、「対象が意識に現れる仕方」であるとする。

[...] 一切の曖昧さを避けるためにわれわれはここで、イマージュは関係にほかならないことを思い出そう。私がピエールを想像する意識^{イマージュ}はピエールの想像的現れについての意識^{イマージュ}ではない。ピエールは直接に到達されるのであり、私の注意は想像的現れ^{イマージュ}ではなく対象に向けられるからである (f21-22/j42)。

私がピエールを想像するさい、ピエールは想像的現れ^{イマージュ}において現れている¹⁰のであるが、対象はピエールであって「現れ」ではない。想像的現れ^{イマージュ}そのものが対象として意識されているのではない。このように、対象に向かうことが「関係」と言われているのである。そこでサルトルは、「想像」という事柄を表すためには、たとえばピエールについての「心的な想像的現れ^{イマージュ}」という言い方よりも、むしろピエールを「想像する意識」と言うほうが適切であるとも述べている。そして、それは「総合」であると言う。本稿第3節でみるように想像作用の場合には「総合」とは、時間意識に従う運動感覚、情感性、知といった契機の「総合」のことであり、その有り様は時間意識にそくして全体的に刻々と変化する。サルトルは、想像作用におけるこの「総合」のなかに画像のような変化しないものが存在することはありえないということを強調している。

このように「イマージュ」はピエールへの「関係」(志向作用としての関係)と解されており、このことこそ、冒頭でみた、「イマージュ」を第一義的に「想像作用」(志向作用)と解するサルトルの考えの論拠だったのである¹¹。

2) 準-観察の現象

つぎに、サルトルは、「知覚する percevoir」, 「概念的に知らないし考える concevoir ないし penser」, 「想像する imaginer」という基本的な志向作用を比較しながら、「想像する意識」の本質を述べている。

知覚においては、「いかに対象がまるごと知覚されるとしても、対象は私にとって、一挙には一つの面からしか与えられない」、つまり、「対象は側面ないし射映の連続としてしか与えられない」。

⁹ 「想像する意識」と訳したのは conscience imageante という語である。imageant(e) は動詞 imager (想像する) の現在分詞であり、この場合、ピエールを想像する意識ということになる。

¹⁰ その想像的な現れ方については次項以下で特徴づけられる。

¹¹ ドイツ語訳は、image が想像作用を表す場合には Vorstellung (思い浮かべること) と、そうでない場合は Bild (像) と訳している。Cf. Jean-Paul Sartre, *Das Imaginäre* (1994) .

そこで、たとえば正六面体を知覚する場合、われわれは「可能な多くの観点をとって」、「学習する apprendre」(徐々に学ぶ) 必要があるのであり、こうした見ながら知ることは「観察」と呼ばれている。

これに対して、正六面体のことを「概念的に知る」場合には、われわれは「6つの面と8つの稜を同時に考える」。「私は自分の観念の中心におり、それを一挙に完全に捉える」のであり、知覚の場合のように「学習」する必要はない。

次に、想像においては「知は即座である。[...] 像は学習されない。それは学習される対象とまったく同じように組織される。しかし実は、像は現れるや否や、一挙に全体として与えられる」(f25/j47) と言われている。

また、知覚の世界では事物どうしが無数の関係をもつが、想像の場合には事物どうし関係があるとは限らない。そこで、「想像の世界の諸対象はいかなる仕方でも知覚の世界において存在することはできないだろう。それに必要な条件を満たしていないからである」(f26/j48) と言うのである。それは、想像される諸要素は、知覚の場合のように相互に関連しているということがないからである。

以上のように知覚において対象を知るためには対象を経巡り徐々に「学習する」必要があるが、「想像は何一つ教えず、決して新しい印象を与えることもなく、決して対象の一面を露わにすることもない」(f 28/j50)。そこで、想像における知り方は「準-観察 quasi-observation」と呼ばれ、知覚における「観察 observation」と対比されている。

3) 想像する意識はその対象物を無として措定する

つぎに、意識が対象を目指す際の「措定(poser)」の仕方(対象を考え、その存在を信じる仕方)について述べられている。

すべての意識はその対象を措定するがその仕方は異なる。たとえば知覚はたいていの場合その対象を存在するものとして措定する。想像作用もな

んらかの措定を含んでいるが、それは4つの形式をとり、4つだけである。その種類を挙げ、() 内にコメントを付しておく。

- (i) それは対象を非在 (inexistant) のものと措定する。(架空のものなど)
- (ii) それは対象を不在 (absent) のものと措定する。(いま、ここにはないもの)
- (iii) それは対象をほかの場所に存在するものと措定する。(どこかあるいはいつかは存在するもの)
- (iv) それは対象を「中立化する neutraliser」可能性がある、すなわち、対象を実在として措定しない可能性がある¹²。(存在するかどうか判断不可能な場合など)

こうして、想像されたものの特徴は、「直観に不在のものとして与えられた《不在的直観》」(f 34/j58) なのである。この意味で「想像は或る種の無を内包している」(ibid.) と言っている。

4) 自発性

知覚的意識は、与えられた対象を経巡り徐々に学習するという意味で「自らに、受動的に現れる」。これに対して、想像する意識は、想像において対象を産出し維持する「自発性」をもつとされている。

以上の特徴をまとめれば、想像作用は絵のような物を所有することではなく、総合をおこなう「意識」そのものであり、対象に対しては「準-観察」という特徴をもち、対象の措定については無的な特徴をもっている「自発的な作用」である、ということになる。

5) アナログン論への前置き

最初に1) でみた想像的現れと対象の関係を確認しておこう。想像的現れは、或る種の無を内包しているとしても対象の「現れ」であり、「現れ」

¹² 「中立化」はフッサールに由来する考えである。フッサールの場合については、小熊 (2013) および小熊 (2018) を参照。

と別に「対象」があるのではないし、「現れ」とは別に、「内在性の錯覚」において想定される絵のようなものがあるのでもない。ただし、目指されているのは「対象」としての富士山であり、「現れ」ではない。また、この場合「対象」としての富士山は、ほかの人にも知覚されたり想像されたりするという意味で実在の対象である。まさしく「想像的現れ」を通して「対象」たる富士山が目指されているのである。なおこの点は、「知覚」の場合も同様であり、通常の意味で実在物としての「対象」は「知覚的現れ」と区別されるが、その「現れ」を通して「対象」が目指されるのである。

つぎに、以上の想像作用の特徴づけを念頭において、「素材」、「アナログン」、「対象の現れ」という表現について、準備的にその大枠を述べておこう。

以上でみてきたのは、本論冒頭の「想像」^{イマージュ}の分類での「心的想像」^{イマージュ}であった。これに対して「物的想像」^{イマージュ}とは、肖像、物まね、素描などなんらかの意味で物的なものを媒介とする想像のことであり、次節でそれらを見る。さて、「物的想像」^{イマージュ}においても「心的想像」^{イマージュ}においても、「想像作用」の「素材」、「アナログン」、「対象の現れ」などが考察されることになる。「心的想像」^{イマージュ}の場合には、肖像や素描のように「物」としても把握されうるようなものを「素材」としていない。だが、「心的想像」^{イマージュ}もまったく言葉によるだけの「空虚な志向」ではないので、何らかの「素材」が存在するとサルトルは述べている。そして、『想像的なもの』^{イマジネール}第二部においては、「心的想像」^{イマージュ}において「素材」として働くのは眼球運動などの運動感覚と情感の二つとされ、その分析が行われることになる。

こうして、「心的想像」においては、素材は志向作用（総合）における「アナログン」（類似物）として働き、そのことによって「対象」は想像的に（無的なものとして）現われるのである。

第2節 物的アナログン

1) 記号と肖像

「物的アナログン」については、まず、「物的想像」^{イマージュ}の特質が記号作用と対比して述べられている。記号作用については、記号としての「白い紙片上の黒い線である《事務室》〔という文字〕と、対象である「物的であるばかりか社会的でもある複合的事物としての《事務室》」と (f49/j76) の関係は、「約束」や「習慣」によって成り立つとされている。記号作用にも「素材」はあるが、それは「類似的代理物」ないし「アナログン」として働く素材ではないのである。

では、肖像のような「物的想像」^{イマージュ}の場合の「素材」、「アナログン」、「対象」はどのようなであろうか。

絵を見るさいに、《それはピエールの肖像だ》あるいは《それはピエールだ》という志向が現れる。そのとき、知覚される物としての絵は「対象」であることをやめて、「素材」が浮かび上がる。先ほどの志向が「想像的現れとなる総合 (synthèse imaginée) の中に入り込み」 (f51/j79)、その「想像的現れとなった総合」が素材として働く。

その「素材」については、線と色の錯雑であるだけでなく、「準-人物（人物のようなもの）」、「準-顔（顔のようなもの）」——知覚の素材と想像の素材が区別出来ないような場合に見られる姿や顔——であると言われている (f49/j77)。

そのさい、「素材」と対象ピエールの間には何らかの類似性があると考えられるが、それはどのようなことであろうか。この疑問に対してサルトルは次のように述べている。「われわれの言う「類似」とは、したがって、ピエールの心的な想像的現れ^{ジュ}を喚起する傾向がある力ではない。そうではなく、ピエールその人と思わせるような、ピエールの肖像に含まれる傾向のことである」 (f50-51/j78) と。つまり、「肖像を通さずに心的に想像される対象」と「肖像」という二つのもの間に見られる類似性ではなく、端的に肖像がピエールと

して見てとられる傾向のことなのである。

このようにして、素材は「アナログン(類似物)」として働き、ピエールがそこに見てとられる。

なお、絵と物的想像^{イマージュ}の対象の関連について次のように言われている。

[...] 反省的意識にとっては、ピエールと絵は二つのもの、二つの区別された対象をなす。しかし [反省的でない] 想像する意識においては、この絵はピエールが私に不在のものとして現れる一つの仕方ではない (f54/j82)。

このように、「反省的意識」は通常、絵とピエールを別のものと捉えるけれども、それらが「不在のものの現れ」となることによってはじめて、肖像画を見るということは成立するのである。このことを忘れてはならないであろう。

以上をまとめれば、「準-人物」ないし「準-顔」が「素材」として与えられ、それが「ピエールをみる」という志向において「アナログン」として働き、ピエールは「不在のものとして現れる」のであり、それが対象だということになる。

2) 物まねの意識

サルトルは、物まねの現象を分析するために、女性の物まね芸人フランコネが男優モーリス・シュヴァリエの物まねをするという場面を設定している。

サルトルによれば、この場合、最初の「素材」はフランコネの「小柄で、小太りで、黒髪をしている」身体であるが、その身体の「麦わら帽」や「下唇を突き出し、頭を前に出す」姿勢が「記号」(f59/j89)として「知」によって理解され、そこから観客は「シュヴァリエをまねているのだ」という「意味」を読み取る。

そして、そこに、情感性¹³が関わってくる。サ

ルトルはまず、第一に「あらゆる知覚には情感的反応 (réaction affective) が伴う」、第二に「あらゆる感情 (sentiment) は何ものかについての感情である」(f62/j92) という原則を立てる。そして彼は、それらをシュヴァリエについての知覚に適用する。そこでサルトルは、「私がモーリス・シュヴァリエを見るとき、その知覚はこの反応は、シュヴァリエの容貌に、われわれがシュヴァリエの《意味》と呼ぶことができるかもしれない、いわく言い難い或る種の性質を投影している」と述べている。

次に、最初の「シュヴァリエをまねているのだ」という「意味」に、シュヴァリエの知覚からの反応としての「情感的意味」(シュヴァリエの《意味》)が合体することになり、この「情感的意味」が「真の直観的素材」をなすと言われている。

こうして、「情感的意味の結びついた諸記号」、つまり、フランコネの姿や仕草を通してみられる「《シュヴァリエ》という表現的本性 (nature expressive)」(f63/j93)こそ、「想像における対象^{イマージュ}」であるということになる。

以上のように「物まねの意識」においては、「シュヴァリエの表現的本性」が対象として現れるにあたって、情感的契機が重要な媒介的働きをしているのであり、このことは、「心的想像^{イマージュ}」における「情感的契機」の扱いの伏線ともいえる事柄である。

3) 図式的素描

人の姿勢を表すピクトグラムのような、あるいは、断片的な線のような図式的素描における「素材」は、図を構成する黒い線や断片的な線といったものになるだろう。だが、これらの黒い線をとおしてわれわれは単に一つの影を見るだけではない。われわれは完全な人を見るのであり、そこにわれわれは、未分化ではあるが、色、顔の輪郭、表情を含むさまざまな身体的特徴を読み込むのである (f66/j97)。

この場合に眼球運動が大きな役割を果たしていることが述べられている (f66/j97-8)。眼球運動

¹³ 次に述べられる「感情」との区別を示すため、講談社学術文庫版(95頁の訳注34参照)にならって、affectation, affectivitéは「情感」、「情感性」と訳す。

が知覚を組織化し、取り巻く空間を切り直し、力の領野を規定し、線をベクトルに転換する。自分の眼球運動にしたがって、そこに顔の輪郭の一部を思い描くことができるが、その図式が違った風に読まれる場合には、それに対応する眼球の運動も異なってくる。

こうして、「図式的素描」において、「黒い断片的な線」という素材のほかに、仮説的に形を考える「知」とそれに従う「眼球の運動」が必要となり、それらによって、「走っている一人の男」また「顔の輪郭線」といった形が対象として想像的に現れるのである。

またこの箇所では、前提として、物の形や動きを知覚的に捉えるためには、それぞれ別の仕方ではあるが、眼球を動かすことが必要であると述べられている。たとえば、ミュラー＝リヤーの錯視図（両端に閉じられた飾りがつけられた線と開かれた飾りがつけられた二本の線）の見方が眼の運動と関連しているものとして解釈されている (f 69/j102)。

これに関連して、「図式的素描の意識における代理的要素は、本来そう言われる線ではなくて、線の上に投影される運動なのである」とも言われている (f74/j104)。これは、「心的想像」の契機としての「運動」を先取りするものと言えよう。

4) 壁の上の染み、タペストリーの模様など

レオナルド・ダ・ヴィンチも言及していたこのような興味深い現象について、サルトルは次のように述べている。

自由に継起したものにせよ〔模様のような〕或る構造によって促されたものにせよ、いずれにしても、それらの〔眼球〕運動は、最初は意味を欠いていても、ある知を自らに同化することによって、突如として象徴的なものとなる。〔眼球〕運動を仲介して、その知は、染みの上に具体化されることによって、^{イマージュ}想像的現れを生み出す。とはいえ、それらの運動

は自由な戯れとして、知は根拠のない仮説として与えられている (f78-79/j110-11)。

こうして例えば、模様の中から花束や顔の上部が想像的に現れたりする。けれども、その染みは、デッサンの場合のように何かを代理するものとして措定されているのではなかった。この場合の^{イマージュ}想像の対象も存在するものとして措定されてはいない。「想像的現れはしたがって純然たる幻影として、すなわち仮象によって具現化される戯れとして」(f79/j111) 与えられるのである。

ここでも眼球の動きが重要な役割を果たし、それによって想像的現れが生じると言われているとともに、^{イマージュ}心的想像との親近性が示唆されている。

5) 入眠時の想像的現れ

一般に、入眠時に幾何学模様や人物、風景が見えたり、音や声が聞こえたりする現象が「入眠時心像」あるいは「入眠時幻覚」と言われる。その際、「素材」となる現れとしての模様や風景はさまざまであり、可塑的で可変的である (f101/j132) が、眼球が自由に動かさないために、それらに対して、位置をとってそれらを局在化したり、形状の輪郭を追ったりするといった注意や観察ができず (f 95/j126-7)、「準-観察」(f81/j113) にとどまり、同じ理由から「自発性がない」。

版画を見るような場合には知覚される「素材」に意識からの独立性がみられるが、こうした入眠時の^{イマージュ}想像的現れの場合にはそうではない。素材は意識から独立しておらず、意識と不可分であり、入眠時の意識がなくなれば一緒に消え去る。また、「対象」は実在のものとして措定されず、たとえば「実在しない猫を見る」(f102/j133)。この場合は、素材としての現れはあるが、「心的想像」^{イマージュ}の場合のように自発的な意識ではない。

6) 物的想像のまとめ

「物的想像」についてのサルトルの見解を見てきたが、「われわれが想像する意識の系列のレベ

ルを高く昇れば昇るほど、素材は次第に貧しくなる」(f106/j140)と述べられているように、肖像の場合を最高として、「素材」は多くの場合乏しいものである。そのさい、「想像における対象およびその現れ方」も「対象の措定のされ方」も様々である。さらに、注目すべきことは、「素材」のほかに、「知」、「記号」、「情感性」、「眼球の運動」(有無をふくめて)などがみられたということである。こうした契機が対象の志向において「総合」として働くことによって「対象の想像的現れ」が形成されるのであった。

次にみる「心的想像」^{イマージュ}においては、「物的素材」は存在しないものの、今度は「運動」と「情感性」が「素材」ないし「アナログン」として働くことされるのである。逆に言えばこれらの働きはすでに「物的想像」^{イマージュ}においても見られたのである。

さて、サルトルは、第一部の最終節において、第二部への準備として、「心的アナログン」の存在とそれを扱う方法について述べている。

「物的想像」^{イマージュ}においては何らかの物的アナログン(類似物)が想像的に対象を出現させるのであったが、これに対して、「心的想像」^{イマージュ}において代理となる素材」すなわち「心的アナログン」について、「反省的な記述」は「直接教えてはくれないということを認める必要がある」(f111/j145)。そのゆえに、方法としては、確実な事象による「現象学」を離れ、仮説と実証の方法によって蓋然的事象を扱う「実験心理学」に依存せざるをえないというのである。

しかし、第二部の内容をみてみると、実験心理学の成果を援用してはいるものの、現象学的反省による部分も多いと思われる。こうした曖昧さが、「心的アナログン」の存在と反省の方法論についてのサルトルの扱いには残存しているとおもわれる。だが、この問題は、「心的アナログン」の有り様をみたのちに、第4節で検討したい。

第3節 心的アナログン

『想像的なもの』^{イマジネール}第2部では、その副題にあるように「心的想像におけるアナログンの本性」が問われている。そして「心的想像」^{イマージュ}は「知 savoir」と「運動 movements」と「情感性 affectivité」の三つの契機からなるとされており、それらのうちの「運動」と「情感性」が「アナログン」として扱われている。三つの契機をみていこう。

1) 知

サルトルは最初に、「何ものかへの、あるいは、何ものかについての意識である」という意識の特質である「志向性」^{イマージュ}にそくして、心的想像における「知」の契機を次のように説明している。

一言でいうと《純粹志向》とは形容矛盾である。志向とはつねに何ものかへの志向だからである。だが、想像においては、志向はピエールを不確定のまま目指すわけではない。それはピエールを、金髪で、背が高く、上向き鼻だったり驚鼻だったりするピエールを目指すのである (f115/j149)。

サルトルは、このように、志向の対象となる何ものかを規定的に目指すということが「知」の契機であると考えているが、想像において働く知的要素を、純粹な知と区別して「想像的知」と呼んでいる¹⁴。この「想像的知」は、あるものを思い浮かべるといふ十全な「心的想像」ではないが、「読者が読書に十分心を奪われている時」にみられるように、自らを超越し、外部のものとして関係を措定しようとする意識である (f132/j166)。

つぎに、同書の叙述の順序とは異なるが、運動的アナログンについてみてみよう。

¹⁴ またこれは、「純粹な知」と比べると想像の要素が入り込んでいるという意味で「降格した知」とも呼ばれている。

2) 運動的アナログン

サルトルは、「多くの著述家たちが想像的現れと運動の間にある密接な関係を強調している」ところから、「運動すなわち運動感覚が想像的現れの構成に本質的な役割を演じるのではないかどうか」を探究しているが、彼は、「どのようにして運動が想像的現れを喚起するのか」という形ではなく、次のような形で問題を立てる。これは、のちにみる「志向」の重視につながるものである。

いかにして運動感覚は、視覚的知覚がもたらした対象を目指す想像する意識にとって素材の役割を果たしうるのか (f147-8/j187)。

知覚による運動の軌跡の形成

この疑問に答える準備としてサルトルはまず、指を動かしながら、知覚しつつ軌跡を形成する場合を記述している。

私は眼を開き、右手の人差し指を見つめる。人差し指は宙に幾つかの曲線や幾何学的な図形を描いている。私はこれらの曲線を、ある程度、指の先に見ている。実のところそれはまず、網膜の印象がうっすらと残っていることが原因となっており、人差し指はすでにないの、一種の航跡がその場所にまだ残っているのである (f148-9/j188)。

こうして軌跡が残ると言われているが、次に彼は、それが連続的に形成されていくことを、フッサールの把持 (rétention)、予持 (protention) という概念を使って説明している。「把持」とは「運動における消失したばかりの位相に向かう空虚な志向」である。言い換えれば、それは「現在の視覚的感覚を中心とする知であり、その今を、一定の質をもつあとにも在るものとして、つまり、ほかの感覚ではなくまさしく消滅したばかりの感覚にのみ続くあとのものとして出現させるものであ

る」。他方、予持は、「予期であり、その予期は〔現在のと〕同じ感覚を、また前もって在るとしても与えるのである」(f149/j189)。

このことによって、線は連続的に形成されるとともに、軌跡として残るのであるが、つぎに、サルトルは「正確さを期して」、こうしたことが起こるのは、意識が「何ものかの意識」という志向性をもつからだということに注意している。「把持と予持が実際に目指すのはそれらの印象によって構成された対象、つまり、私の人差し指の描く軌跡」(f150/j189-90) であるゆえに、線は連続的に軌跡として形成されるのである。その志向がなければ、先の事例は、軌跡ではない単なる指の動きの知覚そのものでもありうるのである。

想像による図形の形成

次にサルトルは、想像しながら軌跡を作る場合を以下のように記述する。

ドゥヴェルスオーヴェルは、被験者たちは眼を閉じて二本の同じ長さの線を引くとき、彼らが二本の線の両端の視覚的表象を頼りにして線を引くことを明らかにした。したがって、最もよくみられるのは、把持と予持とが、もし私が視覚器官によって知覚したとすれば両志向がもつはずであったような様相のもとに、運動の消え去った位相を保持し、あるいは、未来の位相を予見することである。〔…〕ここでは、把持全体が同時に運動的なものの視覚的なものへの転換となっている〔…〕(f153/j192-3)。

この過程において把持は運動感覚を視覚的印象に転換し、通常眼球の運動である筋肉運動は、視覚的印象として期待され受け取られる。この結果、運動印象が「過去に滑ることになるときそれは視覚的印象の形をとることになる」(f154/j194)。眼球の運動が継続すると以上のものであり、それが終結するときには、それが経た道程は保持され、

この把持によって対象の視覚的形の大部分が思い描かれる。また、運動の将来の方向に向かう「視覚的」予持が、視覚的想像構成において、重要な役割を果たす。こうして、これらの作用を媒介として、運動は視覚的形態に類似的なものに転換されると言われている。

以上のように働く「把持・今・予持」をこの場合の「時間的形式」と呼ぶことができるであろう。だが、筋肉運動と想像的印象とが対応し、前者が後者に「転換される」というのであるが、その「転換」は、結局のところ、どのようにして起こるのであるのか。

志向性の契機

この点でわれわれは、知覚しながら指の動きを追う場合と同様に、サルトルの一連の説明の最終部にみられる「志向性」の契機に注目しなければならない。この契機を重視してサルトルは次のように考えている。まず、「具体的な印象は、その本質からして運動的である。したがって、視覚的なものとしては与えられえないであろう」。ところが、視覚的なものを想像する場合、両者の関係は次のようになる。「一方では、具体的印象は志向された形態の唯一の具体的要素であり、この志向された形態に現前性の性質を付与し、それが目指すべき《何ものか》を供給する。だが他方では、具体的印象はさまざまな視覚的印象を目指す諸志向から、その意味と効力と価値を引き出している。つまり、運動的印象は形態への志向を充実し、逆に、その志向は運動的印象に意味を与えることになる。こうして、「この視覚的意味を具えた運動的印象は視覚的形態のアナログンとして機能することになるだろう」(f154/j193)。

つまり、点が刻々と動くのを想像するために「時間的形式」は必要であるが、それを含めて運動的印象を想像上の軌跡に「転換」するのを可能にしているのは、図形を想像しようとする「志向」なのである。このことは、先にみた「知覚」の場合

を参照すれば明らかであると思われる¹⁵。

結局、運動感覚が視覚的想像の場合の類似的代理物(アナログン)として働きうるのは「志向性」と「時間的形式」によると考えることができるであろう。

運動的アナログンの役割のまとめ

以上で、運動的アナログンの説明の主要部分を見たが、その説明の最終部で、サルトルはアナログンの役割を四点にまとめている。まず、これまでわれわれがみてきた説明はつぎの二点で表されている。

- (1) 一連の運動的(ないし触覚的)印象の継起は一連の視覚的印象の継起のためのアナログンとして機能しうる(f159/j198)。
- (2) (運動的系列として与えられた)一つの運動は、運動体が描く、あるいは描くとみなされる軌跡のアナログンとして機能しうる。つまり、一つの運動的連続は、視覚的形態の類似的代理物として機能しうるということである(*ibid.*)。

以上は、眼を閉じて人差し指を動かしながらそれに対応する視覚的印象の継起を想像する場合とその軌跡を想像する場合に対応するであろう。次に、これまで説明されなかった二つの点に加わる。

- (3) 運動のきわめて小さな位相(たとえば、ごくわずかな筋肉の収縮)だけで、運動全体を代理するのに十分である。
- (4) 収縮する筋肉は、想像的現れとして志向された運動が現実^{イマージュ}に起こる際に働く筋肉とは限らない(*ibid.*)。

¹⁵ スミスは、指を動かしながら想像のうえで図形を描く際のサルトルの説明を解説しているが、この「志向性」の契機を明示していない。Cf. Smith (1977) .

(3) は、サルトルの例を使えば8の字のような形の図形を想像しようとする場合、眼球運動による投影はそのほんの一部分だけで十分だといったことである。(4) は、たとえば、視覚的図形を想像するための運動は眼球運動でも指の動きでもよいといったことであろう。

最後に、以上を前提として、想像された視覚的形態は、より複雑な図形や、「私の拳^{こぶし}、インク瓶、アルファベット文字」さらに「動くブランコ」などのような「より広い意味をもつ」対象でもありうるということが述べられている¹⁶ (f159-161/j198-200)。

本項のまとめ

サルトルは以上により、身体の運動に伴い、時間的形式にそくして刻々と変遷する運動感覚を「心的アナログン」の一種として説明した。このアナログンを介して、空間的形態が想像的に現れるが、それは、「内在性の錯覚」において意識の中にあると想定される絵のようなものではない。この限りで、彼は「内在性の錯覚」に陥っているわけではないと言えよう。

ところで、「運動」をアナログンとして認めることは、二つの重要なことを含意すると思われる。その一つは、知覚の場合と同様に、運動ないし運動感覚という身体的な事柄を想像の要因として認めているということである。もう一つは、このことによって想像と知覚の関係を考え直す必要が生じるかもしれないということである。たとえば、第1節2) でみたように、知覚がいわば対象を経巡る「観察」であると言えるのに対して、想像は「準-観察」という特徴づけがなされた。そしてその場合には、「想像的現れ」は「現れるや否や、一挙に全体として与えられる」と言われていた。だが、上で見たように、想像する際に「時間的形式」が働くというのであれば、その場合わずかで

あっても「対象を経巡る」ことが必要であるという可能性は考えられる。これに対しては、上の(3)を参照して、想像の場合には、対象を運動によって全面的にたどる必要はなく、ほんの少しでよいのだと反論されるかもしれない。たしかにその通りなのだが、この可能性を考えるにあたっては、知覚と想像の差異及び関連の検討が別途必要になってくる。

ここで要点のみをまとめておくとすれば、心的アナログンとして「運動」を認めることは、「想像」に身体的な事柄を導入するとともに、それにまつわる知覚との関連性の問題も生じる可能性があるということの意味するであろう。

3) 情感的アナログン

志向性としての情感

サルトルは、想像の情感的契機について述べるにあたって、心的諸状態の連想的結びつきによって情感が成り立つといった連合主義的な考えを否定する。そのうえで、歓喜、苦悩、憂愁などの「諸感情はそれぞれが特有の志向性を持っており、それらの感情は、自己を超越する——ほかのいろいろな仕方のうちの——ひとつの仕方を表す。憎悪とは誰かについての憎悪であり、愛は誰かについての愛であるといったように」(f137/j175) と述べている。このようにサルトルは感情を志向的なものと捉えている。

サルトルは対象に付与される情感的性質について、それらが「対象の特質ではなく、また実のところ、《性質》という用語自体が不適切なのだ」と述べている。「諸性質は、対象の意味なのであり、対象の情感的な構造なのだという方がよいだろう」(f138/j176-77)。それ〔情感〕は、たとえば、「〔或る人物の手の〕繊細さや白さ、〔身振りの〕活発さが、私の意識に現れる或る仕方なのである」(f138/j177)。だが、「それは知的認識ではない。繊細な手を愛することは、いわば、この手を繊細なものとして愛する或る種の仕方」なのである。そして「愛はその対象に、この繊細さやこの白さの

¹⁶ この箇所では、「今や、われわれに関心のある問題に取り組むことができる」(f159/j198) というように、「運動的アナログン」による説明の目標は、単純な図形などの想像ではなく、通常の「対象」の想像だったのであり、それがここで達成されると言われている。

情感的意味とでも呼べるかもしれない或る種の調子 (tonalité) を投影する」(f139/j177) ののである。サルトルによれば、このような知覚に対して「表象的なものは或る種の優位を維持する。生き生きとして、白く、繊細な手が、まず一つの純粹に表象的な複合体として現れ、続いてその手は、情感的意識を規定し、この意識が、真新しい意味を与えにやってくる」(f139/j178) のだと考えられている。

以下では、知覚ではなく情感的契機を含む想像のケースについて、研究者たちのさまざまな解釈を検討しながら、多様な検討の可能性をみておこう。

想像における情感的契機

サルトルは知的契機 (表象) が欠けていると仮定した場合でも、「その意識とは、繊細で、優美で、純粹な何ものかへの意識であり、それは、繊細さと純粹さの、厳密に個別的な色合いを伴っている」(f140/j179) と考えている。これはまた、「無差別でどんな記述にも応じない一つの塊のような意識」とも言われている。

だが、このような場合に「表象」や「意味」が欠けているかどうかは議論の余地がある。上で述べられた「一つの塊のような意識」である情感的意識も、スミス¹⁷の指摘するように、何らかの規定を具えていると考えるべきかもしれない。スミスは情感のみがアナログンとして働く場合について、何らかの対象的规定という知的契機が必要ではないかという疑義を呈している。しかも、このことは、本節1) でみた、想像作用は何らかの規定された対象を目指すというサルトル自身の考えを思い起こせば、もっともな異論と考えられる。

情感と運動的契機

さらにスミスは、心的アナログンの働きにおいて、情感と身体運動の契機を独立させずに身体運

動の契機に一本化ないし統合しようとしている¹⁸。だが、『想像的なもの』第四部の次の文にみられるように、サルトル自身もこの点に賛同する可能性はあるように思われる。

われわれには、嘔吐、吐き気、眼孔の拡大、両眼の輻輳反射、勃起は、それらに伴う感情とともに、厳密に構成する層に属するよう^{イマージュ}に思われる。想像とはさまざまな意識内容のうちの一つではなく、むしろ一つの心理的形態であることをわれわれとともに認めるならば、これほどたやすく理解できることはない (f 263-64/j312-13)。

この点は「情感」と「運動」の契機の関連の問題としてさらに検討する余地があるだろう。

世界との習慣的繋がりと情感的契機

本稿第1節2) でみたように、サルトルの考えでは、知覚においては対象や世界について「観察」によって何かを「学習する」ことはあるが、想像作用においては「対象や世界について新たに学習すること」はないということであった。だが、ホプキンスは、情感に関連して、知覚に伴う情感だけでなく、想像に伴う情感の場合にも「何かを学習すること」がありうるのではないかという問題を提出している。

つまりこういうことである。たとえば、私が、知っている人物の姿や立居振る舞いを想像し、そのことによって、その人物の姿などに当初気づかなかった魅力を発見するとする。そうすると、その想像によって、私はその人から魅力を受け取るということをして「学習した」ことになる。また、私が或る生物を想像し、その姿に不快感をおぼえるならば、そのことにより、私は、そうした自分の反応を「学習した」のである。このように、想像をもとにした「学習」がありうる、というのがホ

¹⁷ Cf. Smith (1977), pp. 74-75.

¹⁸ Cf. *ibid.*, p. 76.

ブキンスの意見である¹⁹。

だが、ホブキンス自身も認めているように、この批判によってすぐさま、サルトルの立場が崩れるわけではない。たとえば、或る人物の想像から情動的反応を学習するとすれば、それは私の身体や性格や習慣による反応であると言えるかもしれないが、「想像された対象や風景への情動的反応」の全体をさらにあらたに想像することは、それはもはや身体や性格や習慣によるものではない。そうだとすれば、その想像は私に、世界について何事かを教えるということはないかもしれない。さらには、「情動的反応を含む私が想像した状況」に対して、私は、何であれ私の好きなことを想像できるかもしれない。結局のところ、想像は一般に私の望む場所や状況を新たに見回す際に自由なのである。言い換えれば、想像には、状況から抜け出し、それを対象化する自由があるということになる——サルトルの立場からこのような反論も可能であるとホブキンスは考える²⁰。そうだとすれば、当初の、想像において学習はなされないという考えは維持できるわけである。

こうして、想像的情感について二つの見方が成り立つのであるが、サルトル自身想像全体の中に、第一の「構成的な層」と第二の「一般に像への反応と呼ばれる層」という二つを区別している（f262/j311）。第一の層とは、「像を形成するために構成作用となる志向、運動、知、情感」であり、第二の層は「非現実的なものに対して、程度の差はあるとしても自発的な反応を表す志向、運動、情感、知」のことである（f263/j312）。

第一の層においては、「たとえば、何気ない物思いによってアニーに対する私の愛やピエールに対する憤りが湧き起こる」（f271/j320）。これは、いわば、世界や対象から身体、性格、習慣などにより束縛され、自動的に起こる情感の層である。これに対して、第二の層においては、「ひとたび像が構成されると、私は新たな情感、新たな判断

によってそれに対して意図的に反応できるようになる」のである。つまり、前の層全体に対してあらたに、そして自由に反応が新しい総合的意識として形成されるのである。（f272/j321）。たとえば、想像への反応としての自分の当初の情感を新たに想像することによって、アニーやピエールに対する情感は変化するかもしれない。別な例を出せば、ゴキブリや蛇の想像に嫌悪感や恐怖を抱く人も、一段高い立場からそうした反応を想像し、新たな観点や態度に立って、それらの美点を見つけて好ましいと思うかもしれない。

このようにサルトルは、想像の二つの層を区分し、それぞれが情感も含むとした。だがこの区分は、前者は身体や習慣に依存し、後者はそうではない精神的な態度であるといった単純な二分法による見方とも思われる。このような区分や関連が可能なのかどうか、また、情感の位置づけがどうなのかについては、あらたに検討し直されなければならないと思われる。

まとめ

こうして、情感のアナログンについては、対象の規定を含む知的契機なしの情感のアナログンは考えられるかどうか、情感と身体的運動の関連、身体的、性格的、習慣的な想像的情感はありうるかどうか、またそうした情感と別に自由な想像と情感があるかどうかといった問題が課題として残されていると言えよう。

第4節 心的アナログンの存在論的・方法論的問題について

前節で「心的アナログン」の内実をみてきた。それは、時間的形式にそくして刻々と全体的に変化する「運動感覚」と対象についての「情感性」からなるのであった。「内在性の錯覚」との関連であらかじめ確認しておけば、形態や色彩という要素は、「想像された事物の現れ」の要素とみなされうるとしても、心的想像における「心的アナ

¹⁹ Cf. Hopkins (2011), pp. 101-103.

²⁰ Cf. *ibid.* p. 111.

ログン」には属していない。序論および第1節1)でみたように、われわれは、「イマージュ」を「想像作用」、あるいはそうでなければ、対象を含む「想像における現れ」のことと解したが、「内在性の錯覚」とは、「想像における現れ」を「心的アナログン」とみなす錯覚だということになるであろう。

このことに留意すれば、サルトル自身が「内在性の錯覚」に陥っていると批判は当たらないことになるが、ケーシー²¹は、サルトルはそれでも一種の「内在性の錯覚」に陥っていると批判しており、また、サルトル自身の「心的アナログン」の在り方や反省のされかたの説明にも問題があると思われるので、そうした点を検討しよう。

「心的アナログン」の存在やそれを知るための方法の問題については、同書第一部末尾と第二部末尾で扱われていて、両者は同趣旨であるが、後者では、すでになされた「心的アナログン」の説明をもとにして、「内在性の錯覚」の起源が説明されている。

1) 「内在性の錯覚」の起源

第1節でみたように、眼前にないものを想像するということは、不在ないし非在の対象が現れるということである。そしてこのことは、存在するものが知覚的に現れる（現前する）ということと比べると、不可解なことのようにも思われる。サルトルの例を使えば、眼前にないパンテオンを想像したという場合、「不在のパンテオンの現前に立ちあっていたというのは矛盾であるという印象」が生じる。そこで、「パンテオンに酷似した対象が現前していたのであり、その対象こそ想像的現れであった、と言う方がよいのではないか」

(f173/j214) という考えが生じる。この考えに従えば、「不在のものは不在のままであり、現前しているものはまったく現前の性格を保持することになる」(f173/j215)。

こうした考えが「内在性の錯覚」の動機となる。

そして、「想像が呈示する物のさまざまな性質をアナログンに移すことにより、人々は、想像する意識のためにミニチュアのパンテオンを構成し、反省的意識は想像する意識をこのミニチュアについての意識として与えるのである。この構成の結果が次の蜃気楼である。つまり、意識の対象は現実的ではあるが外部にはない感覺的性質の複合であると思込んでしまうのである」(f173/j215)。こうして、意識に内在する「感覺的性質の複合」を「アナログン」とみなす考えが生まれるのである。

以上は、「内在性の錯覚」の起源についてのサルトルの説明であり、さきにも確認したように、サルトル自身がこの錯覚に陥っているわけではない。そして、ケーシーもこの点は認める。

2) ケーシーの批判

だが、ケーシーは、「サルトルが心的アナログンに、想像的経験における超越的身分を認めるときに、サルトルはより巧妙な仕方その錯覚に屈服しているのではないか」(p. 148) という疑念を提出している。ケーシーがこのように言うのは、サルトルの「心的アナログン」の存在についての次のような言明が背景にあるからである。

心的想像の素材が対象としてすでに構成されていなければならないという必要性。これをわれわれは代理物の超越 (transcendence) と名づけよう。だが超越は外在性 (extériorité) を意味するのではない。外的なのは代理された物であって、その心的《アナログン》ではない (f110/j145)。

このように、「心的アナログン」は、外在的でないとはいえ、「超越」と呼ばれる「対象」なのである。「超越的对象」とされている心的アナログンについてケーシーはサルトルの言葉を使いながら、つぎのように述べている。

パラドクスは、心的アナログンが内在的で超

²¹ Casey (1980). 以下、ケーシーへの参照、引用は同論文の頁数によって行う。

越的であるということ——心に内在的であるが、心の特殊な作用に対しては超越的であること——である。〔…〕あたかもこのパラドクスを強化するかのように、サルトルは、心的想像におけるアナログンは、それが直接に意識に与えられることによって、「心的に与えられている」と述べている。〔…〕アナログンはその存在において純粋に機能的であるわけではない。それはそれ自身の権利において存在する対象である（p. 149）。

このように、ケーシーは、超越的对象が存在し、それが代理物として機能するという意味でサルトルは「内在性の錯覚」に陥っていると批判するのである。たしかに、サルトルは絵のようなものあるいは「感覺的性質の複合」が意識に内在するという形での「内在性の錯覚」に陥ってはいないが、心的アナログンを「超越的な対象」と認める限りでは、ケーシーのより包括的な意味での「内在性の錯覚」に陥っていると考えることもできる。

だが、ここで問題なのは、サルトルが、心的アナログンは「対象」として与えられると言っているということである。実際に、心的アナログンは「対象」として与えられるのであろうか。この点について、サルトルはどのように考えているのであろうか。

3) 心的アナログンの反省について

この点について検討するために、われわれは「対象」としてそれが把握されるかもしれない「反省」についてのサルトルの考えをみてみよう。本稿第2節6)で言及したように、サルトルは『想像的イマージュのネール』第一部の末尾で次のように述べていた。

反省的な記述は、われわれに心的想像^{イマージュ}において代理となる素材については、直接教えてはくれないということを認める必要がある。というのも、想像する意識が消滅したとき、その超越的内容も想像する意識といっしょに消

滅してしまったからである。記述可能な残滓は存続しておらず、われわれが向かい合っているのは、当初の意識とは共通点のない、別の或る総合的な意識である。したがってわれわれは、内観によってこの内容を捉えることを期待することはできない（f111/j145-6）。

サルトルは、想像的意識において心的アナログンはその機能をはたすことによって「消滅」し、それゆえ、「記述可能な残滓は存続しない」と考えている。だが、われわれが前項でみたところでは「心的アナログン」は超越的对象として存在すると言われていたのに対し、上の引用文では、それは反省には与えられないという矛盾するような見解になっている。

それが反省には与えられないという認識を踏まえて、同書第二部は、心理学的実験の結果に依拠する「心的アナログン」の考察に移ったのである。それにもかかわらず、第二部には、心理学的実験の成果だけでなく、現象学的反省による事柄も多く見られる。実際、われわれが「心的アナログン」についてのサルトルの記述に納得しうるとすれば、単に心理学的実験結果によるというだけでなく、ある図形を想像的に思い描くときに眼球の運動や指の運動の感覚に気づくことや、ある人や物を想像するときに何らかの感情的なものを感じ、それに気づくことがありうるからであろう。だとすれば、こうした「気づくこと」は無ではないし、だからといって、何か確固とした「対象」があるというわけでもないということになるのではないか。

サルトルが「心的アナログン」の名のもとに指し示しているものは、「対象」と比べれば曖昧な仕方ではあるが、「気づかれている」といった与えられ方をしているもののことではなかろうか。それは、サルトルがのちに言うところの「前反省的」、「非措定的」²²に与えられると捉えるのが相

²² Jean-Paul Sartre, *L'Être et le Néant*, p. 19. 邦訳『存在と無』（第一分冊）28頁。「対象についてのあらゆる措定的意識は、同時に、それ自身についての非措定的意識である」。

応しいように思われる。

4) 反省的でない与えられ方

この点で思い浮かぶのは、ケーシーが少なくとも先の論文では踏み込まなかった「心的アナログン」の実質である。第3節でみてきたように、形態や運動の面での「心的想像^{イマージュ}」は「現在・把持・予持」という「時間的形式」を具えた「運動感覚」とともに成立するのであった。『想像的なもの』の出版(1940年)当時、サルトルにその全貌は知られていなかったとしても、この「時間的形式」は、フッサールが「内的時間意識の総合」として記述していた事柄である。フッサールによれば、「時間的形式」にそくした内的時間意識の総合のなかで一定の感覚的性質などが構成されるが、その過程自体は、ある程度気づかれてはいても、「反省による対象」ではないのである。サルトルは、「心的アナログン」は無ではないために、それは事物とは違うけれども「超越的对象」であると表現し、他方で、それは消え去って「残滓は存続しない」と矛盾するような叙述をしていた。だがわれわれは、サルトルが「心的アナログン」と呼んだことについて、フッサールが記述した「時間意識の総合」といった前反省的で非措定的な在り方を考えることができるのではなかろうか。フッサールの記述をみてみよう。

ちょうど今長く鋭い音が聞こえたとする。その音は一本の伸びた線のようなものである。私がどの瞬間で停止しても、〔それまでの音が把持されて〕そのつどそこからその線は伸びてゆく²³。

この事例に関して、四つの「知覚されている」²⁴事柄についてフッサールは説明している。そのうちここで関連する部分のみをみておく。

(3) 音の今の知覚と、それと同時にそれと結合した、たった今音が存したことへの注意。

(4) 今における時間意識の知覚。私は、鋭い音である一つの音が今現出していることに注意し、またしかじかの仕方で過去へ伸びていく鋭い音が今現出していることに注意する〔…〕²⁵。

このように、フッサールは今の音とそれについての時間意識の知覚があると言っている。そして、

(4) については、さらに、「もちろん、私はその時間意識を有してはいるが、しかしその意識自身が再び対象 (Objekt) となっているわけではない」²⁶とされている。このことは、音の意識に伴う時間意識はその場で反省の対象になっているわけではないが、「気づかれて」いるということを示しているであろう。

そのような気づき方を認め、サルトルの「心的アナログン」が反省において「対象として与えられる」という理解を斥け、その点を訂正するならば、サルトルの「想像」についての記述には有益な点が多いと考えられる。トンプソンはサルトルの想像についての現象学的記述は、そのような「前反省的、非措定的」与えられ方によるものだとしながら、その経験の在り方を「私は、私の経験によって呈示される志向的对象と性質に気づいているだけでなく、むしろ経験の進行的活動に気づいているのである」と整理している。

このように理解すれば、「それが私に想像されたものとして現れる限りにおいて、ロンドンに居るピエールは私には不在のものとして現れる」²⁷といった、本稿第1節の3)でみた、想像作用の記述も的確なものと考えられる。

「類似的代理者」ないし「アナログン」(類似物)と呼ぶべきであるかどうかは別にして、サルトル

²³ Husserl (1966), Beilage VI, S. 112.

²⁴ ここで「知覚」という語は「把持」なども含む広い意味で使われている。

²⁵ Husserl (1966), Beilage VI, S. 113.

²⁶ *Ibid.*

²⁷ Thompson (2007), p. 285.

がその名の下に考察した事柄は、「反省の対象」ではなく、フッサールの「内的時間意識」という仕方で「前反省的・非措定的」に気づかれる事柄であろう。そのことを銘記するならば、「心的アナログン」として記述された事柄には、さらなる探究の必要があるとしても、多くのことは認しうる点が存するものと思われる。

結論

これまでの考察をまとめておこう。

- 1) 「内在性の錯覚」へのサルトルの批判は是認しうるが、「心的アナログン」が何らかの「対象」として存在することは是認しえず、代わりに、「非措定的、前反省的意識」を重視しなければならないということである。こうして「心的アナログン」についての反省論的難点を取り除いて考えてみれば、サルトルの想像の分析には以下のような今後の探究につながる方向性が描かれているように思われる。
- 2) 想像の運動性および身体性の方向性。すなわち、想像と身体感覚の関連はさらに追求すべきであろう。なお、知覚にも眼球運動が伴うという示唆を考慮すれば、これは想像と知覚の関連の問題でもある。
- 3) 情感における世界との繋がり的问题。想像における情感的反応が世界へのすでに確立された反応と見なすか、その反応をも含めて情感に自由を認めるかどうか、また、こうした二種類の態度を認めるならばそれらをどのように関連づけるかという問題である。知覚においても情感的反応が存するとするサルトルの前提を考慮すれば、情感という点での知覚と想像の対比も問題となるであろう。

2)と3)については、サルトルの強調していた知覚と想像の差異を尊重しながらも、構造上の親近性を探ることが課題であると思われる。これらはいずれもサルトルが『想像的なもの』の第三部、第四部で扱っている問題であるとともに、現象学的方法によるのではないとはいえ、現在の脳

科学などにおいて追究されている事柄でもある²⁸。

- 4) 物的想像と心的想像を全体として考察するという方向性。たとえば、トンプソンは、フッサールの指摘した「像物体」・「像客体」・「像主題」という「像意識」の三契機²⁹に関連して、「像の心的理解の意味での想像は絵画的経験に必要な構成要素なのである」³⁰と言っている。サルトルの分析を振り返れば、心的アナログンという名のもとで扱った「心的想像」の諸契機は「物的想像」においても働いていると考えられる³¹。すでにみたように、「心的想像」の契機として考えられた運動感覚と情感の働きはすでに、同書第一部における「物的想像」の現象学的分析においても認められていたからである。

以上が本稿の結論であるが、関連して以下の課題が浮かび上がってくる。

- 1) に関連して、心的アナログンなどの「前反省的・非措定的」な与えられ方は、さまざまな志

²⁸ 脳科学に関連した現在の研究動向で確認できたものは以下の通りである。

1) 運動とイメージ(視覚的イメージではないが)の関連についての研究動向としては、たとえば内藤他(2013)が参考になる。それによると、「運動を伴わない(運動の)イメージトレーニングでも運動トレーニングで観察されるのと同程度の第一次運動野の可塑的变化を起こさせる」ことが示され、「初期の運動学習を促進することができる」(2頁)。また、「視覚イメージや聴覚イメージはそれぞれの期待される感覚の心的エミュレーション(心的感覚的模倣)である」(5頁)という考えのもとでの実験もおこなわれている。また、イメージ(想像)における実際の運動の制御についても研究されている。Joel Pearsonほかの報告(2015)によっても、次のように、心的イメージと知覚的イメージの関連が探られていることがわかる。「脳画像化の研究は、心的イメージと知覚的イメージの神経的呈示は相互に第一次視覚皮質という早い段階で相互に類似していることを示した。V1野における活動パターンは心的イメージと知覚的イメージを低レベルの描写的視的特徴の共通の組みを経由してコード化する」(p. 590)。

2) 感情(情動)と身体の研究動向の概観としては、「情動を生み出す脳神経基盤と自律神経機能」という題名の梅田(2019)が役立つ。そこでは、「外界で生じている状況の認識と、そのときに生じている身体の変化の認識を同時に経験することが、主観的感情体験である」というA・ダマシオの考えが研究の基本的構図とされている。

²⁹ フッサールの「像意識」については、Husserl(1980)に依拠した小熊(2013)および小熊(2018)を参照。

³⁰ Thompson(2007), p. 289.

³¹ この点は谷口(1997)も認めていたところである。

向作用やその内実に関する事柄であり、サルトルがそれをどのように扱ったのか(初期の著作や『存在と無』において)を、広く現象学全体を視野に入れて考察する必要がある。そのさい最後にみた「内的時間意識」という与えられ方を考慮する必要がある。

2)と3)に関連して言えば、サルトルは想像と知覚を峻別したが、構造上の両者の関連、また想像と身体との関連は、サルトルが実質的に踏み込んだ重要な問題領域であると考えられる。サルトルの洞察を活かしながらこの領域をさらに考察する必要がある。

4)に関連して、「心的想像」と「物的想像」(フッサールの言葉で言えば「想像」と「画像意識」)についてのサルトルの統合的な着想は、「想像」の考察にも「画像意識」の考察にも有益であると考えられる。本稿筆者は、サルトルの着想をこれらについての今後の考察に活かしていきたい。

1)と4)に関連して、本稿で主題になった事柄についてのフッサールとサルトルの見解を対比する作業が必要となるであろう。

参考文献

- Sartre, Jean-Paul (2019) , *L'Imagination*, PUF.
「想像力」『哲学論文集』所収, 平井啓之訳, 人文書院, 1957。
- Sartre, Jean-Paul (2005) , *L'Imaginaire*, Gallimard, Folio, (1940, 1^{er} éd.) .
The Imaginary, translated by Jonathan Webber, 2004.
Das Imaginäre, Deutsch von Hans Schöneberg, Rowohlt, 1994.
『イマジネール』, 澤田直, 水野浩二訳, 講談社学術文庫, 2020。
- Sartre, Jean-Paul (1943) , *L'Être et Le Néant*, Gallimard.
『存在と無』, 松波信三郎訳, 人文書院, 1956。
- Casey, Edward S. (1980), *Sartre on Imagination*, in: *The Philosophy of Jean-Paul Sartre*, ed. by P. A. Schilpp, Southern Illinois University.
- Hopkins, Robert (2011) , *Imagination and Affective Response*, in: *Reading Sartre* , ed. by Jonathan Webber, Routledge.
- Husserl, Edmund (1966) , *Zur Phänomenologie des Inneren Zeitbewusstseins (1893-1917)* , Husserliana Band X, Nijhoff.
- Husserl, Edmund (1976) , *Ideen zu Einer Reinen Phänomenologie und Phänomenologischen Philosophie Erstes Buch*, Husserliana Band III, 1, Nijhoff.
- Husserl, Edmund (1980) , *Phantasie, Bildbewusstsein, Erinnerung (1898-1925)* , Husserliana Band XXIII, Nijhoff.
- Morgan, Kathryn Pauly (1974) , *A Critical Analysis of Sartre's Theory of Imagination*, Journal of the British Society for Phenomenology, Vol. 5, No. 1, January.
- Pearsson, Joel et. al. (2015) , *Mental Imagery: Functional Mechanismus and Clinical*

Applications, Trends in Cognitive Sciences,
October 2015, vol. 19, No.10.

(<http://dx.doi.org/10.1016/j.tics.2015.08.003>)

- Smith, Quentin (1977) , *Sartre and the Matter of Mental Images*, Journal of the British Society for Phenomenology, Vol. 8. No. 2, May.
- Thompson, Evan (2007) , *Mind in Life*, Harvard.
- 梅田聡 (2019) 「情動を生み出す脳神経基盤と自律神経機能」, 『自律神経』 56巻 2号。
- 小熊正久(2013)「中立性変様とその諸形態」, 『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』 第10号。
- 小熊正久 (2018) 「フッサール現象学における想像と画像意識の分析」, 『思索』 第51号。
- 谷口佳津宏 (1997) 「サルトルの想像力論におけるアナログンの概念について」, 日本現象学会編『現象学年報』 Vol. 13。
- 内藤栄一他 (2013) 「運動イメージによる脳内機構—リハビリテーションへの応用を目指して—」, 『脳科学とリハビリテーション』 Vol. 13。

On the Matter of Mental Images in Sartre's Theory of Imagination

OGUMA Masahisa
(Professor Emeritus)

Sartre analyzed physical images (i. e. viewing pictures etc.) and mental images (i. e. phantasies) in his "L'Imaginaire". According to Sartre's Analysis, matters of physical images are things and matters of mental images are kinaesthetic sensations of bodily movements and affectivity. In this paper, Sartre's theory of the matter (analogon) of mental images is examined.

This paper consists of four sections: The first section concerns the "illusion of immanence" concerning images and characteristics of imagination, and the second section will analyse the characteristics of physical images, the third section concerns the characteristics of mental images and the roles of kinaesthetic sensations and affectivity, while the final section will describe the problems concerning the mode of being that has the matter (analogon) of mental images.

It is concluded that the matter of mental images should not be an "object" of reflection, but regarded as a given in a non-positional [non-object-directed or intransitive] consciousness of itself. All these points considered, there are many points which can be approved of Sartre's theory of imagination, however there remain some problems which we should consider further.

定額料金に対する消費者の価格知覚

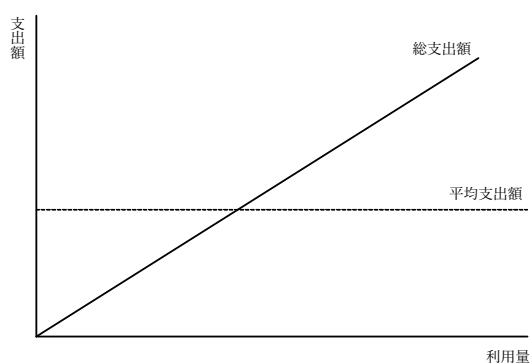
兼子 良久

(山形大学人文社会科学部)

1. はじめに

サービスの料金体系は、消費者にとっての平均支出額が利用頻度（や利用時間）に関わらず一定の料金体系と、平均支出額が利用頻度に応じて変化する料金体系に大きく分類することが出来る。前者に当てはまるのは「従量料金制」であり、サービスの利用頻度に応じて課金する料金体系となる。したがって、与えられた期間における利用者の総支出額は、利用頻度に応じて直線的に増加する。例えば、利用1回あたり1,000円のスポーツクラブを月に10回利用するならば、月の支出額は10,000円となる。総支出額は利用回数によって変化するが、平均支出額は利用回数の影響を受けない（図1）。後者の最も基本的な方式は「定額料金制」であり、サービスの利用頻度とは関係なく一定の金額が課される。定額料金制は、与えられた期間における利用者の支払い総額は一定であるが、利用量に応じて平均支出額は低下することになる。例えば、月会費10,000円のスポーツクラブを月に10回利用するならば、平均支出額は1,000円となる。総支出額は利用回数によって変化することはないが、平均支出額は利用回数の影響を受

図1. 従量料金制



ける（図2）。先の例で言えば、月に20回利用するならば、平均支出額は500円となる。国内では、定額料金制を採用するサブスクリプション方式のサービス（一定期間の利用を前提とするサービス）が増加の一途をたどっている。

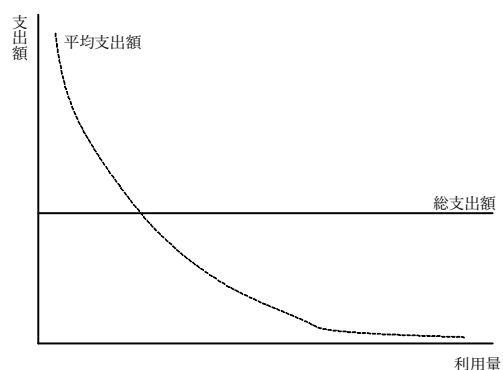
本稿の目的は、定額料金の料金水準に対する消費者の高低判断の仕組みを検討することにある。価格の高低判断の仕組みに関する研究は多いが、従量料金制を前提とするいわゆる都度支払いを対象に行われてきた。また、定額料金制に対する消費者反応に関わる研究では、従量料金制と定額料金制が消費者に提供される際の選択傾向に焦点が当てられてきた。一方、消費者が定額料金水準の高低判断をどのように行うのかについて検討されることは少ない。本研究の結果は、企業が定額料金の水準を決めるにあたっての示唆を与えるという点において、実務上も意義のある研究と考える。

2. 先行研究

2-1. 消費者の価格判断

内的参照価格とは、消費者が自分の記憶から想起する価格であり、ある商品の販売価格を観察する際にその価格が妥当であるかを判断するための

図2. 定額料金制



基準として用いられる価格である（白井 2005）。商品の価格が内的参照価格よりも高ければ、その商品は高いと判断され、内的参照価格よりも低ければ、その商品は安いと判断される。一方、消費者の記憶とは関係性を持たないが、価格判断に用いられる価格は外的参照価格と呼ばれており、希望小売価格や通常価格などが含まれる。内的参照価格と外的参照価格が用いられることによって、最終的な価格判断がなされる（eg., Dickson and Sawyer 1990）。消費者が用いる内的参照価格の特徴や、内的参照価格と外的参照価格をどのように用いているのかなど、消費者の価格判断に関わる研究は多数なされているが（eg., Kalwani and Yim 1992; Mazumdar and Papatla 1995）、その多くは1回のサービス（1個の商品）を利用（購入）するごとに料金が精算される、個別課金制あるいは従量料金制を前提としている。本研究が対象とする定額料金制の特徴は、定額料金そのものが特定の期間における消費者にとっての総支出額を示しているという点にあり、利用回数によって平均支出額は変化するという点にある。消費者が定額料金の料金水準を評価するにあたっては、消費者は総支出額と平均支出額の2種類の手がかりを持ち、利用頻度が多いほど、消費者にとってその定額料金は格安となる。利用頻度次第で定額料金がどの程度割安なのかが変わってくるという点において、個別課金制あるいは従量料金制よりも、定額料金の高低判断に関わる情報処理はより複雑になると考えられる。

2-2. 企業による定額料金制の提供

提供されるサービスによって、従量料金制と定額料金制のいずれかを消費者が選択できる形式にする場合もあれば、一方の料金体系を採用する場合もある。どのような料金体系でサービスを提供するかは、企業にとって重要な意思決定となる。いくつかの先行研究は、定額料金制が適用可能なサービスを前提とし、利益最大化を目的とするならば、従量料金制と定額料金制のいずれの料金体

系が望ましいかについて検討している。例えば、Essegaier et al., (2002) は、モデル分析によって、利益を最大化する料金体系は消費者の特性によって異なってくることを指摘している。Essegaier et al., (2002) によれば、利用頻度の低いライトユーザーが企業にとって相対的に重要である場合には、定額料金制が最適な料金体系となるのに対して、ヘビーユーザーが相対的に重要である場合には、従量料金制が最適な料金体系となる¹。Schlereth et al., (2010) は、異なる料金体系が利益に与える影響を、8種類の料金提供パターンに関わるシミュレーションから検討している。結果、従量料金制か定額料金制のいずれか一方を提供する場合と比較して、両方の料金体系を同時に提供する場合の方が利益は改善しやすいことを明らかにしている。Sundararajan (2004) もまた、情報サービス産業を対象として、従量料金制に加えて定額料金制を追加することにより利益は向上するとしている。実際、企業は複数の料金制を消費者に提供して選択させるケースも多く、特に従量料金制と定額料金制の併用は一般的である。

2-3. 定額料金制に対する消費者の選好

消費者が合理的な行動をするとの前提に立てば、複数の料金体系が示される時、消費者は消費者余剰を最大化するよう料金体系を選択する。しかしながら、料金制を選択する時点において定額料金制を選択する消費者が多いこと（eg., Nunes 2000; Lambrecht and Skiera 2006; Gerpott 2009）、定額料金制での契約者は、従量料金制を選択した方が結果的に安く済むケースが多いことから（eg., DellaVigna and Malmendier 2006; Schmale et al., 2011）、消費者は従量料金制よりも定額料金制を好む傾向があるとされている。料金体系に対する消費者反応に関わる先行研究の多くは、従量料金制と定額料金制の選択に焦点を当て、定額料金制の選択が促されやすい背景について検討して

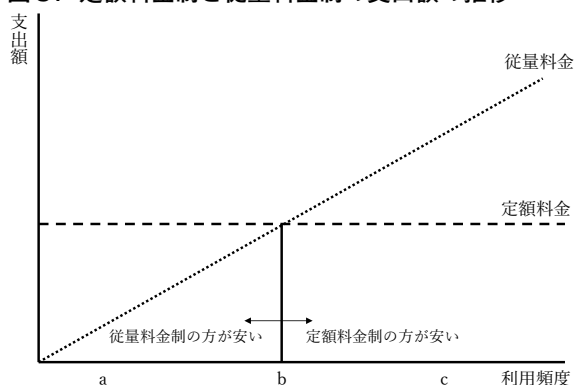
¹ Essegaier et al., (2002) の分析は、独占企業であることが前提となる。

いる。定額料金制が消費者に好まれやすい理由として、大きく4つの背景が指摘される。以下では、兼子（2020）を基に解説する。

（1）過大評価効果

サービスに対して予測する利用頻度の視点から、定額料金制が好まれやすい理由を説明する（eg.,Nunes 2000）。消費者は想定する利用頻度に対して、従量料金制と定額料金制をそれぞれ選んだ時の支出額が等しくなる利用頻度を比較するとの前提を置く。消費者が合理的であれば、支出額が等しくなる利用頻度に対して、自身が想定する利用頻度が上回るのであれば定額料金制を選択するだろうし、下回るのであれば従量料金制を選択するだろう（図3）。

図3. 定額料金制と従量料金制の支出額の推移



ただし、利用頻度には不確実性が伴うため、想定する利用頻度と実際の利用頻度には誤差が生じる。定額料金制での契約者であっても、従量料金制を選択した方が結果的に安く済むケースが多いのは、消費者は料金体系選択の判断において利用頻度を想定する際、利用頻度を実際よりも過大に想定してしまう傾向を持つことが背景にあるとする。

（2）タクシーメーター効果

タクシーに乗る際、走行距離に応じて料金メーターが上がっていく様子を眺める人の心理状態を指して、このように呼ばれる。Prelec and Loewenstein（1998）によれば、消費の喜びは支出の痛みによって小さくなるため、消費者は対象

を消費する前に支出することを好む。なぜならば、前払いによって、消費時にはそれが無料になるためである。そして、従量料金制は支出の痛みを継続的に知覚する料金体系であるのに対して、定額料金制は心理的な前払いであり、したがって、定額料金制が好まれやすいとする。Prelec and Loewenstein（1998）は、交通機関などへの支払いに関して、定額料金制のケースと従量料金制のケースのシナリオを被験者に見せ、どちらがよりサービスを楽しめるかを質問した結果、多くが定額料金制を選択したことを報告している。

（3）保険効果

不確実性回避の視点から、定額料金制が好まれやすい理由を説明する（eg.,Ttain 1991）。サービスの利用頻度には不確実性が伴い、当初想定していた利用頻度よりも多くなる場合もあるし、少なくなる場合もある。従量料金制を選択した場合、想定していた利用頻度を上回るならば、支出額も想定していた額よりも高くなる。定額料金制であれば、想定していた利用頻度を上回ったとしても、事前に定められた支出額を超えることはない。従量料金制の方が、定額料金制よりも安くなる可能性があるとしても、支出額が想定額以上になる場合の保険として定額料金制が好まれやすいとする。

（4）簡便性効果

提示される料金体系に対する情報処理の視点から、定額料金制が好まれやすい理由を説明する（eg.,Lambrecht and Skiera 2006）。料金体系を示される時、得られた情報から支出額がより安く済む料金体系に関して積極的に考えようとする動機が少ない場合、簡便性効果は発生するとされる。このような時、消費者は利用頻度とは関連性を持たない料金体系を選択しようとする。従量料金制と定額料金制を比較する際、利用頻度を踏まえた支出額算出に関わる情報処理には消費者にとって大きな負荷が伴うため、定額料金制が好まれやすいとする。

表 1. 定額料金制選択の先行要因に関わる実証研究

著者	対象	検討項目	有意項目
Lambrecht and Skiera (2006)	インターネット 接続料金	「過大評価効果」 「保険効果」 「タクシメーター効果」 「簡便性効果」	「過大評価効果」 「保険効果」 「タクシメーター効果」
Mitomo et al., (2009)	携帯電話料金	「保険効果」 「タクシメーター効果」	「保険効果」 「タクシメーター効果」
Gerpott (2009)	携帯電話料金	「保険効果」 「タクシメーター効果」 「簡便性効果」	-
Krämer and Wiewiorra (2010)	携帯電話料金	「過大評価効果」 「保険効果」 「タクシメーター効果」 「簡便性効果」	「保険効果」
Krämer and Wiewiorra (2012)	携帯電話料金	「保険効果」 「タクシメーター効果」 「簡便性効果」	「保険効果」
Uhrich et al. (2012)	アミューズメント 施設の入場料 / 公 共交通機関の切符	「過大評価効果」 「保険効果」 「タクシメーター効果」	「過大評価効果」 「保険効果」 「タクシメーター効果」

出典：兼子（2020），P274，表 1

表 1 に示すように、料金選択に関わる実証研究は、従量料金制と定額料金制間の選択傾向を比較することで、定額料金制選択の先行要因の影響力を検証している。ただし、各研究において、結果はまちまちであり、一貫した結果は得られていない。

2-4. 本研究の枠組み

定額料金制を対象とした研究において、企業視点では主に、従量料金制と定額料金制の両方を提供した方が利益は向上しやすいこと、消費者視点では主に、消費者は従量料金制よりも定額料金制を好みやすく、その背景として、過大評価効果、タクシメーター効果、保険効果、簡便性効果といった要因があることが指摘されている。

定額料金制に関わる研究は、企業視点・消費者視点の研究のいずれも料金制の選択に焦点が当てられている。また、価格に対する消費者反応に関わる研究に関しては、多くが個別課金制（もしくは従量料金制）に対する高低判断の仕組みを検討しているのに対して、定額料金をどのように判断しているのかについて検討される機会は少ない。

本稿では、契約型サービスを研究の対象とし、料金制の選択ではなく、主に定額料金の料金水準に対する消費者の高低判断の仕組みを検討することを目的とする。

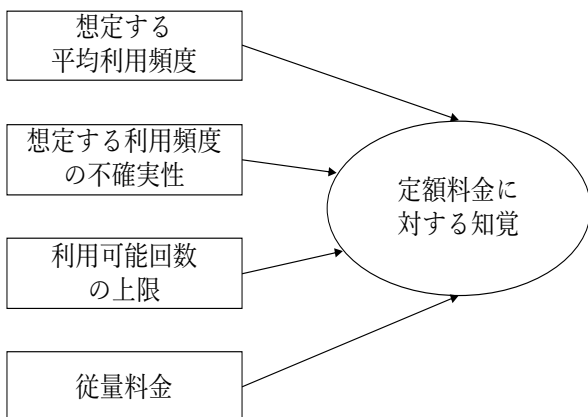
本稿では、先述の定額料金制の選択を促す要因を基に、次の 4 つの視点から検討することとした。まず、過大評価効果からは、想定する利用頻度が定額料金の評価に影響を与えることが示唆される。定額料金の特徴は、定められた期間における消費者にとっての総支出額を示しているという点にあり、想定する利用頻度の大小によって平均支出額は変化するという点にある。消費者が平均支出額を考慮する際に使う利用頻度は、3 つのタイプが考えられる。1 つ目は、平均利用頻度である。2 つ目は、保険効果から示唆されるように、不確実性を踏まえた利用頻度である。想定する利用頻度には、多かれ少なかれ不確実性が伴う。例えば、あるサービスに対する利用頻度を、ある消費者は 5～6 回と想定するかもしれないが、ある消費者は 1～10 回と大きな幅を持って想定するかもしれない。3 つ目は、利用可能回数の上限である。定

額料金制には、利用可能回数の上限が定められていないケースと定められているケースがある。消費者は利用可能回数から算出された平均支出額を参考にすることもできる。消費者が平均支出額を考慮に入れるのであれば、利用可能回数の上限の違いは、想定する利用頻度とは別に定額料金の価格評価に影響を与えるかもしれない。

最後に、定額料金制に加えて従量料金制が消費者に提供される時、従量料金が定額料金の評価に影響を与えることは、タクシーメーター効果から示唆される。消費者は、従量料金制によって、その都度知覚される支出の痛みを回避しようとする。したがって、従量料金制に対して知覚する支出の痛みの違いは、一括払いとなる定額料金の評価に影響を与える可能性がある。さらに、過大評価効果に従えば、消費者が従量料金制と定額料金制のいずれかを選択する状況において、消費者は両料金制の支出額が等しくなる利用頻度を基準として選択の判断をする。このことは、従量料金制と定額料金制が示される際、料金体系を相互に比較して判断していることを意味する。したがって、従量料金制と定額料金制のいずれかが提供される場合と、同時に提供される場合とでは、料金に対する評価の仕方も異なってくるはずだ。

本研究の枠組みを図4に示す。以降で、具体的に仮説設定を行い、実証分析により検証する。

図4. 本研究の枠組み



3. 仮説設定

消費者が定額料金の料金水準を評価する際に、想定される利用頻度を踏まえているのだとすれば、総支出額に加えて平均支出額を踏まえた評価していることを意味する。例えば、定額料金が月当たり10,000円のケースを考えよう。想定する平均利用頻度が10回の消費者と5回の消費者がいるとすれば、前者の平均支出額は1,000円であり、後者の平均支出額は2,000円となる。この時、平均支出額が低い方が、消費者にとって魅力的な価格であると知覚されるであろう。したがって、消費者が料金水準を評価するにあたり、平均支出額を考慮に入れているならば、想定する平均利用頻度が高いほど（平均支出額が低くなるほど）、示された定額料金の価格魅力度は消費者にとって高くなると考えられる。したがって、以下の仮説を設定する。

H 1. 定額料金の価格魅力度は、想定する利用頻度（平均利用頻度）と正の関係にある。

消費者にとって利用頻度が明確であれば、定額料金の高低判断は比較的単純になる。しかしながら、多くの場合、想定する利用頻度にも不確実性が伴う。利用頻度に関して、不確実性が大きいケース（想定する利用頻度の分散が大きいケース）もあれば、不確実性が小さいケース（想定する利用頻度の分散が小さいケース）もある。Nunes(2000)によれば、利用頻度に関し不確実性が伴う時、消費者は利用頻度の最小値よりも、最大値に注意を向ける。このことは、想定する平均利用頻度が同じであったとしても、不確実性が大きいケースでは、不確実性が小さいケースよりも、利用頻度をヨリ多い方向にイメージしやすいことを意味している。そのため、想定する平均利用頻度が一定という条件の下において、不確実性が小さいケースよりも、不確実性が大きいケースにおいて、示された定額料金の価格魅力度は高まると考えられる。したがって、以下の仮説を設定する。

H 2. 定額料金の価格魅力度は、想定する利用頻度の不確実性と正の関係にある。

定額料金制は、利用可能回数が無制限の場合もあるし定められている場合もある。また、利用回数が定められている場合であっても、その水準は様々である。定額料金水準を判断するにあたり、消費者は2種類の平均支出額を参考にすることができる。一方は自身の利用頻度を推測することによる平均支出額であり、他方は利用可能回数から算出された平均支出額である。例えば、定額料金が10,000円のサービスがあったとしよう。利用可能回数が10回であれば、最小の平均支出額は1,000円となる。利用可能回数が5回であれば、最小の平均支出額は2,000円となる。そのため、利用可能回数の上限が高い方が定額料金の魅力は高まると考えられる。したがって、以下の仮説を設定する。

H 3. 定額料金の価格魅力度は、サービスの利用可能回数の上限と正の関係にある。

Harnisch and Knaf (2014) は、料金選択の意思決定に関わるインタビュー調査を行い、定額料金の価格魅力度を評価するにあたり、比較対象として従量料金を用いる傾向があることを指摘している。このことは、従量料金制と定額料金制の2つの料金制が同時に提供されるケースにおいて、従量料金と定額料金の比較が促されることを示唆している。したがって、従量料金制と定額料金制の両方が提供されるケースでは、片方の料金制のみが提供されるケースとは異なった評価の仕方がなされることが考えられる。

定額料金制のみが提供される場合には、平均支出額が低いほど、また、総支出額が低いほど、定額料金の価格魅力度は高まるだろう。対して、従量料金制と定額料金制の両方が提供される場合を考えよう。この時、従量料金が高いほど、消費者にとって強い支出の痛みが継続することになる。そのため、定額料金が一定という条件の下におい

て、従量料金が高いほど、支出の痛みを軽減できる定額料金を魅力的に感じると考えられる。さらに言えば、Nunes (2000) は、消費者は従量料金制と定額料金制の選択にあたり、2つの料金制の支出額が等しくなる利用回数(以下、ブレイクイーブン回数)を参考情報にすることを明らかにしている。定額料金が一定であれば、従量料金水準が低いほど、ブレイクイーブン回数は多くなる。この時、ブレイクイーブン回数が多いほど、従量料金制を選択する方が総支出額は少なく済む可能性は高くなる。逆にブレイクイーブン回数が少ないほど、定額料金制を選択する方が総支出額は少なく済む可能性は高くなる。そのため、消費者にとってブレイクイーブン回数が少ないほど、定額料金の価格魅力度は高まるだろう。この点からも、比較対象となる従量料金が高いほど、定額料金の価格魅力度は高まると考えられる。したがって、以下の仮説を設定する。

H 4. 定額料金と従量料金が同時に提供される時、定額料金の価格魅力度は、従量料金水準と正の関係にある。

4. 実証分析

4-1. 調査1（仮説1・2・3の検証）²

調査1では、仮説1・2・3を検証することとした。実験シナリオにおいて対象とするサービスは、DVDレンタルサービスを選んだ。被験者はインターネットから注文することで、郵送によりDVDが送られてくるレンタルサービスを利用しようとしているようイメージしてもらおう。被験者には、当該サービスの定額料金（2,500円）と利用可能回数の上限とともに、以前に使っていたとする別のDVDレンタルサービスの利用実績（平均利用頻度と月による利用頻度の幅）が示される。実験は、想定する平均利用頻度（高条件：20枚・低条件：8枚）×利用頻度の不確実性（大条件：

² 調査は2019年10月に行われた。また、全回答者数は336であった。

想定する平均利用頻度±8枚・小条件：想定する平均利用頻度±2枚）×利用可能回数の上限（高条件：70枚・低条件：35枚）の被験者間要員配置にて行った。被験者はシナリオが示された後、当該サービスの定額料金の価格魅力度に7段階で回答する（1.かなり高い 2.高い 3.やや高い 4.どちらとも言えない 5.やや安い 6.安い 7.かなり安い）。対象者は全国の30～49歳の男女とした。調査はアンケートパネルに対してインターネットを通じて行った。また、いずれの条件も男女の数が半数となるようにコントロールした。結果、335の有効回答を得た。

被験者の知覚に関して、意図したものと一致しているかを確認するために、平均利用頻度（1.かなり少ない～7.かなり多い）、利用頻度の不確実性（1.かなり小さい～7.かなり大きい）、利用

可能回数の上限（1.かなり少ない～7.かなり多い）について7段階で回答してもらった。結果、平均は、平均利用頻度の高条件がm=4.79（SD=1.01）、低条件がm=4.26（SD=1.05）、利用頻度の不確実性の高条件がm=4.74（SD=0.98）、小条件がm=4.14（SD=1.12）、利用可能回数の上限の高条件がm=5.59（SD=1.19）、低条件がm=4.73（SD=1.14）、で、それぞれ1%水準で有意差があることを確認した。

分散分析³の結果を表2に示す。平均利用頻度は1%水準、利用頻度の不確実性は5%水準で主効果が確認された。一方、利用可能回数の上限は非有意となった。また、交互作用に関しては、い

³ 本研究における価格魅力度に関して、必ずしも選択肢間の間隔は等間隔であるとは言えないため順序尺度とみなすことも出来るが、本研究では間隔尺度とみなし分散分析を適用することとした。

表2. 分散分析表

因子	Type III平方和	自由度	平均平方	F 値	P 値
平均利用頻度	24.6229	1	24.6229	11.9068	0.001
利用頻度の不確実性	9.3943	1	9.3943	4.5428	0.0338
利用可能回数の上限	0.0156	1	0.0156	0.0076	0.9308
平均利用頻度 * 不確実性	2.8921	1	2.8921	1.3985	0.2378
平均利用頻度 * 上限	4.8042	1	4.8042	2.3232	0.1284
不確実性 * 上限	0.0102	1	0.0102	0.0050	0.9439
平均利用頻度* 不確実性 * 上限	4.0733	1	4.0733	1.9697	0.1614
誤差	676.2253	327	2.0680		
全体	720.5254	334			

図5. 平均利用頻度

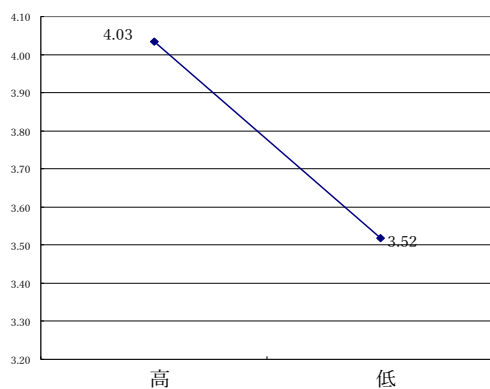
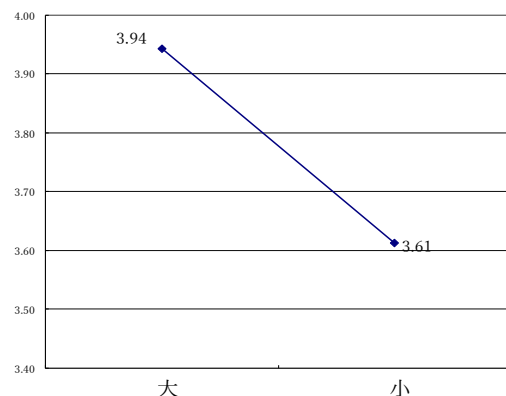


図6. 利用頻度の不確実性



ずれも非有意となった。

平均利用頻度と利用頻度の不確実性に関して、価格魅力度の平均を図5・図6に示す。価格魅力度は、平均利用頻度の高条件で $m=4.03$ ($SD=1.50$)、低条件で $m=3.52$ ($SD=1.39$) となった。また、利用頻度の不確実性の高条件で $m=3.94$ ($SD=1.41$)、低条件で $m=3.61$ ($SD=1.52$) となった。平均利用頻度では、高条件で価格魅力度は高くなっており、利用頻度の不確実性では、高条件で価格魅力度は高くなった。

したがって、調査1においては、H1（定額料金の価格魅力度は、想定する平均利用頻度と正の関係にある）、H2（定額料金の価格魅力度は、想定する利用頻度の不確実性と正の関係にある）は支持、H3（定額料金の価格魅力度は、サービスの利用可能回数の上限と正の関係にある）は棄却された。

4-2. 調査2（仮説4の検証）⁴

調査2では仮説4を検証することとした。対象

⁴ 調査は2018年1月に行われた。また、全回答者数は416であった。

とするサービスは、スポーツクラブとした。被験者には、自身がスポーツクラブを利用しようとしているようイメージしてもらうとともに、想定している月あたりの利用頻度と、当該スポーツクラブが提供している料金が示される。実験にあたり、料金と想定利用頻度の組み合わせにより、1ヶ月あたりの定額料金と平均支出額の高条件と低条件を設定した。定額料金の高条件は10,000円、低条件は5,000円、平均支出額の高条件は1,000円、低条件は500円とした。被験者に示される組み合わせを表3・表4に示す。例えば、定額料金が10,000円と想定利用頻度が10回の場合、総支出額は10,000円、平均支出額は1,000円となる。定額料金のみが提供される場合には、定額料金の1,000円と想定利用頻度の10回が示される。従量料金が組み合わせで示される場合には、従量料金は平均支出額と同額になるように設定した。先の例で言えば、定額料金と従量料金の両方が提供される場合には、定額料金の10,000円と想定利用頻度の10回に加えて、従量料金の1,000円が示される。被験者にはランダムで、定額料金のみが提供される

表3. 定額料金の組み合わせ

		総支出額	
		高 (10,000円)	低 (5,000円)
平均支出額	高 (1,000円)	定額料金：10,000円 想定される平均利用頻度：10回	定額料金：5,000円 想定される平均利用頻度：5回
	低 (500円)	定額料金：10,000円 想定される平均利用頻度：20回	定額料金：5,000円 想定される平均利用頻度：10回

表4. 定額料金・従量料金の組み合わせ

		総支出額	
		高 (10,000円)	低 (5,000円)
平均支出額	高 (1,000円)	従量料金：1,000円 定額料金：10,000円 想定される平均利用頻度：10回	従量料金：1,000円 定額料金：5,000円 想定される平均利用頻度：5回
	低 (500円)	従量料金：500円 定額料金：10,000円 想定される平均利用頻度：20回	従量料金：500円 定額料金：5,000円 想定される平均利用頻度：10回

ケース、定額料金と従量料金の両方が提供されるケースのそれぞれから、いずれかの組み合わせが示される。組み合わせが示された後、定額料金の価格魅力度に7段階で回答する（1. かなり高い 2. 高い 3. やや高い 4. どちらとも言えない 5. やや安い 6. 安い 7. かなり安い）。

対象者は全国の30～49歳の男女とした。調査はアンケートパネルに対してインターネットを通じて行った。また、いずれの条件も男女の数が半数となるようにコントロールした。結果、416の有効回答を得た。

定額料金の価格魅力度の平均を図7・図8に示す。定額料金のみを提示したケースにおいて、定

額料金の価格魅力度は、定額料金10,000円×平均支出額500円のケースで $m=3.31$ ($SD=1.23$)、定額料金5,000円×平均支出額500円で $m=4.16$ ($SD=1.46$)、定額料金10,000円×平均支出額500円で $m=2.92$ ($SD=1.23$)、定額料金5,000円×平均支出額1,000円で $m=3.95$ ($SD=1.34$) となった。

定額料金と従量料金を提示したケースにおいて、定額料金の価格魅力度は、定額料金10,000円×平均支出額500円のケースで $m=3.25$ ($SD=1.25$)、定額料金5,000円×平均支出額500円で $m=3.94$ ($SD=1.25$)、定額料金10,000円×平均支出額1,000円で $m=3.68$ ($SD=1.44$)、定額料金5,000円×平均支出額1,000円で $m=4.16$ ($SD=1.12$) となった。

定額料金のみを提示したケースにおける、分散分析の結果を表5に示す。定額料金の価格魅力度に関しては、定額料金は1%水準、平均支出額は5%水準で主効果が確認された。定額料金と従量料金を提示したケースにおける、分散分析の結果を表6に示す。定額料金の価格魅力度に関しても、定額料金、平均支出額とも1%水準で主効果が確認された。

結果を比較すると、定額料金が5,000円よりも、10,000円の方が魅力度が低くなるのは、いずれのケースでも同様である。一方、平均支出額の魅力度は異なってくる。定額料金のみが提示される場合、平均支出額が500円のケースの方が定額料金の価格魅力度は高くなるのに対し、両方の料金体系が提示される場合、平均支出額が1,000円のケースの方が定額料金の価格魅力度は高くなった。このことは、消費者は、定額料金の価格魅力度に関しては従量料金を比較検討対象としていることを示唆している。したがって、H4（定額料金と従量料金が同時に提示される時、定額料金の価格魅力度は、従量料金の水準と正の関係にある）は支持された。

図7. 定額料金の価格魅力度
(定額料金のみ提示)

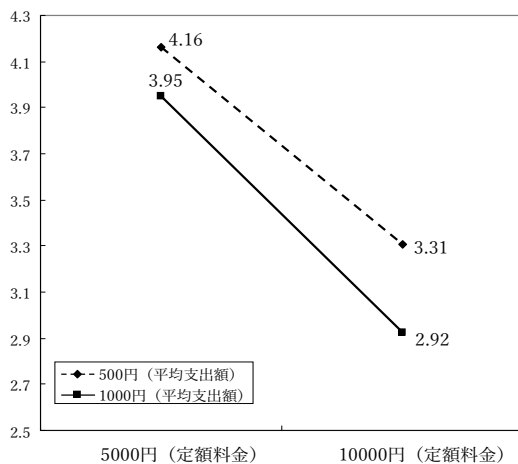


図8. 定額料金の価格魅力度
(定額料金と従量料金を提示)

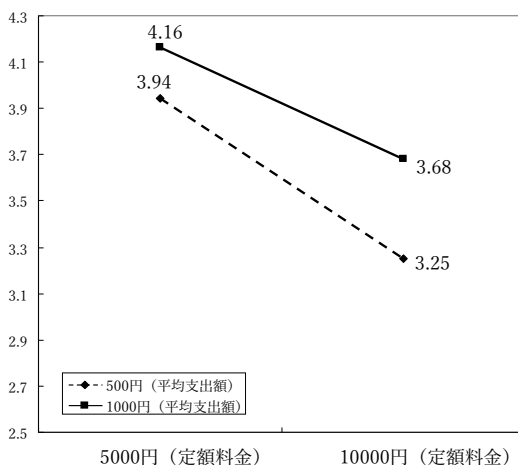


表5. 分散分析（定額料金のみ提示）

因子	Type III平方和	自由度	平均平方	F 値	P 値	判定
定額料金	92.35	1	92.35	50.83	0.00	**
平均支出額	9.24	1	9.24	5.09	0.02	*
定額料金 * 平均支出額	0.78	1	0.78	0.43	0.51	
誤差	748.52	412	1.82			
全体	850.88	415				

表6. 分散分析（定額料金と従量料金を提示）

因子	Type III平方和	自由度	平均平方	F 値	P 値	判定
定額料金	35.7788	1	35.7788	23.2541	0.0000	**
平均支出額	11.1154	1	11.1154	7.2243	0.0075	**
定額料金 * 平均支出額	1.1635	1	1.1635	0.7562	0.3850	
誤差	633.9038	412	1.5386			
全体	681.9615	415				

4-3. 調査3（仮説1・2・3・4の検証）⁵

調査3では、仮説1・2・3・4を再度検証するとともに、消費者が定額料金を評価する際、「平均利用頻度」「利用頻度の不確実性」「利用可能回数の上限」「従量料金」の各項目をどの程度考慮しているのかを測定することを目的として、コンジョイント分析を適用することとした。実験シナリオにおいて対象とするサービスは、調査1と同様にDVDレンタルサービスを選んだ。被験者は、インターネットから注文することで、郵送によりDVDが送られてくる「DVDレンタルサービス」を利用しようとしているようイメージしてもらう。いずれの仮想商品も、定額料金は2,500円であるとし、回答者は、調査1と同様の文章を読んだ後、定額料金に関して安いと感じる順番を回答する。仮想商品群を作成するにあたり、属性は「平均利用頻度」「利用頻度の不確実性」「利用可能回数の上限」「従量料金」の4属性とした。属性の内容を示す水準については、「平均利用頻度」は『10枚（少条件）』『30枚（多条件）』の2水準、「利用頻度の不確実性」は『平均利用頻度±1枚（低条件）』『平

均利用頻度±10枚（高条件）』の2水準、「利用可能回数の上限」を『40枚（低条件）』『80枚（高条件）』の2水準、「従量料金」は『50円（低条件）』『200円（高条件）』の2水準とした。実験計画法によって、属性と水準から作成した仮想サービスは8サービスとなった（表7）。

対象者は全国の30～49歳の男女とした。調査はアンケートパネルに対してインターネットを通じて行った。結果、206の有効回答を得た。回答者に仮想商品を選択してもらい、そのデータに対してコンジョイント分析を行った部分効用値と属性重要度を図9～図12に示す。

部分効用値を確認すると、「平均利用頻度」は少条件で-0.129、多条件で0.129となった。「利用頻度の不確実性」は小条件で-0.413、大条件で0.413となった。利用可能回数の上限は低条件で-0.078、高条件で0.078となった。従量料金は低条件で-0.272、高条件で0.272となった。部分効用値の結果は、設定した仮説と一致している。属性重要度を確認すると、「利用頻度の不確実性」が46.3%で重要度としては最も高くなっており、「従量料金」が30.5%、「平均利用頻度」が14.4%、「利用可能回数の上限」が8.7%と続いている。「利

⁵ 調査は2019年10月に行われた。また、全回答者数は206であった。

表7. コンジョイントカード

NO	定額プランの料金 (月あたり)	定額プランの レンタル上限枚数 (月あたり)	都度払いプラン の料金 (1枚あたり)	予測している 月当たりの平均 レンタル枚数	予測している月によ るレンタル枚数の バラつき
1	2500円	80枚	200円	10枚	9枚～11枚
2	2500円	40枚	50円	30枚	29枚～31枚
3	2500円	80枚	50円	10枚	9枚～11枚
4	2500円	80枚	50円	30枚	20枚～40枚
5	2500円	40枚	200円	30枚	29枚～31枚
6	2500円	40枚	50円	10枚	0～20枚
7	2500円	80枚	200円	30枚	20枚～40枚
8	2500円	40枚	200円	10枚	0～20枚

図9. 平均利用頻度

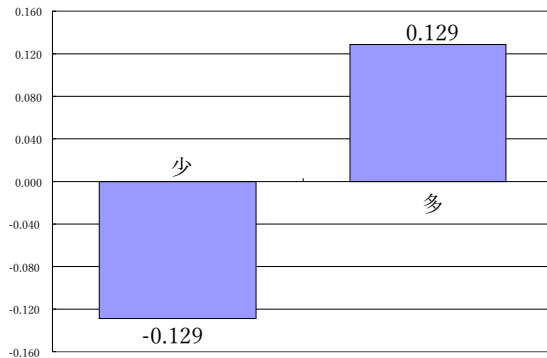


図10. 利用頻度の不確実性

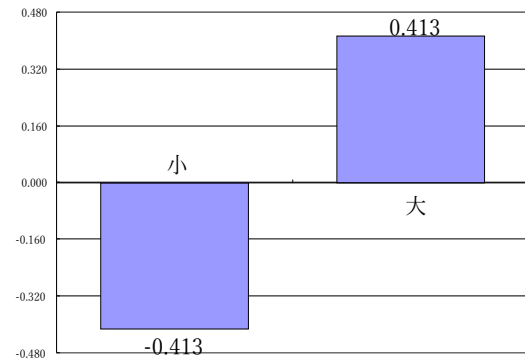


図11. 利用可能回数の上限

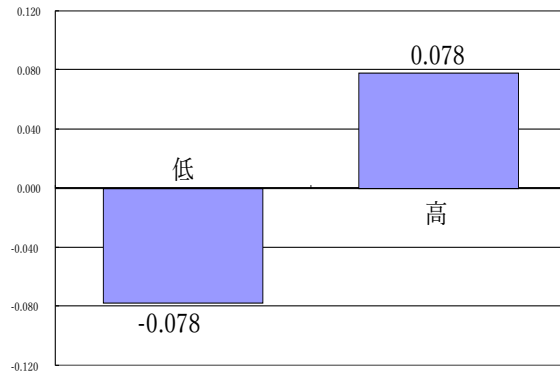
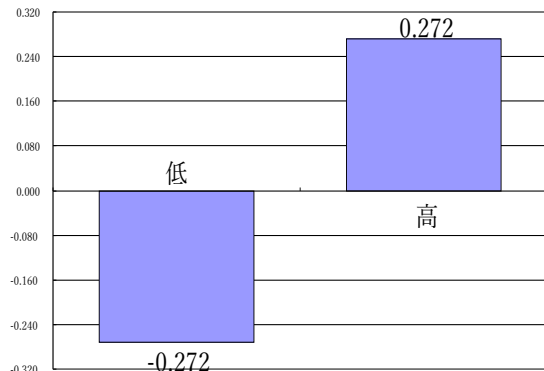


図12. 従量料金



用可能回数の上限」は重要度が最も低くなっており、この点は調査1の結果とも一致した。

5. 結論

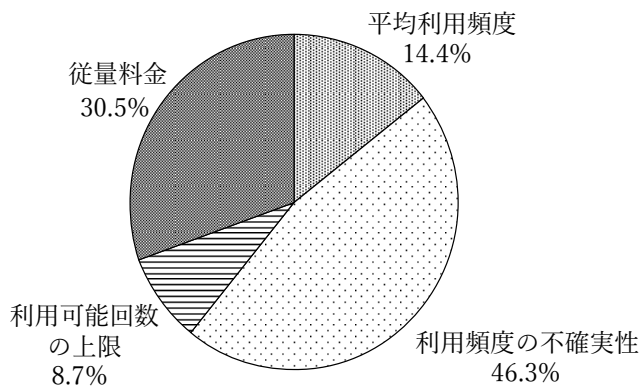
5-1. 結果

料金体系に対する消費者反応に関わる研究では、従量料金制と定額料金制の選択に焦点が当てられてきた。本研究では、料金制の選択ではなく、定額料金に対する消費者の高低判断に焦点を当て、

どのような要素が高低判断に用いられるのかについて検討した。本研究において明らかにしたのは主に3点である。

1点目に、定額料金の魅力度は、平均支出額に依存するものの、相対的な影響は弱い。想定する利用頻度が多いほど、利用可能回数の上限が高いほど、定額料金の魅力度は高くなる傾向はあるが、調査1・調査3の結果に基づけば、「利用可能回数の上限」は、定額料金の魅力度判断には結びつ

図13. 属性重要度



きづらい。本研究では、利用可能回数の上限が想定する利用頻度を大きく上回る状況を想定しているが、そのような状況においては、利用可能回数を考慮に入れる必要はないのかもしれない。

2点目に、コンジョイント分析の結果は、「平均利用頻度」の重要度が低くなっている一方、「利用頻度の不確実性」が定額料金の価格魅力度に影響を与える大きな要因になっている。「平均利用頻度」の重要度が低くなっていることは、必ずしも、平均支出額が定額料金の高低判断をする際の参考基準としてウェイトが低いことを意味していない。コンジョイント分析の結果に従えば、消費者は、利用頻度にバラつきが大きいと推測するほど、定額料金を魅力的に知覚する。このことは、消費者は利用頻度の最小値よりも、最大値に注意を向けることを示唆しており、想定する利用頻度の最大値を基準にして平均支出額を算出している可能性を指摘することが出来る。

3点目に、定額料金制と従量料金制が両方提供される場合には、定額料金の高低判断は、従量料金水準によっても影響を受け、従量料金が高いほど、定額料金の魅力度は高くなる。コンジョイント分析の結果に従えば、従量料金が定額料金の高低判断に与える影響は比較的大きい。そのため、定額料金制のみが提供されるケースと、定額料金制と従量料金制の両方が提供されるケースでは、定額料金の高低判断に違いが生じることが明らかとなった。

5-2. インプリケーション

定額料金の価格魅力度を向上させる施策として、本研究におけるインプリケーションは主に3点である。

1点目に、平均支出額を消費者に意識させるような施策が重要である。消費者ごとの平均支出額は、企業にとってアンコンローラブルな要素ではあるが、1回あたりの支出額を消費者に提示するなど、利用頻度による支出額を意識させることが効果的であると思われる。

2点目に、利用頻度の不確実性が高いサービスにおいて、定額料金制は効果的である。利用頻度がある程度定まるサービスよりも、利用頻度の幅を広くイメージしやすいサービスにおいて導入を検討すべきと考える。

3点目に、定額料金制と従量料金制のいずれかを選択させたい場合は、他方の料金額のコントロールが必要になる。定額料金制を消費者が積極的に選択してくれることが望ましいのであれば、従量料金のコントロールによって、定額料金制の選択を促すことが望ましい。

5-3. 本研究の限界と今後の課題

最後に本研究の課題について述べたい。

1点目に、本研究ではDVDレンタルサービスとスポーツクラブに実験対象を限定している。定額料金の高低判断時において、平均支出額を考慮に入れやすいカテゴリーと入れにくいカテゴリーがあるかもしれない。実験を他サービスに拡張した時、同様の結果が得られるのか検証が必要である。

2点目に、本研究では、利用可能回数の上限は定額料金の高低判断に影響を与えていなかった。先に述べたように、実験では利用可能回数の上限が想定する利用頻度を大きく上回る状況を想定している。このことが影響を与えていない背景となっているのか、他に理由があるのか検証が出来ていない。この点についてさらなる検証が必要である。

3点目に、本研究では、定額料金の高低判断が、従量料金の高低判断と具体的にどのように異なってくるのかについて検証が不十分であった。例えば、内的参照価格にも公正価格、留保価格などの種類があるが、定額料金と従量料金では使われる内的参照価格にどのような違いが生じるかなどの検証が今後必要である。

本研究は学術研究助成基金助成金（課題番号17K03995）の助成を受けた研究の一部である。

〈参考文献〉

- DellaVigna,S and U.Malmendier(2006),“Paying Not to Go to the Gym,”*The American Economic Review*,”96 (3), 694-719.
- Dickson,P.R and A.G.Sawyer (1990), “The Price Knowledge and Search of Supermarket Shoppers,”*Journal of Marketing*,54 (July), 42-53.
- Essegai,S.,Gupta,S and Z. J. Zhang(2002), “Pricing access services,”*Marketing Science*,21 (spring), 139-158.
- Gerpott,T (2009), “Biased choice of a mobile telephony tariff type:Exploring usage boundary perceptions as a cognitive cause in choosing between a use-based or a flat rate plan ,”*Telematics and Informatics*,26 (2), 167-179.
- Harnisch,S and S.Knaf (2014), “Exploring Tariff-choice Preferences in B 2 B Enterprise Software Acquisition Settings,”*Proceedings of the European Conference on Information Systems (ECIS)*, 1-16.
- Kalwani,M.U. and C.K.Yim (1992), “Consumer Price and Promotion Expectations: An Experimental Study,” *Journal of Marketing Research*,29 (1), 90-100.
- 兼子良久 (2020), 「消費者の料金制選択に対する影響要因に関する考察－日本国内の消費者を対象とした実証分析－」, 『日本言語文藝研究』,20,268-286.
- Krämer,J and L.Wiewiorra (2010), “Consumer Perception of Mobile Telephony Tariffs with Cost Caps,”*In Proceedings of 9 th Conference on Telecommunications, Internet and Media Techno Economics (CTTE)*, 1-8, Ghent, Belgium.
- Krämer,J and L.Wiewiorra (2012), “Beyond the Flat Rate Bias: The Flexibility Effect in Tariff Choice,”*Telecommunications Policy*,36 (1), 29-39.
- Lambrecht,A and B.Skiera (2006), “Paying Too Much and Being Happy About It: Existence,Causes, and Consequences of Tariff-Choice Biases.”*Journal of Marketing Research*, 43 (2), 212-23.
- Mazumdar,T and P.Papatia (1995), “Loyalty Differences in the Use of Internal and External Reference Prices,” *Marketing Letters*, 6 (March), 111-122.
- Mitomo,H.,T.Otsuka and K.Nakaba (2009), “A behavioral economic interpretation of the preference for Hat rates: the case of post-paid mobile phone services,”In:P.Curwen,J. Haucap,and B.Preissl,eds. *Telecommunication markets: drivers and impediments*. Heidelberg: Physica-Verlag, 59-73.
- Nunes,J (2000), “A Cognitive Model of People’s Usage Estimations,”*Journal of Marketing Research*,”37 (November), 397-409.
- Prelec,D and G.Loewenstein (1998), “The red and the black: mental accounting of savings and debt,”*Marketing Science*,17, 4-28.
- Schlereth,C.,T.Stepanchuk and B.Skiera (2010), “Optimization and Analysis of the Profitability of Tariff Structures with Two-

Part Tariffs,"*European Journal of Operational Research*, 206 (3), 691-701.

- Schmale, H.,T.Ehrmann and A. Dilger (2011), "Buying without Using Biases of German Bahncard Buyers,"*Applied Economics*,45 (7), 933-941.
- 白井美由里 (2005), 『消費者の価格判断のメカニズム：内的参照価格の役割』, 千倉書房.
- Sundararajan,A (2004), "Nonlinear Pricing of Information Goods,"*Management Science*,50 (12), 1660-1673.
- Train,K.E. (1991), *Optimal Regulation. The Economic Theory of Natural Monopoly*, MITPress, Cambridge, MA.
- Uhrich,F.,J.H.Schumann and F.von Wangenheim (2012) ,"The impact of consumption goal on flat-rate choice: Can "Hedonizing" a service increase customers' propensity to choose a flat rate? ,"*Journal of Service Research*,16 (2), 216-230.

Consumers' Price Perception of Flat-Rate Fees

KANEKO Yoshihisa

Prior studies regarding consumers' reaction to fee structures have mainly focused on how they choose between pay-per-use and flat-rate fee systems. This study examined how consumers determine whether a certain flat-rate fee is high or low, instead of how they choose between the two systems. An empirical analysis showed the greater the uncertainty about the frequency of use of a certain system, the lower the flat-rate fee appears to consumers; consumers may determine whether a certain flat-rate fee is high or low based on their assumed maximum usage. The results also showed that when consumers compared a flat-rate fee system and a pay-per-use system side by side, the way in which they determined whether the flat-rate fee was high or low was affected by the pay-per-use fee. Thus, consumers may perceive fees differently depending on whether only a flat-rate fee system is offered or whether both a flat-rate fee system and a pay-per-use system are offered.

EU 離脱をめぐる「移民」問題：論点整理と課題設定

源 島 穰

(山形大学人文社会科学部)

1. はじめに
2. 国民投票における主要争点の「移民」
3. 戦後の移民政策
 - 3-1. 戦後～メイジャー保守党政権の主要移民政策 (1945～1997年)
 - 3-2. ブレア労働党政権の主要移民政策 (1997～2007年)
4. イギリスの対 EU 関係 (政治レベル)
 - 4-1. 保守党の対 EU 関係
 - 4-2. 労働党の対 EU 関係
5. イギリスの対 EU 関係 (社会レベル)
 - 5-1. 親 EU 派の社会的アクター
 - 5-2. 反 EU 派の社会的アクター
 - 5-3. 「取り残された人々」の政治的代表性とイギリス独立党 (UKIP)
6. 先行研究の問題点と新たな課題設定

1. はじめに

イギリスで2016年6月23日に実施された、EU 残留・離脱を問う国民投票¹は、離脱支持が51.89% (17,410,742票)、残留支持が48.11% (16,141,241票)で、離脱支持が残留支持を上回った²。残留支持が上回るという大方の予想は裏切られ、世界中で驚きをもって受け止められたことは記憶に新しいだろう。

国民投票を実施し、EU 残留を訴えた保守党の D. キャメロン首相は、投票結果を受けて辞任した。翌7月に就任した T. メイ首相のもとでイギリス

は EU との離脱交渉を本格化させたが、離脱協定案をめぐる議会で紛糾する (近藤 2020: 170-173)。メイは離脱協定案をまとめることができず、辞任に至る。メイの後任として2019年7月に B. ジョンソンが首相に就任する。ジョンソンは相変わらず紛糾する議会を閉鎖したうえで EU と離脱交渉をすすめようとするなどして (The Guardian 2019)、2020年1月31日に EU 離脱を完了させた。

EU 離脱と同時期に新型コロナウイルス (COVID-19) がイギリスでも流行したため、現在のイギリスの中心的政治争点はコロナ対応である。しかし、それ以前の中心的政治争点は間違いなく EU 離脱であった。イギリスは政治・経済・社会のどのレベルにおいても EU と分かちがたく結びついており、その関係が切れることは大変なダメージを意味する。例えば、EU から加盟国へ配分される政策予算は多岐にわたる。地域振興政策では、財政的基盤の弱いイングランド以外の地域 (ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)

は、土地開発計画などで EU から多額の資金助成を受けている (児玉 2021: 192)。EU 離脱となれば、そうした地域にもたらす影響も多大となる。それゆえ、EU の離脱交渉は大きな困難を伴った。

EU 離脱によるダメージが大きいならば、離脱を選択するのは合理的でない。しかし実際には離脱が選択された。その理由に「移民」が挙げられる³。「移民」は国民投票における主要争点であり、

¹ EU 残留・離脱を問う国民投票は、Brexit (ブレイグジット、Britain+Exit の造語) と呼ばれるが、本稿では「国民投票」で統一する。

² BBC: http://www.bbc.com/news/politics/eu_referendum/results (最終確認日: 2021年7月19日)。

³ 「移民」とは、観光や旅行以外の目的によって入国し、入国先で一定期間居住する外国籍の者を意味する。本稿では、移民のなかでも受入国での就労を目的に入国する労働移民を対象としている。そのため、本稿において移民という用語は労働移民を指す。また、移民は紛争地域等からの庇護を求めに入国する難民とは別である。イギリスでは難民問題も重大であるが、本稿では扱わない。また、本稿では争点としての移民を「移民」と表現し、実態としての移民 (入国する外国籍の者や関連政策など) と区別する。

EU 離脱による移民の減少（という未来）が「合理的」と判断されたのである。

では、イギリスにおける移民は、戦後から現在にかけてどのような政策を通じて受け入れられ、国民に認識され、政治争点と化したのか。これらの観点から本稿は、国民投票の主要争点として浮上した「移民」について何が明らかにされてきたのか、先行研究の知見を整理・検討することで、T.ブレア政権における移民政策の変化が、今日的な「移民」の争点化を招いたことを示す。その上で本稿は、新たな分析課題を設定することを目的とする⁴。

2. 国民投票における主要争点の「移民」

本節では、国民投票において「移民」が主要争点だったことを確認する。

国民投票の出口調査の結果によれば、有権者が投票決定に際して最も重視した論点は、全体では「主権」（32%）が最も高く、「雇用・投資・経済」（23%）、「移民」（13%）と続いた。残留支持派では、「雇用・投資・経済」（40%）がトップだった。一方、過半数だった離脱支持派では、「主権」（45%）、「移民」（26%）が続いた（阪野 2016：54）。

この結果だけでは「移民」が最も重視されたわけではないように見える。しかし、離脱支持者は別の問題を最も重視したという結果もある。離脱票を投じた人々が最も重視したのは「移民」であり、イギリスへの移民に対する懸念を抱く人々の7割から8割程度が離脱に投票したとされる（The Independent 2017；Evans and Menon 2017：76）⁵。民間放送局のITV（Independent

⁴ 既に日本でも、国民投票に関する研究は蓄積されつつある。国民投票が実施されるに至った理由および国民投票の結果について詳細な分析を行った研究として、阪野（2016）、近藤（2020）を参照。

⁵ 離脱支持に投票した人の主な特徴を年齢、学歴、社会階級（イギリスで広く使用されてきた6分類のA・B・C 1・C 2・D・E）ごとに表すと次とおりである（Oliver 2018：79-80）。年齢では、18-24歳：27%、65歳以上：60%。学歴では大卒以上：32%、義務教育のみ：70%。社会階級ではAとBの合計43%、DとEの合計が64%。なお、A・Bは上位専門職・管理職、C 1は下位専門職・事務職、C 2は熟練労働者、D・Eは半熟練・未熟練労働者、非雇用者である。

Television）で国民投票日の夜に放映されたワードクラウド（word crowd）は、投票の動機となったものを自分の言葉で表現するよう求められたときに、人々が言及した争点の回数を表したものである。

図1 「投票を決める際に最も重視するものは何か？」を表すワードクラウド

Leave voters:



Remain voters:



出所：Evans and Menon 2017: 77。

図1のように、離脱支持者が最も重視したのは「移民」だった。なぜ、調査によって最も重視した問題が異なるのか。調査方法の違い以外の要因として、「移民」は他の争点と相互関連的な性格を帯びていたからだと考えられる。

後述するが、近年のイギリスにおける移民の多くは、EUのルールに基づき、イギリスでの就労を目的に入国した労働移民である（尾上 2018：50）。したがって近年のイギリスにおける「移民」は「EU」や「経済」と密接に関わっている。また、「移民」は出入国管理や入国後の福祉など、「主権」とも関連する（Vasilopoulou 2016：222；柄谷 2017：119）。EU離脱を支持するかしないかにかかわらず、「移民」はEU離脱をめぐる他の争点と相互関連的であると言えるだろう。逆に言えば、「EU」というカテゴリーは漠然としており、「EU」それ自体に対するイギリス国民の関心は低い

図2 国民投票における「移民」問題を焦点化したポスター



出所：Moore and Ramsay 2017: 80。

(Evans and Menon 2017: 16)。EU 残留・離脱を決める国民投票を前にした際、多くのイギリス国民にとっては、「EU」というよりも「EU」によってもたらされた何らかの争点に関心があり、それらの争点に「移民」が「経済」と並んで位置づけられるのである⁶。

国民投票における法定キャンペーンは、2016年4月15日から10週間にかけて行なわれた。この間、残留派と離脱派はそれぞれの主張を展開した（阪野 2016: 106）。党派性を明確にするイギリスのメディアでは、国民投票に際しても残留派と離脱派で明確に分かれた。例えば、フィナンシャルタイムズなどの高級紙は残留を支持し、紙面にてEU 離脱による経済的損失を主張した（Financial Times 2016b）。デイリーメールなどのタブロイド紙は離脱を支持し、特に東欧出身もしくはトルコなどEU 加盟希望国出身の「移民」問題を主張（というよりは扇動に近い）した（Moore and Ramsay 2017: 94）。タブロイド紙は、法定キャ

⁶ 同様の傾向はイギリス以外のヨーロッパ諸国にも窺える。2016年の調査によれば、デンマーク人の71%、ハンガリー人の67%、ドイツ人の57%が、移民問題が喫緊の政治的争点だと回答した。EU 加盟国のうち、重視する政治的争点の上位2つに移民がランクインしなかった国は1カ国しかなかった（European Commission 2016）。

ンペーン中に多くの「移民」問題についての記事を掲載した⁷。イギリスのタブロイド紙が往々にして正確性に欠いているとはいえ、それらの記事にはフェイクや醜聞も多かった⁸。

国民投票で離脱キャンペーンの先陣に立ったイギリス独立党（UK Independence Party, 以下UKIP と略記）も、タブロイド紙と同様の「移民」に焦点を当てたキャンペーンを展開した。例えば図2はUKIP が作成したポスターであるが、移民が大量に押し寄せたことで、経済や治安が「限界

⁷ デイリーメールは10週間の法定キャンペーン期間中、移民に関する617の記事を掲載した。そのうち416は国民投票に関連する記事だった。同様に、デイリーエクスプレスは740（国民投票の関連記事は568）、サンは428（同337）、デイリーテレグラフは239（同176）だった（Moore and Ramsay 2017: 72）。

⁸ 例えば、次のような見出しの記事が掲載された。いずれもフェイクである。

「私たちの街を自由に歩けるようにしよう。刑務所から釈放されたときに国外追放されるべきだった強姦犯や麻薬の売人を含む1,000人のヨーロッパの犯罪者」（Daily Mail 2016a）。

「ロンドンでは年間3万人以上のヨーロッパ人が逮捕されている。1日にして80人が逮捕されている。ブレグジットのキャンペーン参加者はEU 残留すると刑務所に大きな圧力がかかると述べる」（Daily Mail 2016b）。

「イギリスの一部地域での強姦と殺人容疑者の半分は外国人だ」（Express 2016）。

breaking point」に達していることを表している⁹。

このように、国民投票における法定キャンペーンでは、残留支持メディアが「経済」を焦点化した一方で、離脱支持メディアは「移民」を焦点化した。メディアと投票行動を直接結び付けるのは難しいが、離脱に投票した有権者に対して、離脱支持メディアによる「移民」を焦点化したキャンペーンがいくぶん影響を与えていたのは事実だろう。残留に投票した有権者にとっても、例えば「経済」をもっとも重視したとしても、相互関連的な性格を帯びた争点である「移民」を全く考慮せずに投票することはできなかったと考えられる。このように、国民投票において「移民」は主要争点であった。

3. 戦後の移民政策

では、国民投票における主要争点として浮上した「移民」について、イギリスの歴代政府はどのような政策を実施してきたのだろうか。行論上、本節は戦後～J. メイジャー保守党政権（1945～1997年）とブレア労働党政権（1997～2007年）に区分した上で、主要な移民政策を説明する。

3-1. 戦後～メイジャー保守党政権の主要移民政策（1945～1997年）

移民政策は、大きく出入国管理政策と社会統合政策に分けられる（日野原 2019：3）。イギリスの場合、出入国管理政策については時代が下るとともに厳格化する一方で、社会統合政策については長い間大きな変化が見られなかった。

まずは出入国管理政策から説明する。戦後イギリスの出入国管理政策を定めたのは、1948年国籍法である（日野原 2019：48）。1948年国籍法では、イギリス本国および戦前に独立したコモンウェルス諸国、戦後に独立した旧植民地の新コモンウェ

ルス諸国の者に対して、イギリス本国への自由な出入国を認めるコモンウェルス市民権を付与した（Spencer 1997：53）。1948年国籍法によって、イギリス本国出身者でなくともコモンウェルスを構成する国の出身者は容易に本国に移住できた。戦後復興にともなう労働力不足という事情も重なり、戦後から1960年代にかけて、イースト・エンドと呼ばれるロンドン東部をはじめ、イギリスの都市部にはインドやパキスタン、ジャマイカなど多くの新コモンウェルス出身の有色人種が移住するようになった（Dench, Gavron, Young 2006）。

増加する新コモンウェルス出身の移民に対して、白人の反移民感情が高まった。当時の反移民感情を表す代表的な出来事が、1968年4月に行われた保守党議員 I. パウエルによる「血の河」（Rivers of Blood）演説である¹⁰。以後、保守党内の反移民論はパウエリズムと総称されるようになる。

新コモンウェルス出身の移民の増加および反移民感情の高まりを受けて、イギリス本国への移住に規制をかける1971年移民法が制定された。同法制定後、有色人種である新コモンウェルス出身者の大半は定住資格を剥奪され、外国人（alien）と同格とされた（日野原 2019：51）¹¹。1980年代に入ると、さらに移民の規制が強まる。M. サッチャー政権期に制定された1981年国籍法によって、市民権は「イギリス市民」「イギリス属領市民」「イギリス海外市民」という新たなカテゴリーに分けられた。その結果、入国や居住、参政権といった完全な市民権を認められたのは「イギリス市民」のみとなった（樽本 2012：89；日野原 2019：52）¹²。以降、イギリスに入国する移民が多様化

¹⁰ 演説にてパウエルは、移民大国となったアメリカを念頭に置きつつ、古代ローマの叙事詩を引用し「大量の血でティベル川が泡立ったように」コモンウェルス諸国から入国する移民たちによってイギリスが悲惨で解決しがたい状況に陥ると主張した（樽本 2012：85）。

⁹ このポスターのモチーフとなったのは、1979年総選挙で保守党が作成した労働党批判のポスターである。「労働党は働いていない」（Labour isn't working）と銘打たれたそのポスターは、当時の不況を踏まえ、失業者が失業手当を申請するために、福祉事務所へ大量に押し寄せる内容であった。

¹¹ 1971年移民法は、イギリス本国と何らかの血縁関係を有していることを表すパトリアルという概念を盛り込むことで、白人のコモンウェルス市民（パトリアル）と有色人種のコモンウェルス市民（ノン・パトリアル）の差別化を図った（Meyers 2004：69）。

¹² 1971年移民法でパトリアルに分類された者は「イギリス市民」に該当する（日野原 2019：52）。

するなかでも、市民権付与の条件は1981年国籍法が踏襲された。

次に、社会統合政策を説明する。イギリスの社会統合政策は、「『弱い』多文化主義」と特徴づけられている。「『弱い』多文化主義」とは、有色人種と白人相互の関係を律することで社会統合が実現するという考えを前提に、それぞれの民族集団の文化を尊重する（多文化主義）。ただし、民族集団の集合的権利の積極的な公認には至らない（この意味で「弱い」）。こうした「『弱い』多文化主義」に基づき、公的領域ではイギリス文化に準じた文化的同質性を要求するものの、私的領域では文化的多様性を認めるという社会規範が醸成された（Grillo 2010：52；樽本 2017：27）。例えば公教育では英語のみを教えるが、自治体単位では多民族共生事業を積極的に行うなどである¹³。こうした社会統合政策はブレア政権以降も基本的に継続している¹⁴。

3-2. ブレア労働党政権の主要移民政策（1997～2007年）

3-2-1 EU 域内外の移民政策

ブレア政権の移民政策は、大きく EU 域外移民と EU 域内移民を対象とする政策に分けることができる。

EU 域外移民に関しては、2002年に高度技能移民プログラム(Highly Skilled Migrant Programme)を導入し、医師や看護師、金融専門家など高度技能移民を積極的に受け入れるようになった。2008年には移民を技能や所得水準などに応じたポイントによって一元管理するポイント制(Point-Based System)が導入され、高度技能移民プログラムは廃止された（日野原 2019：71）。高度技能移民プログラムないしポイント制の対象はコモンウェ

ルス出身である（日野原 2019：113）。現在のポイント制は、低技能移民の受入れを制限する方向で運用されている（柄谷 2017：123-124）。

EU 域内移民に関しては、2004年5月に EU に A 8（Accession 8）と呼ばれる東欧8ヶ国¹⁵が新規加盟したのを契機に、東欧出身移民を大量に受入れるようになった。A 8 諸国は EU の掲げる「人の自由な移動」原則により、加盟国間で自由に働き、定住可能になった（Goodwin and Milazzo 2015：28）。イギリスの場合、人の自由な移動原則を実現するためのシェンゲン協定に署名していないが、EU の要求する就労のための自由な移動の権利を受け入れているため、EU 加盟国出身者は自由にイギリスに入国できる。

移民受入制度も、前述のように、EU 域外移民（新コモンウェルス出身者）に対しては1981年国籍法によって移民規制を強めていたが、EU 域内移民は対象外とされた（柄谷 2018：202）。したがって EU 域外移民を対象とする高度技能移民プログラムないし後継のポイント制も対象外であった（柄谷 2017：120）。イギリスは EU 域内移民の受入れを原則的に制限できず、「イギリスに利益をもたらすかどうかに関係なく受け入れられる」（柄谷 2017：201）。イギリスは従来、歴史的つながりの強い EU 域外（新コモンウェルス）を中心に移民を受け入れてきた。2004年以前も EU 域内から移民を受け入れてはいたが（Boswell 2003：37）、ブレア政権期になってから大幅に受け入れるようになった。EU 域内移民の大幅受入れは、従来のイギリスの移民政策からすれば異質だったと言える。

ブレア政権は A 8 出身者対象の移民受入制度として労働者登録計画（Worker Registration Scheme, 以下 WRS と略記）を導入した（淀川・天瀬 2006：119；Somerville 2007：135-136）¹⁶。

¹³ 詳しくは北山（2014）を参照。

¹⁴ ただし、ブレア政権以降は、ブリティッシュ・アイデンティティに基づく国籍付与制度を確立した。2004年に成員資格獲得儀式的開催とその式での宣誓および誓約、2005年に成員資格獲得のための試験が導入された（柄谷 2017：131-132）。公的領域における文化的同質性の要求を強めていると言えるだろう。

¹⁵ 2004年に EU に新規加盟した国は全部でキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアの10ヶ国である。EU 加盟時には既に加盟国間での自由な移動が認められていた、キプロスとマルタを除く8ヶ国が A 8 に該当する（熊迫 2015：33）。

¹⁶ 労働者登録計画は2011年に廃止された。廃止後は、A

A 8 出身者はイギリスに入国後、職業紹介所のジョブセンター・プラスで仕事を探し、仕事が見つかった際に WRS に登録する。WRS に登録した者は、12ヶ月以上連続して合法的に就労すると WRS の登録が不要になる。また、WRS 登録時に国民保険番号も申請することで、12ヶ月以上経過後に失業した場合は失業給付を受けることもできる（淀川・天瀬 2006：146；Somerville 2007：135-136；熊迫 2015：37-38）。WRS はポイント制と異なり、就労目的の入国が容易であり、失業時の給付も確保された「寛容」な移民受入制度だった。また、WRS を導入することで不法移民の合法化も図ろうとした（中田 2008：62）。そのため、WRS 申請者はブレア政権が当初見積もっていた年間あたり1.3万人を大幅に上回り、初年次に13万人を超える申請者数を記録した（承認は12.5万人）。WRS の承認数は2006年までの3年間で累計54万人を記録した（淀川・天瀬 2006：132；内閣府経済社会総合研究所 2007：37）。

3-2-2 2004年以降の EU 域内移民の増加

ブレア政権になってから、「寛容」な移民受入制度である WRS を足がかりに、A 8 出身者を中心とする EU 域内移民が大幅に増加した。国民投票の行われた2016年までに、純移民数が平均20万人を超えるようになった（Rutter 2015：18）。

図3はイギリスにおける年度ごとの純移民数を表している。後述するように、イギリスは新コモンウェルス出身者を中心に EU 域外から移民を受け入れてきた。そのため2004年以降もしばらくは EU 域外移民が EU 域内移民よりも多かった。しかし、EU 域内移民は2004年以降大幅に増加し、2013年から2016年にかけては EU 域内移民が EU 域外移民を上回った。そして図4が表すように、2015年にはポーランド出身の移民が最も多く、100万人に近づいていた。従来とは異なり、EU 域内から大幅に移民を受け入れたことは、実数だ

けでは表されないインパクトをイギリス社会に与えたと考えられる。

EU 域内移民の就く主な職種は、食品製造、ホテル、物流など未熟練労働の職種が多い（淀川・天瀬 2006：147；Clarke and Gregg 2018：55-56）。EU 域内移民にとって、イギリスで就く仕事は低賃金とはいえ、出身国よりは相対的に高賃金であり失業率も低いため、イギリスの労働市場は「魅力」であった（尾上 2018：139）。

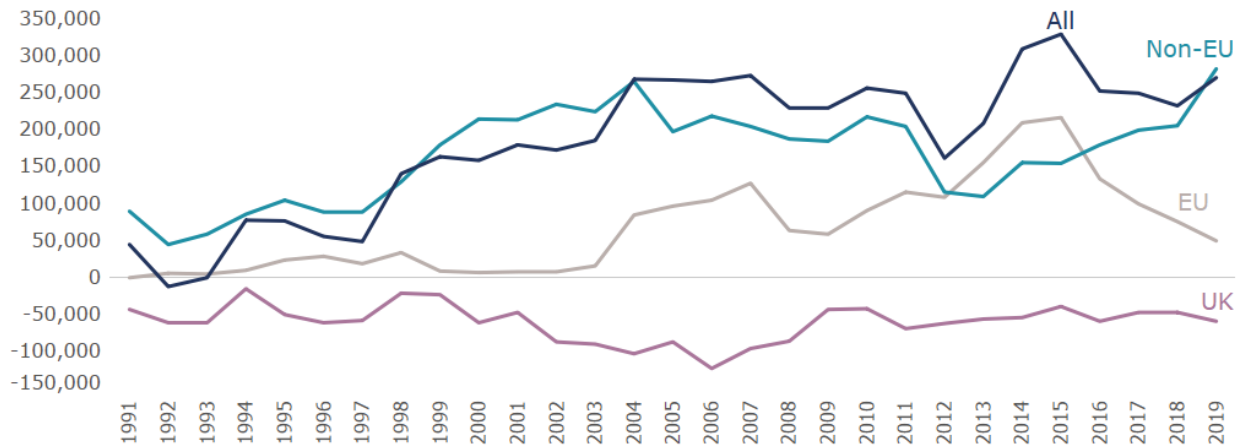
このように、2004年の EU 東方拡大を契機に、イギリスでは EU 域内移民が大幅に増加した。イギリスをはじめ EU 加盟国内の先進国は、新規加盟国よりも「稼げる」という意味で良好な労働市場であり、加盟後に EU 域内移民が大量に押し寄せてくるのは想像に難くなかったはずである。それゆえ、ドイツやフランスは EU 域内移民の受入れを7年間制限した（柄谷 2010：34；デイ・力久 2021：71）。一方でイギリスでは、ブレア政権が A 8 の新規加盟前の2002年12月には、無制限に EU 域内移民を受入れるのを発表していた（Somerville 2007：135-136）¹⁷。EU 域外移民に関しては時期を迫るごとにポイント制の運用を厳格化して低技能の移民の受入制限を強めた一方で、EU 域内移民に関しては無制限に受入れたのである（淀川・天瀬 2006：115；Featherstone 2009：842-843）。増加し続ける EU 域内移民に対して、イギリスを取り巻く重要争点に「移民」を挙げる人が増加した（Ford and Goodwin 2014b：131）。2節で述べたように、国民投票における主要争点だった「移民」の起点は、ブレア政権期の2004年に始まる EU 域内移民の無制限受入れにあったと見てよい。

先行研究では、ブレア政権が EU 域内移民を無制限に受入れた理由に労働力不足（内閣府経済社会総合研究所2007：17；淀川・天瀬 2006：115；熊迫 2015：36）や高齢化の進行（Somerville 2007：90-91）を挙げる。しかし、そうした社会

8 出身者は他の EU 加盟国出身者と同等の扱いを受けることになった。各種給付の受給も同様である。

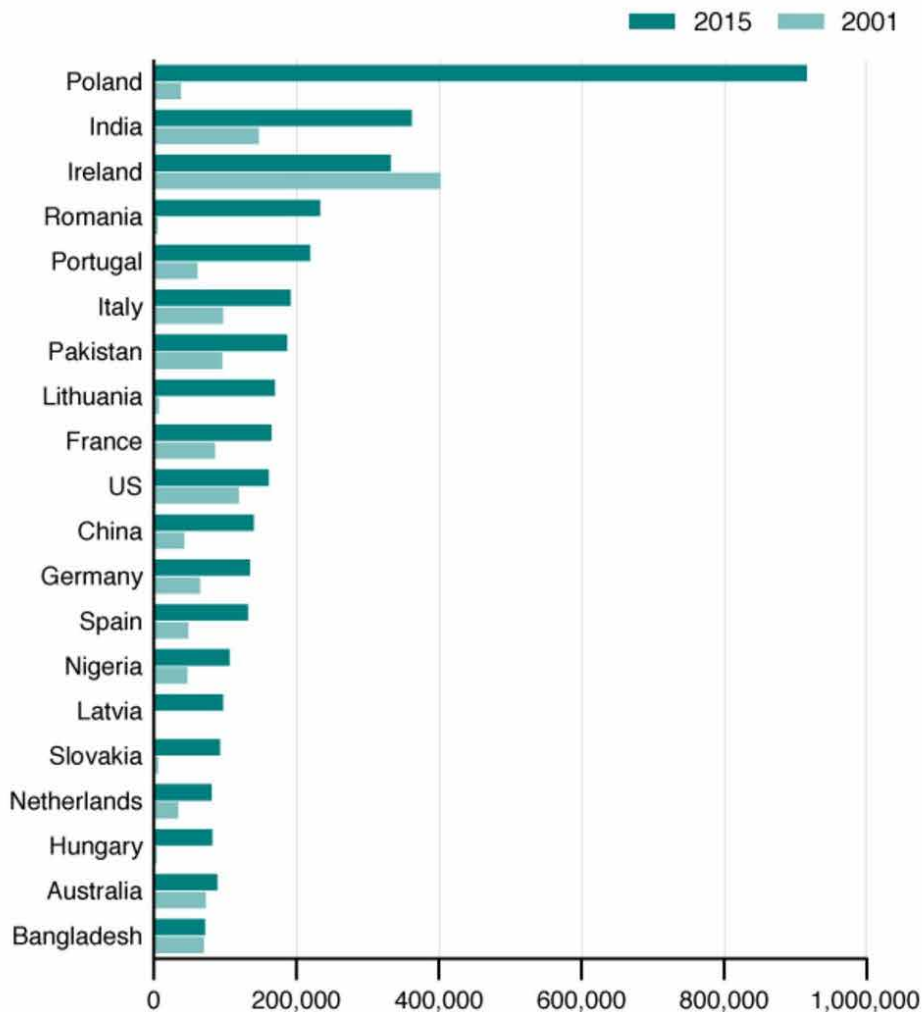
¹⁷ スウェーデン、アイルランドも同様の決定を行った（土谷 2018：87）。

図3 イギリスにおける年度ごとの純移民数（1991-2019年）



出所：The Migration Observatory, Net migration to the UK
 (https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/long-term-international-migration-flows-to-and-from-the-uk/).
 2021年7月19日最終確認。図中のUKは英国籍者の純移住を表す。

図4 国籍別在英移民の累計人口



出所：BBC, Reality Check: Migration to the UK
 (https://www.bbc.com/news/election-2017-40015269). 2021年7月19日最終確認。

経済的要因だけでは、イギリスが無制限に受入れた理由を説明できない。なぜなら、同様の社会経済的要因を抱える他の EU 加盟国内の先進国（ドイツやフランス）は受入れを制限したからである。すなわち、移民の送り出し国である東欧諸国の労働者の人件費が安く、送り出し国と受入れ国の需給関係がマッチしていたとしても、実際に移民を受け入れるかどうかは、政治的要因が決定的となるのである。それにもかかわらず先行研究は、政治的要因を十分に着目して移民政策を分析してこなかった。そのため、EU 域外移民はポイント制を通じて受入れに制限をかける一方で、EU 域内移民のみ無制限に受入れる理由も説明できない。後述するように、移民政策には経路依存が働くことや（日野原 2019）、政治レベル・社会レベル双方の反 EU 派の存在を踏まえれば、EU からではなく新コモンウェルスから低技能移民も受け入れた方が、政治的対立も抑えられたはずである。先行研究は、政治的要因を十分に捉えなかったために、政治的対立の大きかったであろう EU 域内移民がなぜ無制限に受入れられたのか、明らかにしていないのである。

このように、「移民」が争点として浮上した前提に、ブレア政権期の移民政策の変化があった。その移民政策の変化には、EU との関係が大きな影響を及ぼしていた。では、イギリスは EU（1993 年までは EC）に対して、どのようなスタンスであったのか。次節以降では、移民政策における政治的要因に注意を払い、その政策変化に大きな影響を与えたと考えられる、政治レベルと社会レベル双方における主要アクターの対 EU 関係を検討する。

4. イギリスの対 EU 関係（政治レベル）

元々、イギリスは保守党・労働党の違いを問わず、EU にとって「やっかいなパートナー awkward partner」とされてきた（George 1998）。EU の前身 EC への加盟も他の加盟国内の先進国より遅く（1973 年加盟）、離脱に至るまで、EU

の統一通貨ユーロではなくポンドを使いつづけたように、国家主権を脅かすような EU の政策には抵抗してきたからである（Copsey and Haughton 2014：85；伊藤 2018：65）。この意味で国民投票の争点であった「移民」や「主権」は、実際には過去何十年もイギリスで論争を巻き起こしてきた（Evans and Menon 2017：2）。

イギリスが「やっかいなパートナー」である理由は、EU の出発点が二度の大戦を踏まえた民主的で平和な欧州統合、という点に求められる。イギリスは、戦間期に民主体制の崩壊やドイツに占領された経験を持たなかった。EU 参加への必然性を見出せない以上、積極的／消極的参加はいずれも選択肢として存在可能なため、親 EU 派と反 EU 派に対立するのである（佐藤 2020b：252）。それゆえ、保守党も労働党も党内に親 EU 派と反 EU 派を抱える。時期によって両派のいずれかが主流になることはあるが、それは流動的であり、党内分裂の火種にもなりかねない。こうした事情により、両党は対 EU 関係について一貫したスタンスを示すのが難しい（Buller 2009：566；McLaren 2012：170-171）。この前提を踏まえたうえで、以下では保守党、労働党それぞれの対 EU 関係を確認したい。

4-1. 保守党の対 EU 関係

前述のように、保守党は、従来から党内に親 EU 派と反 EU 派を抱え、ときに激しく対立してきた。親 EU 派の代表的な政治家として、首相経験者では E. ヒースが挙げられる¹⁸。ヒースは 1961 年第 1 次 EEC 加盟申請の交渉で首席全権を務めるなどした（三澤 2016b：411）。同じく首相経験者のメイジャー¹⁹も親 EU 派の姿勢を示すことが多かった。メイジャーは特に EU の東方拡大にも積極的な支持を表明した（東野 2000：221-222）。メイジャー政権期には親 EU 派の政治家が主要ポストに就くことが多く、保守党内で一定の

¹⁸ 首相在任期間は 1970 年 6 月 19 日から 1974 年 3 月 4 日。

¹⁹ 首相在任期間は 1990 年 11 月 28 日から 1997 年 5 月 2 日。

影響力を及ぼしていた。例えば副首相を務めた M. ハーゼルタイン、蔵相を務めた K. クラークなどである。しかし、政権交代後は、ブレア政権が親 EU 路線を採ったこともあり（後述）、2001年に党首に就任した I. D. スミス以降、反 EU 派が党首に就いている。現在は反 EU 派が党内で主流になっている（細谷 2011：153-154；近藤 2019：20）。

EU と「移民」の関係は、保守党内で激しい対立を生じさせてきた。例えば、移民に関する共通政策を掲げた1992年のマーストリヒト条約の批准に際して「反 EU 派による絶え間ないゲリラ戦」（Evans and Menon 2017：4）が繰り返された。この時期はメイジャー政権期だったことから、メイジャーをトップに執行部レベルでは親 EU 派が多くともその影響力は一定程度にとどまっていたのである。

国民投票をめぐるのは、過去のマーストリヒト条約批准の際の対立が再来したと言える。331人の保守党の庶民院議員の約半分が EU 離脱を支持した（尾上 2018：116）。反 EU 派の保守党議員はメディアにて移民の「脅威」を唱えた²⁰。キャメロンも本来は反 EU 派とされる（尾上 2018：49）。それにもかかわらず、キャメロンは離脱を自ら「決断」することなく国民に「投げた」。「決断」できなかった理由として、離脱には大きな困難がともなうことが想定されたためである。

国民投票を経ることなく離脱が困難だった理由は、イギリスと EU の結びつきが強いためであるが、それとは別に、財界の存在が挙げられる（尾上 2018：52）。5節でも詳述するが、キャメロンは離脱がイギリスの経済面で不利になることを理解していた。それゆえ、キャメロンは国民投票の法定キャンペーン中、イギリスが離脱に至れば雇用や投資、金融サービスにおいて損失を被ると唱

え、有権者に対してプラグマティックな観点から残留を訴えた（Financial Times 2016a）。そうしたキャメロンの姿勢を財界も支持した（尾上 2018：104）。キャメロンは、残留を支持する財界の存在を無視できなかったのである。

4-2. 労働党の対 EU 関係

労働党も保守党と同様、党内に親 EU 派と反 EU 派を抱え、対立してきた。戦後まもなくの1950年代は、労働党内にもコモンウェルスとの関係を重視し、ヨーロッパ統合には距離を置く立場が根強かった。この点において労働党と保守党の大きな違いはなく、消極的な「コンセンサス政治」を見出せた（三澤 2016a：63）。

労働党内では、概して右派が親 EU 派、左派が反 EU 派だった。党内右派は、戦後におけるコモンウェルスとの関係の相対的希薄化など現実面から、ヨーロッパ大陸国との共通市場参加による経済発展を支持する（成廣 2010：118）という、ヒースら保守党内の親 EU 派に近い立場を取った。党内左派は、国際資本主義の影響を減らす観点から反 EU の立場を取った。そうすることで、党内左派は経済主権を取り戻せると考えた（Cliff and Gluckstein 1988：316）²¹。したがって輸入規制など個別政策も賛成した（Thorpe 1997：183）。こうした党内対立により、1961年の第一次 EEC 加盟申請に関する国会の審議でも労働党は棄権した（小川 2010：76）。H. ウィルソン労働党政権期の1975年に、EC 残留の是非を問う国民投票が行われたが（結果は残留支持多数）、国民投票実施の理由は国民の意思を確かめることよりも、労働党内の対立化の深刻化を防ぐことだった（デイ・力久 2021：26）。マーストリヒト条約批准をめぐるでも、保守党と同様に党首（当時は N. キノック）の進退を左右する状況をもたらした（力久 2003：87）。このように、労働党も保守党と同様、党内

²⁰ 例えば、M. ゴープは移民が NHS の危機の原因であると述べ、ダンカン・スミスと R. フォックスは移民が住宅不足を引き起こしていると述べた。P. モーダントは、トルコや他の東ヨーロッパ諸国が EU に加盟すると、何千人もの犯罪者が英国にやってくると主張した（Moore and Ramsay 2017：67）。

²¹ 党内左派の影響力が強まった1983年総選挙でのマニフェストでは、EC 離脱を公約に掲げた（Labour Party 1983）。

に親 EU 派と反 EU 派を抱え、時期によっていずれかが主流となっていたのである（Buller 2008：137）。

ブレアが労働党の党首に就任した1990年代半ば頃には、前述のようにイギリスでは経済成長の持続と熟練労働、未熟練労働を問わず労働力不足が顕著になっていた（内閣府経済社会総合研究所 2007：17；淀川・天瀬 2006：115；熊迫 2015：36）。そこでブレア政権は親 EU 路線を打ち出し、移民の受入れが経済成長に必要として、移民受入れ拡大を表明した（Buller 2008：143；Daddow 2011:91）。この頃、労働党系のシンクタンク「公共政策調査研究所 Institute for Public Policy Research」も移民受入れを推進していた（Corry 1996）²²。移民政策に熟知したシニア官僚の影響力も大きいとされている（陶山 2014：78）。

とはいえ、ブレア政権は当初、積極的に移民受入れ拡大を打ち出していなかった。政権交代を実現した1997年総選挙でのマニフェストでは、「移民」に関する記述はわずかであった（Spencer 2007：341）。2001年総選挙でのマニフェストでも1997年のマニフェストとさほど変わらず、「移民」に関する記述は少し増えたに過ぎなかった。特に労働移民に関しては、労働力不足に関連づけて言及されただけだった（Labour Party 2001：34；Somerville 2007：128；Somerville 2013：262）。

「移民」に関する具体的な政策が実施されたのは、2001年のブレア政権二期目がスタートしてからである（Somerville 2007：3-4）。ブレア政権の移民政策は、移民を所管する内務相を務めていた D. ブランケットが中心的に関与したとされる（Spencer 2007：350-351）。2002年に発表された白書『安全な国境、安全な避難場所 Secure Borders, Safe Haven』では、「EU 市民が英国で欠員を受け入れることを妨げる可能性のある障壁を減らす取り組みに着手している…我々と彼ら

（欧州委員会）は完全に協力している²³」（Home Office 2002：37）という文言からうかがえるように、親 EU 派の姿勢からさらに踏み込んで、具体的な移民政策の着手および EU との協調姿勢が示された²⁴。欧州議会が2004年10月に「EU 拡大に関する決議」を採択した際も、ブレアは積極的に支持し、早期の東方拡大の実現を訴えた（東野 2004：103）。EU の国内政策への影響力は強い（Richardson 2018：120-121）²⁵。しかも、あるいはそれゆえに、新 EU 派と反 EU 派が対立してきた。それにもかかわらず、ブレアはかなり積極的に親 EU 派をアピールし、EU 域内移民の受入れ拡大の契機となる2004年の EU 東方拡大も強く支持したのである。

一方で、2002年から2003年当時のブレア個人の最大の関心はイラク戦争だった、ともされる（細谷 2011：152）。イギリスは他の EU 加盟国と異なり、アメリカに協調してイラク戦争を支持した。この行動から、イギリスが EU から距離を置いたに等しいという評価もある（山田 2011：141）。2005年からは、同年に発生したロンドン同時爆破事件を契機に、ブレアの移民政策に関する主な関心はイスラム教徒や少数民族に移ったとされる（Spencer 2007：357）。本来は、移民政策と安全保障政策を同列に語れないだろう。ブレア政権がそれらを結びつけて移民に対する警戒を強めたとしても、実際に EU 域内移民の受入れに制限をかけることはなかった。ブレア個人の本当の関心にかかわらず、政権としては、少なくとも「移民」に関しては親 EU 派の方針を取りつづけ、EU 域

²³ 括弧内は筆者。

²⁴ EU 域内移民に関わらず、ブレア政権は移民全体や少数民族の社会的権利を強化する観点から政策を実施した。例えば社会保障分野では、国家基礎年金の拠出要件の変更や、民間年金制度へのほとんどの被用者の自動加入を実現した（Sainsbury 2012: 172）。このような労働党政権の姿勢は、移民や社会的マイノリティの権利活動家に称賛された（Sainsbury 2012: 169）。

²⁵ EU の共通市場に関連する政策は、EU の掲げる労働力の自由移動の原則に基づき、主な政策決定の大半を加盟国ではなく EU で行う（佐藤 2020a：132）。特に移民政策は欧州人権裁判所の法的インプットを強く受ける（Somerville 2007: 106）。

²² 公共政策調査研究所は、ブレア政権の政策立案に大きな影響を与えていたシンクタンクである（Leys 1997：22-23）。

内移民の受入れを拡大したのである。

すなわち、移民政策が大きく変化しはじめたのは、政権第二期（2001～2005年）で間違いない。ブレア政権の間に移民の求人者数はイギリス出身者よりも着実に増えた。イギリス出身者の求人が38.5万件増えたのに対して、移民の求人は172万件に及んだ。1997年以降、イギリスで創出された雇用の5分の4が、移民を対象としたものだったことになる（Jones 2012：238-239=2017：295）。この事実も、EU 域内移民の受入れによって移民がイギリスの労働市場に定着したのを表しているだろう²⁶。

以上をまとめると、労働党の従来対 EU 関係は、新 EU 派と反 EU 派の党内対立が深刻であり、対立の理由も保守党と同様だった。そのため、党全体として一貫した見解を示すのは困難だった。ところが、ブレアが党首に就任してから労働党は親 EU の姿勢を明確にし、その具体的政策も実現した。親 EU 路線を明確にした理由として、先行研究は経済成長の持続と労働力不足を挙げる（Somerville 2007：92-93；Ainsley 2018：120）。ただし、これらの理由は、やはり社会経済的要因であり、政治的要因を捉えていない。

対 EU 関係をめぐっては党内対立が大きいため、反 EU 派の存在は看過できない。親 EU 派が主流であったブレア政権期においても、法案審議における造反的行動など、党内の反 EU 派議員の行動が記録されている（Cowley and Stuart 2008：112-113）。たしかに、党改革により執行部の権限は増大し、意思決定システムはトップ・ダウン的なものへ変化した（Cole and Deighan 2012：69）。とはいえブレア労働党は、主要産業の国有化を掲げた党綱領第4条の改正（Reid and Henry 2005：

37-39；Rentoul 1995：417）や、失業手当の受給時に職業訓練の受講を義務づけた「就労から福祉」政策（Reenen 2004）などのように、政権交代前から移民政策に対しても力を入れていたわけではない。マニフェストから分かるように、ブレアが当初から移民政策に力を入れていた様子は窺えないからである。政権二期目に入ってから移民政策をトップ・ダウンで決定していったとしても、それがいかなる過程で行われたかも明らかになっていない。

このように、ブレア政権はドイツやフランスと異なり、EU 域内移民を無制限に受入れた。この時期の「移民」問題に対して、主要政党は沈黙していたという指摘もある（Somerville 2007：127）。前述のように、表向きのブレア自身の関心、イギリス世論、果ては世界中でも9.11以降はイラク戦争ないしイスラム圏が国際関係をめぐる主たる関心であった。そのウラでEU 域内移民の受入れは、いかに決定されたのだろうか。労働党内の親 EU 派／反 EU 派の流動的な主導権争いを踏まえれば、政治アクターへの注目のみでは、いかにしてEU 域内移民の受入れが拡大されたのかを十分には説明できない。そこで、社会レベルにおける対 EU 関係も検討しなければならない。

5. イギリスの対 EU 関係（社会レベル）

4節で見たように、政治レベルでは労働党と保守党の違いを問わず、両党内で親 EU 派と反 EU 派が対立してきた。社会レベルではどの社会的アクターが親 EU 派と反 EU 派に分かれるのだろうか。

5-1. 親 EU 派の社会的アクター

従来から、親 EU 派が求めていたのは、加盟にともなう得られる共通市場からの経済的利益だった。特に第二次 EEC 加盟申請の時点では、共通市場の構成国とイギリスの経済指標の差は開いていた。国際収支も悪化していた（三澤 2016b：415）。こうした国際経済的観点を意識し、それら

²⁶ かつてロンドン市長を務めた労働党出身の K. リビングストンは、ブレア政権の EU 域内移民の受入れを「大失策」と批判したうえで、移民増加に伴う雇用や社会の混乱を次のように語った。「ロンドンには昔から移民を受け入れてきたので、さほど影響はなかったが、そういう経験のないほかの町や村にも、東欧から大勢の移民が流入した。彼らはまじめに働いて仕事を得る。賃金も下がり、大打撃だった」（Jones 2012：241-242=2017：298-299）。

が直接的に利益としてかかわるのは労働者層よりもビジネス層（管理職、金融業従事者など）である。したがってビジネス層は親 EU 派の立場を取る場合が多い。

国民投票の際にも、ビジネス層は EU 離脱にともなう経済的影響を危惧していた（Richardson 2018：122）。ビジネス層のなかでも（特にロンドン・シティを中心とする）金融セクターは、EU 離脱によってロンドンでの経営規模が縮小するのを警戒していた。金融セクターはイギリスの GDP のかなりの割合を占める（尾上 2018：129）。サッチャー政権以降、イギリスの基幹産業と化した金融セクターがロンドンから撤退すれば、シンガポール、香港などアジア圏をも含む他の金融都市との競争に敗れ、ひいてはイギリス全体の経済力低下につながる（尾上 2018：129-130）。そのため、国民投票において EU 残留キャンペーンに協力する金融機関も存在した。例えばゴールドマンサックスは、残留キャンペーンに50万ポンドほど資金協力した。他にも、金融機関ではないが、シェルやヴォーダフォンなど、FTSE100²⁷のうちの半分が残留を支持したとされる（尾上 2018：97-98）。管理職は農業を含む経営者が中心である（Somerville 2007：138）。農業経営者は EU の共通政策に基づく補助金を得ていたため親 EU 派の立場を取ることが多い（山田 2017：219）²⁸。このように、親 EU 派はビジネス層、専門職を中心に多い。ビジネス層は経済的利益を求めて親 EU 派の立場を取ることが多いため、移民との関連で言えば安い人件費、労働力として移民受入れを求めるのは想像しやすいだろう。ビジネス層以外でも、専門職（多くは大卒）は親 EU 派が多い。専門職は、経済的利益の観点から移民受入れを求めることは少ないかもしれないが、多文化主義的価値か

ら移民に寛容とされる（Ainsley 2019：473）²⁹。

EU 域内移民の受入れ拡大に際しては、ビジネス層またはその利益団体による政治的影響が確認されている。例えば、保険会社、大手の石油・石油会社（BP やシェルなど）、会計事務所、金融会社、航空会社、大手スーパーマーケット企業、人材紹介会社、ホテル・ケータリング業界、英国ホスピタリティ協会、労働供給者協会、農業経営者団体の全国農民組合が移民受入れ拡大を求めてロビー活動を行ったとされる（Somerville 2007：108）³⁰。国民投票の際にもこれらビジネス層の利益団体は残留を支持した（Clarke, Goodwin, Whiteley 2017：36-37）。また、イギリスの労働組合のナショナルセンターである「労働組合会議 Trade Union Congress」も1980年代末より親 EU 派の姿勢を強めていた。労働者の権利を定めていたマーストリヒト条約においては、労働組合会議は同条約の批准を積極的に支持した（Wall 2008：161）。

こうした EU 域内移民の受入れ拡大を要求する、労使の多様な利益団体がブレア政権期の移民政策に影響を与えていた（Somerville 2007：107）。より具体的には、国会内の諮問機関である「不法就労対策舵取りグループ Illegal Working Steering Group」（以下、IWSG と略記）が、移民政策の立案において重要な役割を担っていたとされる。IWSG は、専門家、エージェンシー、省庁、シンクタンク、利益団体などで構成される、政策立案の「エンジンルーム」の位置を占めていた（Somerville 2007：117）。IWSG は上記のような業界を代表す

²⁹ 当然ながら、職種から見ても親 EU 派とみなされても、実際には反 EU 派の人々も存在する。現地で国民投票について聞き取り調査を行った梅川（2018）によれば、ある大学職員の女性は、国民投票で離脱を投じたが、そのことを「懸命に隠した」（梅川 2018：108）という。このエピソードより、親 EU 派の多い職種にとって EU 残留や移民への寛容な姿勢は「常識」とされていたことが窺える。

³⁰ 高度技能移民受入れの際にも、イギリスの経営者団体であるイギリス産業連盟、中小企業連盟、経営者協会が受入れ拡大を要求していた。また、本文中でも述べたように、労働組合会議も前向きな姿勢を示していた（Spencer 2011：97；Somerville 2007：108；Somerville 2013：262）。EU 域内移民の受入れ拡大をめぐる、労使団体は協調関係を築いていたことが示唆される。

²⁷ FTSE100とは、ロンドン証券取引所に上場している時価総額の大きい100社を意味する。

²⁸ ただし、農村部の一般住民には反 EU 派が多く、国民投票でも農村部はイングランド南部を中心に離脱支持が残留支持を上回った（若松 2018：60）。

る団体のほか、関連する専門知識を持つメンバーで構成されていた。IWSG は不法就労の規定について助言を行ったが、その他にも議題は多岐にわたっていた。移民政策に関与した IWSG 以外の政府機関は、入国管理政策を所管する内務省の他、財務省、雇用年金者、貿易産業省、教育・技能省、保健省が挙げられる。また、イングランド銀行も関与していた（Somerville 2007：109-111）。

5-2. 反 EU 派の社会的アクター

反 EU 派の社会的アクターはどのような人々なのだろうか。それは国民投票の結果から見るに、大きく、一部の富裕層と貧困層に分けられる。

富裕な反 EU 派は、経済自由主義的な立場から、EU のビジネスへの規制を「過剰」と考える人々である（富崎 2018：11-12）。この立場は、EU の法規制からの解放、通商交渉の権限回復、関税の自由化を主張し、EU 離脱によって自由貿易協定（FTA）での交渉を柔軟かつ機動的に行えると考える。政党は保守党支持が多い³¹。シティの金融セクターも、グローバル規模で展開していない企業は EU 離脱を支持した（尾上 2018：132）。

一方で、貧困な反 EU 派も存在する。反 EU 派の貧困層は、イングランド東部の農漁村地帯の居住者（若松 2018：54-56）と「取り残された人々 left behind groups」（Ford and Goodwin 2014a：278-282）がとりわけ注目されている。前者は国民投票の結果を考察するうえでは決して無視できない（若松 2018：64-65）。ただし、後述する国民投票において EU 離脱キャンペーンを主導した UKIP との関係性を踏まえれば、保守党支持の多い前者よりも後者が特に重要になる。そのため、本稿では「取り残された人々」について詳述する。

「取り残された人々」の属性は、「社会階級」、「世代」、「地理」によって特徴づけられる（Goodwin and Heath 2016：324）。社会階級は労働者階級（特

に未熟練労働者）、世代は中高年、地理はロンドンとスコットランドを除く地域である（Goodwin and Heath 2016：324-325；阪野 2016：51；Gidron and Hall 2017：58）。これら 3 つの属性の他に「性別」（男性）が加わった層が「取り残された人々」と呼ばれる。

ここ 30 年来、イギリスでは経済格差が拡大・固定化していることにより³²、「取り残された人々」は貧困な生活を強いられていたが、近年では 2008 年に生じた金融危機の影響を受けた。緊縮財政により公的給付を削減され、可処分所得が減少した（Hills, Agostini, Sutherland 2016）。「ゼロ時間契約」も増加し、2004 年（10.8 万人）から 2016 年（90 万人）にかけて 8.37 倍も増加した³³。ゼロ時間契約とは別に、パートタイム労働者も増加した³⁴。実質賃金は金融危機以降に回復したものの、消費者物価の上昇分を下回ったため、フルタイム労働者にとっても、国民投票の実施された 2016 年から 10 年前と比較して、生活水準悪化の実感が大きくなった（太田 2018：115-116）。

こうした、金融危機以降の経済格差のさらなる拡大は、2004 年以降の EU 域内移民の受入れ拡大と時期的に重なる。「取り残された人々」にとって、労働環境が悪化するなかで、自分が就くような仕事をするために入国した移民が増えているという実感をもたらした。メディアでは移民が低賃金で未熟練労働を奪っていくことを警戒する「ポーランドの配管工」という言葉も膾炙していた（太田

³² 2008 年に生じた金融危機以前より、イギリスでは経済格差が拡大・固定化していた。サッチャー政権期の 1980 年代半ばよりジニ係数は上昇し、メイジャー・ブレア政権期には 0.35 前後で高止まりしていた。国民投票より少し前の 2013 年 OECD データによれば、イギリスはヨーロッパ諸国のなかで最も経済格差が大きい国であった（McGuinness 2017：21）。

³³ ゼロ時間契約とは、①雇用主が必要とする際の呼び出しに応じて勤務する、②勤務時間が保証されない代わりに仕事を引き受けるか否かの選択は労働者が選択できる雇用形態である（太田 2018：116）。具体的職業として外食のテイクアウト配達業のウーバーイーツ（Uber Eats）が挙げられる。労働時間が不確定であり所得も不安定などの問題を抱える。

³⁴ パートタイム労働者の増加率は男性が 2000 年 8.9% → 2015 年 13.4%、女性 2000 年 44.4% → 2015 年 57.8% である（太田 2018：116）。

³¹ ジョンソン首相もこの立場とされ、自由貿易支持の立場から結成された離脱派のキャンペーン団体 Vote Leave を支持した（伊藤 2018：72）。

2018：120)。

では、実際に移民の増加は未熟練労働者にとって負の影響（雇用の減少や賃金低下など）をもたらしたのか。この点を指摘する研究（熊迫 2015：57；Nickell and Saleheen 2009：20；Clarke, Goodwin, Whiteley 2017：12）が存在する一方で、そうでないと主張する研究も存在する（Jones 2012：239=2017：296；中山2016：39-41）ため、論争のさなかにある。客観的・学術的観点からすれば、移民の増加が未熟練労働者に与えた負の影響の有無を確定できないとしても、反 EU 派の「取り残された人々」が、自らの「雇用を奪う存在」として移民を主観的に認識したことは想像に難くない（Gidron and Hall 2017：58）。こうした状況下で、UKIP が「取り残された人々」の支持を得ることで、国民投票の中心的争点に「移民」を掲げ、EU 離脱キャンペーンを主導したのである。次項で、「取り残された人々」と UKIP の関係について述べてみたい。

5-3. 「取り残された人々」の政治的代表性と イギリス独立党 (UKIP)

前述したように、イギリスではこの30年来、経済格差が拡大・固定化している。元来階級社会として捉えられてきたイギリスだが、階級間の移動も乏しくなった（Savage et al. 2015=2019）。もちろん、製造業を中心とした1970年代までの時代からサービス業中心の時代に変化した現代において、階級観は変化している（Evans and Tilley 2017：41；Ainsley 2018：10）。しかし、階級観が「変化」こそすれども階級自体が「消失」したわけではない。それにもかかわらず、伝統的に労働者階級を支持基盤にしてきたブレア以降の労働党は、あたかも階級が「消失」したかのような言説を流布してきた（Evans and Tilley 2017：125）。1970年代から1990年代にかけて総選挙で4回連続敗北した労働党は、中産階級の支持調達を図ると同時に「取り残された人々」をはじめとする伝統的支持層の労働者階級の切り捨てを行ったのであ

る（Cutts et. al 2020：7-8）。

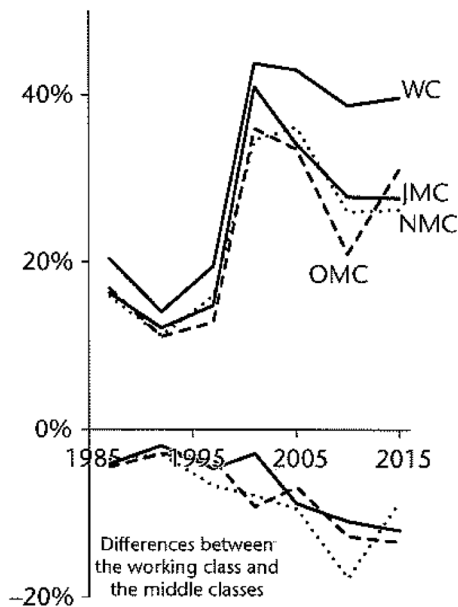
これまで指摘されてきたとおり、ブレア労働党の掲げた「第三の道」とは、自由主義的な経済政策を掲げると同時に社会文化的政策で平等を打ちだすものだった（Driver and Martell 2006：44-47）。そうすることで労働党は保守党との違いを出しつつ中産階級への支持をねらったのである（Ford and Goodwin 2014b：133-134）。たしかに、脱工業化にともない、製造業を中心とする伝統的な労働者のイメージは変化してきた。ブレア政権誕生時には、従来の労働者階級の仕事に就いている人の割合は3人に1人以下で、ウィルソンが労働党党首を務めていた時期（1963～1976年）と比べて20ポイント近く減少した（Ford and Goodwin 2014b：114-115）。こうした有権者の変化を念頭に置けば、ブレア労働党が政権交代を果たすために中産階級への支持をねらうのは「合理的」だっただろう。

しかし、あくまで階級観が「変わった」のであり、階級自体が「消失」したわけではない。「取り残された人々」に代表される伝統的な労働者は、ブレアが労働党を率いた時代にも一定数存在したのである。もちろん、労働党が再配分政策を完全に怠っていたわけではない（源島 2018）。しかし、経済格差を抜本的に是正するには至らなかった（今井 2016）。「取り残された人々」にとって、ブレア政権の政策の多くは「いわば18年間の保守党支配下で破壊されたコミュニティに貼る絆創膏」（Jones 2012：220=2017：272）に過ぎなかった。労働党の変化は、「取り残された人々」にとって、政治的代表性の喪失を意味したのである³⁵。

³⁵ 例えば、ブレア政権誕生時、労働者階級出身の閣僚はわずか1人だった（Evans and Menon 2017：28）。国民投票の実施された2016年時点では、労働党議員の8割が大卒、そのうち2割以上がオックスフォード大学またはケンブリッジ大学出身者であり、労働組合出身者は1%に過ぎなかった（Evans and Tilley 2017：127-129）。2001年までに、労働党が労働者階級の利益を代表していると認識した有権者の割合は、47%（1987年）から10%に低下した。2015年までには、88%が保守党は中産階級の政党だと認識していたが、労働党は労働者階級の政党だと認識したのはわずか38%だった。労働党も中産階級の政党だと認識している人の方が多かった（48%）（Evans and Menon

支持政党を失った労働者階級の多くは、棄権または第三極の UKIP 支持を選んだ。図 5 のとおり労働者階級の棄権率は年々高まり (Evans and Menon 2017: 34-35), 2015 年総選挙では 40% に達した。ここ 30 年で 2 倍に増えたことになる。人数にして、160 万人程度の労働者階級が労働党を支持しなくなった (Jones 2012: 254=2017: 314)。

図 5 職業ごとの棄権率³⁶



出所：Evans and Tilley 2017: 173。

労働者階級にとっての政治的代表的性の喪失には、EU の影響も見受けられる。特に政策面においてブレア政権は社会的マイノリティの権利向上に向けて積極的に政策を実現した (Sainsbury 2012: 172; Jones 2012: 255-256=2017: 316)。この点は、EU の推進する社会文化的平等と重なるし、実際に前述のようにブレア政権は親 EU の姿勢を鮮明

2017: 29)。2015 年総選挙の際には、労働者階級の政党支持率は、労働党・保守党ともに 20% で並んだ (Evans and Tilley 2017: 152-153)。「労働党は中産階級のための政党」という認識が定着している (Goodwin and Milazzo 2015: 15-16)。

³⁶ 図中の略称は次を意味する (Evans and Tilley 2017: 4)。OMC: Old Middle Class NMC: New Middle Class JMC: Junior Middle Class WC: Working Class。各職種を表すと、OMC は管理職 (企業経営者など)、NMC は専門職 (教員、看護師など)、JMC は事務職 (銀行員、企業の事務員など)、WC は肉体労働職全般 (農場労働者、採石場労働者など)。

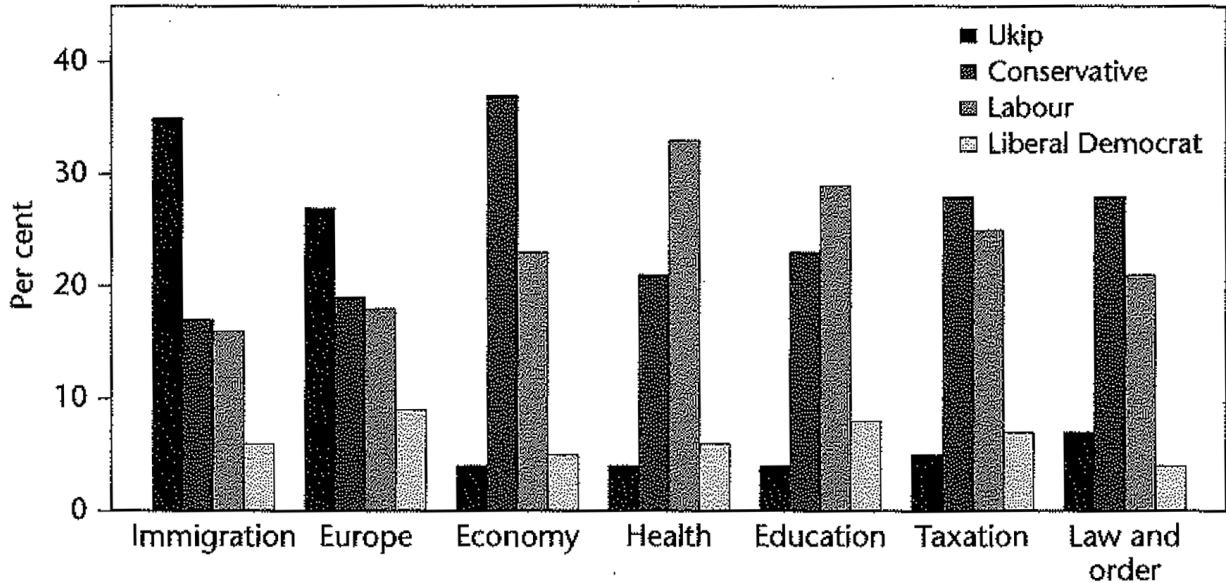
にし、積極的に EU の方針をイギリス国内に摂取してきた。EU の影響を受けつつ、経済的再配分よりも社会文化的平等にコミットするブレア政権の姿勢は、「政治から労働者階級ののけ者になることと容易に共存しうる」(Jones 2012: 255=2017: 316) 光景を浮上させたのである。したがって、EU 域内移民の受入れ拡大による雇用状況の悪化という認識が強まったことも重なり、労働者階級の EU に対する態度は懐疑的だった (Hobolt 2014)。

国政において政治的代表的性が担保されない状況が長く続くさなかに、国民投票の機会が訪れた。国民投票は「反 EU」の意思を直接表示できる格好のタイミングだった。しかも具体的な争点の一つが「移民」だった。この文脈で、イギリス政治において、国民投票は久々に労働者階級にとっての政治的代表的性が担保される機会となった (Aduiza, Guinjoan, Rico 2019: 109-110)。それゆえに、「国民投票では、民主主義の赤字が少し後退した」(Seaton 2016: 333) という評価をも可能にさせた。

国民投票において、離脱キャンペーンを主導したのが UKIP だった。UKIP は、反移民・反 EU 政党という見方 (Ford and Goodwin 2014b: 38) の他に、「取り残された人々」の政治的代表的性の受け皿という見方もできる (Steenvoorden and Harteveld 2018: 28)。UKIP は、国民投票以来、政治学研究において隆盛を誇っているポピュリズム研究の一環として学術的にも注目されてきた (Nounry and Roland 2020)。主要政党として長年国政に議席を持たず (持っていたとしても少数)、反移民を掲げる政党は「極右ポピュリスト政党」と形容される (Lutz 2019: 517)。今日、極右ポピュリスト政党はヨーロッパにおいて、アイルランドやルクセンブルクなど一部を除いてほとんどの国で議席を持っている (宮島・佐藤 2019: 17)³⁷。

³⁷ ドイツのための選択肢 (ドイツ)、国民戦線 (フランス)、自由党 (オーストリア)、フィデス=ハンガリー市民同盟 (ハンガリー)、フラームス・ベランフ (ベルギー) などがある。ただし、「ポピュリズム」はその定義も含

図6 多様な争点における「ベスト」な政策についての世論の認識



出所：Goodwin and Milazzo 2015: 46。

UKIP もこうしたポピュリズム研究の一環として注目されることが多い。

国民投票に至るまでの選挙における UKIP の台頭は、国政の総選挙結果だけでは理解できない。小選挙区制の影響により、議席数こそ2015年総選挙で1議席のみ獲得したに過ぎないが、UKIP は同選挙で388万票を獲得し、得票率12%を超えて第3党に躍り出た。欧州議会選挙では比例代表制が採用されているため得票率が議席数に反映されやすい。UKIP は1999年選挙で3議席獲得したのを皮切りに、2014年選挙に至るまで議席を伸ばし続けてきた。2014年選挙では24議席を獲得し、イギリス国内でトップだった。

図6が示すように、UKIP は支持されるかされないかにかかわらず、移民政策に関して「ベスト」な政策を掲げる政策だと認識されるようになった。

「移民」と「ヨーロッパ」に関して、保守党と労働党の差がほぼない点も注目し値するだろう。前述のように両争点に関して両党ともに党内対立を抱え、党全体として明確な立場を表明しきれず

めて論争中である（水島 2016；Müller 2016；Mounk 2018）。本稿は、ポピュリズム研究というよりも国民投票における主要争点である「移民」について、イギリスを対象に明らかにするため、概して多国間比較や政党間比較の性格の強いポピュリズム研究の知見については適宜撰取するにとどめたい。

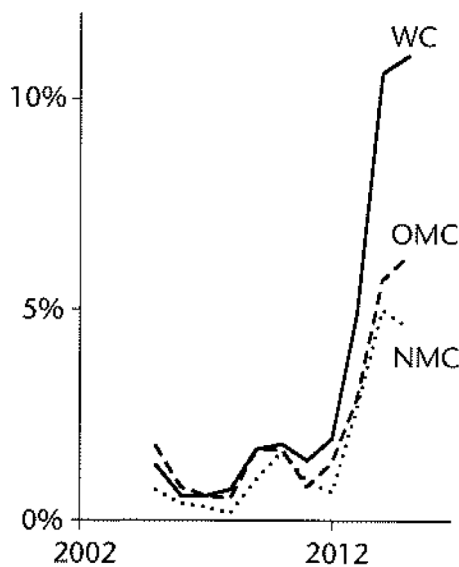
にいた。世論にとって両政党の違いが不明確な一方で、UKIP の明確な反移民・反 EU の姿勢が評価されたと考えられる。

UKIP の歴史を簡単に説明すると、同党は1991年に立ち上げられた「反 EU 主義者同盟」をルーツに持つ（Goodwin and Milazzo 2015：1）。1994年11月には、資産家の J. ゴールドスミス卿が中心になり、イギリスとヨーロッパとの関係を問う国民投票を確保するのを目的とした政党が結成された（Ford and Goodwin 2014b：26-27）。この政党が現在の UKIP の前身である。結党の歴史から分かるように、UKIP は当初から反 EU を掲げていた。国民投票で離脱支持派の掲げたスローガン「決定権を取り戻せ take back control」は UKIP にとって、当初から訴えていたものだった。

反 EU を掲げるのは UKIP だけではない。繰り返し述べているように、保守党内にも労働党内にも反 EU 派は存在する。UKIP は反 EU 派のなかでも、従来は労働党を支持してきた「取り残された人々」の支持を調達することで伸長したのである（Goodwin and Milazzo 2015：9；Usherwood 2019：1221）。図7のように、UKIP は労働者階級から最も支持を得ている。UKIP 支持者の他の属性（中核的支持者として想定される UKIP 党員

の属性)は、白人(99%)、男性(83%)、中高年以上(92%)である(Clarke, Goodwin, Whiteley 2017: 91-93)。地域別ではばらつきが見られ、必ずしも「取り残された人々」の多く居住する地域の全てがUKIPを支持しているわけではないが(若松 2017:11)、イングランド東部、南東部、イースト・アングリアなど地方部で特に支持されている(Clarke, Goodwin, Whiteley 2017: 93)。

図7 イングランドおよびウェールズにおける職業階級ごとのUKIPの支持率



出所：Evans and Tilley 2017: 183³⁸。

こうした支持者の属性から、UKIPは(棄権を選択しない)「取り残された人々」の受け皿になっている(Clarke, Goodwin, Whiteley 2017: 91-92; Ford and Goodwin 2014b: 204-205)。さらに、前述のように、UKIPが欧州議会選挙で議席を伸ばした2004年は、EU域内移民の受入れ拡大と同時期である。それゆえ、元から反EU政党として活動していたUKIPは脚光を浴びるようになり、反移民を明確に掲げることで議席を伸ばした(土谷 2018: 87-88; Usherwood 2019: 1221)。また、UKIPの掲げるEU以外の政策は、格差是正や法と秩序の厳格化、反多文化主義、同性婚反対などである(Tournier-Sol 2015: 146)。再配分と保

³⁸ 図中の略称については図4および注31と同じ。

守的な社会文化的政策を愛好する(稗田 2019: 119)「取り残された人々」ねらいの政策を掲げていることが分かる。ただし、再配分政策よりも反EU政策の方が重視されている(今井 2019: 66; 稗田 2019: 134-135)。EUと社会文化的政策に関しては、保守党の一部との共通性も見出せるが、保守党はUKIPを嫌っているため協調することはない(Clarke, Goodwin, Whiteley 2017: 31)。

UKIPとは別に、イギリス国民党(British National Party)も存在する。イギリス国民党も反EUや反移民を掲げるが、UKIPよりも極右の色彩を強く帯びている³⁹。イギリス国民党は「我々は労働党より労働党らしい」「みなさんのお祖父さんが投票した労働党」(Jones 2012: 231=2017: 286-287)と表明するなど、UKIPと同様に「取り残された人々」の受け皿を目指しているが、UKIPほどの支持を得ておらず、欧州議会選挙で2009年と2014年に2議席獲得したのみである。国政では議席を獲得していない。逆にUKIPは反移民を掲げつつも、(BNPよりは)露骨な人種差別を控え、あくまでEUの標榜するヨーロッパ統合に反対する観点からEU由来の移民(政策)に反対する、というのが基本的なスタンスである(Evans and Tilley 2017: 182)。

このように、UKIPは政治的代表性を失った「取り残された人々」の一定の受け皿として伸長してきた。「取り残された人々」が貧困や格差拡大を直接の理由としてUKIPを支持するわけではない。彼らはEUへの反発を理由にUKIPを支持する、というのが正しい解釈だろう(中井 2021)。「取り残された人々」のすべてがUKIPを支持しているわけでもない。労働党の支持を離れてもUKIP支持へ回ることもなく、依然として棄権を選択する人々もいる。それでも、UKIP支持者の属性は「取り残された人々」と形容される貧困な労働者である。反EU派の富裕層は保守党を支持するこ

³⁹ イギリス国民党は伝統的なネオ・ファシスト政党に分類されている。かつては反ユダヤ主義を掲げていたが、現在はイスラム系をはじめ、有色人種への敵意を前面に掲げている(Igzati 2003: 181)。

とからも、やはり UKIP の支持層は反 EU 派の「取り残された人々」が中心であることが分かる。

こうした支持層を背景に、UKIP は反 EU 派の文脈から EU 由来の移民（政策）に反対してきた。選挙結果も、2004年の EU 域内移民の受入れ拡大と同時期に、主に欧州議会選挙で議席を伸ばした。これらの事実より、直接的な因果関係は示せないとしても、2004年の EU 域内移民の受入れ拡大が、UKIP 台頭の契機であると言えるだろう。さらに UKIP が国民投票の離脱キャンペーンを主導したことを踏まえれば、2004年の EU 域内移民の受入れ拡大は結果として国民投票での離脱支持過半数の遠因になったとも考えられる。

5 節では親 EU 派／反 EU 派の社会的アクターについて説明した。主として、親 EU 派はビジネス層、専門職が多く、反 EU 派はビジネス層の一部、労働者階級（特に「取り残された人々」）だった。労働党が中産階級への支持調達を図ることによって、労働者階級の政治的代表性は喪失した。彼らにとって利益ではない親 EU 的政策が実現する一方で、「反 EU」を表明する機会は国政において見出せなかった。したがって、労働者階級、特に EU 離脱を明確に示した「取り残された人々」は、反 EU 派の離脱支持者というだけでなく、政治的代表性を長期的に失った有権者層の一つとみなせる。「取り残された人々」は、労働党支持から棄権や UKIP 支持へ変更する傾向を強めた。一方で UKIP は、EU 離脱や移民排除を掲げ、「取り残された人々」を主な支持層に取り込んだ。小選挙区制という特質上、UKIP が国政で議席を伸ばすことはなかったものの、得票率は着実に伸ばした。比例代表制を採る欧州議会選挙では議席を増やしつづけた。

2004年の EU 域内移民の受入れ拡大という移民政策の変化は、争点としての「移民」を浮上させた。そして間接的ではあるものの、「取り残された人々」の支持を集めた UKIP 台頭ないし、国民投票による EU 離脱をもたらしたのである。結果的に EU 離脱をもたらした EU 域内移民の受入れ

拡大の政治的・社会的インパクトを、当時の政治家は想定しえなかったのだろうか。無制限に EU 域内の移民を受入れれば、国内に移民が大幅に流入し、社会的混乱が生じるだろう。元来、あるいはその混乱を契機に、反移民感情ないし EU への反発も強まるだろう。こうした事態を想定するのは、困難ではなかったはずである。こうした事態を想定していた、あるいは想定できずに EU 域内移民を受入れ拡大したのだとしたら、それはなぜか。先行研究は、移民政策の変化を専ら社会経済的要因として捉えているため、UKIP 台頭や国民投票といったその後の展開を関連づけて分析していない。したがって政治アクターが移民政策の変化がもたらすインパクトをいかに想定したのかについても論じていない。

6. 先行研究の問題点と新たな課題設定

本稿はここまで、国民投票の主要争点として浮上した「移民」について何が明らかにされてきたのか、先行研究を中心に知見を整理してきた。本稿の最後に、本節は5節までの整理の結果をまとめよう。先行研究の問題点を析出し、新たに設定されるべき研究上の課題を提示する。

5 節までの知見の整理の結果を改めて述べると、2 節では国民投票における争点について説明した。「移民」は他の争点と関連づけられており、国民投票における主要争点だった。3 節ではイギリスの戦後の移民政策について述べた。近年の移民をめぐる入国管理政策はサッチャー政権期に制定された、市民権取得条件の厳格な1981年国籍法を基本にしており、社会統合政策は「『弱い』多文化主義」を基本にしている。ブレア政権期では、高度技能移民については2002年に高度技能移民プログラムを導入し（2008年にポイント制に変更）、新コモンウェルス出身の移民を中心に受入れた。一方で未熟練技能移民については受入れを制限してきた。しかし、EU 域内移民については、ドイツやフランスと異なり、未熟練技能移民を2004年の EU 東方拡大を契機に無制限に受入れた。その

結果、A 8 を中心とする東欧出身の移民が増加した。

4 節では政治レベルの対 EU 関係について述べた。保守党、労働党ともに従来から党内に親 EU 派と反 EU 派を抱え、EEC 加盟申請時など、深刻な対立が生じてきた。ブレアが党首に就任以降、労働党は親 EU をアピールしていたが、移民政策に関しては政権就任時に熱を入れていたわけではなかった。それにもかかわらず、2001 年頃より急テンポで移民政策が変化し、それは EU の方針を無条件で受容するという内容だった。

5 節では社会レベルの対 EU 関係について述べた。社会レベルの親 EU 派は、ビジネス層、専門職が多い。彼らは経済的利益や多文化主義的価値から移民受入れ拡大に積極的である。一方で社会レベルの反 EU 派は、一部の富裕層と貧困層、特に農漁村居住者と「取り残された人々」である。2004 年以降、移民増加と金融危機が生じ、「取り残された人々」は自らの雇用状況が悪化したという実感を強めた。労働党は中産階級の支持調達を強化していたため、彼らの利益が代弁される機会も失った。「取り残された人々」の政治的代表性の喪失に対して、UKIP が一定の受け皿となった。UKIP は「取り残された人々」の支持を得ることで 2004 年以降勢力を拡大し、国民投票では離脱キャンペーンを主導した。

このように、2004 年の EU 東方拡大に伴う EU 域内移民の受入れ拡大という従来の移民政策からの変化が、国民投票の主要争点としての「移民」を浮上させたのである。EU 域内移民の受入れ拡大は、それまで新コモンウェルス出身者を中心に受入れてきたイギリスの移民政策とは異質であったし、移民の数も 2004 年以降急増した。反移民・反 EU を掲げる UKIP は同時期から支持を伸ばし、国民投票では離脱キャンペーンを主導した。国民投票の開票の結果、離脱支持が残留支持を上回った。

2004 年の EU 域内移民の受入れ拡大は、今日のイギリス政治をめぐる、非常に重要な政治的決定

である。それにもかかわらず、単に社会経済的要因としてのみ移民政策の変化を扱ってきた先行研究は、いかなる政治過程を通じてブレア政権が 2004 年に EU 域内移民の受入れを拡大したのか、明らかにしてこなかった。こうした分析における政治的要因の欠如が、先行研究の抱える最大の問題点と言える。政党の違いを問わず、党内に親 EU 派と反 EU 派が存在していたことを踏まえれば、EU 域内移民の受入れ拡大を検討する際にも、対立が生じたと想定される。しかし、その詳細な政治過程は未解明のままである。ブレア政権期の移民政策が最終的に EU 離脱を導くほどのインパクトを後にもたらしたのであれば、いかにして、その政策変化が生じたのかを明らかにしなければならないだろう。なぜなら、その研究は、争点としての「移民」ないし、ポピュリズム台頭に動揺する今日のイギリス・ヨーロッパ政治研究に対して新たな知見を提供するからである。

EU 域内移民の受入れ拡大をめぐる政治過程を明らかにするうえで、有効な手がかりは、利益団体に注目することである。4 節で指摘したように、政治アクター間では親 EU 派と反 EU 派が対立状態にあった。そこで社会的アクターである利益団体の政治行動に注目することで、分析が可能になると考えられる。イギリスは多元主義国に位置づけられる (Lijphart 2012 : 162-170=2014 : 139-145)。イギリスの政治過程を分析するうえで利益団体に注目することは有効である。

5 節で指摘したように、実際に労使の利益団体は EU 域内移民の受入れ拡大に際して影響力を行使していた。しかし、先行研究は各団体の姿勢が具体的にどうであったのか、各団体の行動が具体的な政治過程においてどう影響力を行使したのか、反 EU 派などの抵抗をどう乗り越えたのかなどについて、明らかにしていない。同じ多元主義国として知られるアメリカと異なり、イギリスの利益団体は政治家（国会議員）よりも政府機関と密接に連携していると考えられている (橋本 1959 : 92-93 ; Jordan 2009 : 365 ; Somerville 2013 :

257)。相対的に、労働党－労働組合、保守党－ビジネス団体の結びつきが強いが、強固な関係にあるわけではなく、少なくとも表面上は政党からの独立を表明する場合がある。そうすることで、利益団体は時々の政権との関係を良好にしようとする（尾藤 1992：41-42）。必ずしも左派政党－労働組合、右派政党－使用者団体とならない「逆転の同盟 reversal of alliance」（Beer 1956：13）が生じるのである。利益団体が政府機関と密接に関わっているというイギリスの多元主義的政治構造上、諮問委員会（本稿からすれば、移民政策に大きく関与した「不法就労対策舵取りグループ」（IWSG）が相当する）に注目することが（尾藤 1992：43-44）、EU 域内移民の受入れ拡大をめぐる政治過程において具体的な手がかりになるだろう。

以上より、ブレア政権期における2004年のEU 域内移民の受入れ拡大をめぐる政治過程の分析が、先行研究を踏まえて新たに設定される研究上の課題である。この政治過程を分析することで、今日的な「移民」問題の起点であり、国民投票において過半数の離脱支持をもたらすに至った「決定的事例」である、EU 域内移民の受入れ拡大がいかに関与したのか明らかにできる⁴⁰。

最後に、上記の課題を解明するための方法論的立場を述べれば、今後の研究は質的な単一事例研究として過程追跡を行うことになる。過程追跡とは、ある原因がある結果をいかにもたらしたのかという、因果メカニズムを明らかにする分析手法である。単一事例研究は、量的な比較研究があるテーマの一般的傾向を示す⁴¹のに対して、因果メカニズムを解明するのに適している（久米 2013：215-221）。今後の研究においては、労使の利益団

体や、IWSG をはじめとする移民受入れ拡大を推進するアクターの行動（原因）が、EU 域内移民の受入れ拡大実現（結果）をもたらした過程を解明することになる。当然ながら、移民の受入れ拡大を推進するアクターだけでそれが実現するはずもない。本稿で述べてきたように、政治レベル・社会レベルともに反EU 派が存在する。そうしたアクターの抵抗がどうだったのかも、分析においては見落とせないだろう。

引用文献一覧

- Ainsley, Claire (2018) *The New Working Class: How to Win Hearts, Minds and Votes*, Policy Press.
- (2019) “People and Power: Democracy after Brexit,” *Political Quarterly*, 90(3): 470-478.
- Anduiza, Eva., Marc Guinjoan and Guillem Rico (2019) “Populism, Participation, and Political Equality,” *European Political Science Review*, 11(1): 109-124.
- BBC Referendum Results, (https://www.bbc.co.uk/news/politics/eu_referendum/results July 19th, 2021) .
- BBC Reality Check: Migration to the UK (<https://www.bbc.com/news/election-2017-40015269>, July 19th, 2021) .
- Beer, Samuel H. (1956) “Pressure Groups and Parties in Britain,” *The American Political Science Review*, 50(1): 1-23.
- Boswell, Christina (2003) *European Migration Policies in Flux: Changing Patterns of Inclusion and Exclusion*, Blackwell Publishing.
- Buller, Jim (2008) “New Labour and the European Union,” In M. Beech and S. Lee (eds.) *Ten Years of New Labour*, Palgrave Macmillan Press: 136-150.
- (2009) “The European Union” In M. Flinders, A. Gamble, C. Hay, and M. Kenny

⁴⁰ 決定的事例とは、ある時点において影響をもたらした極めて重大な事例を意味する。比較を念頭に置く「一般的な事例」「典型的な事例」と異なり、単一事例研究が有効になる（野村 2017：48-50）。

⁴¹ ここでの一般的傾向の例として、デュベルジェの法則が挙げられる。デュベルジェの法則とは、小選挙区制は二大政党制を促し、比例代表制は多党制を促すことを示した法則であるが、国家の違いに関わらず当てはまるとされてきた（久米他 2003：498）。

- M. (eds.) *The Oxford Handbook of British Politics*, Oxford University Press: 554-570.
- Clarke, Harold D., Matthew Goodwin and Paul Whiteley (2017) *Brexit: Why Britain Voted to Leave the European Union*, Cambridge University Press.
- Clarke, Stephen and Paul Gregg (2018) "The Prospects for the UK Labour Market in the Post-Brexit Era," *Political Quarterly*, 90(2): 53-61.
- Cliff, Tony and Donny Gluckstein (1988) *The Labour Party: a Marxist History*, Bookmarks.
- Cole, Matt and Helen Deighan (2012) *Political Parties in Britain*, Edinburgh University Press.
- Copsey, Nathaniel and Tim Haughton (2014) "Farewell Britannia? 'Issue Capture' and the Politics of David Cameron's 2013 EU Referendum Pledge," *Journal of Common Market Studies*, 52: 74-89.
- Corry, Dan (1996) *Economics and European Union Migration Policies*, Institute for Public Policy Research.
- Cowley, Philip and Mark Stuart (2008) "A Rebellious Decade: Backbench Rebellions under Tony Blair, 1997-2007," In M. Beech and S. Lee (eds.) *Ten Years of New Labour*, Palgrave Macmillan Press: 103-119.
- Cutts, David., Matthew Goodwin, Oliver Heath and Paula Surridge (2020) "Brexit, the 2019 General Election and the Realignment of British Politics," *Political Quarterly*, 91(1): 7-23.
- Daddow, Oliver (2011) *New Labour and the European Union: Blair and Brown's Logic of History*, Manchester University Press.
- Daily Mail* (2016a) "Free to Walk Our Streets, 1,000 European Criminals Including Rapists and Drugs Dealers We Should Have Deported When They Were Released from Prison," 26th April.
- (2016b) "More Than 30,000 Europeans a Year are Arrested in London: 80 People a Day Are Held as Brexit Campaigners Say Staying in the EU Would Put Huge Pressure on Prisons," 3rd May.
- デイ, ステイブン・カ久昌幸 (2021) 『「ブレグジット」という激震: 混迷するイギリス政治』ミネルヴァ書房。
- Dench, Geoff, Kate Gavron and Michael Young (2006) *The New East End: Kinship, Race and Conflict*, Profile Books.
- Driver, Stephen and Luke Martell (2006) *New Labour 2nd Edition*, Politiy Press.
- European Commission (2016) *Standard Eurobarometer 85: Public Opinion in the European Union*.
- Evans, Geoffrey and Anand Menon (2017) *Brexit and British Politics*, Polity Press.
- Evans, Geoffrey and James Tilley (2017) *The New Politics of Class: The Political Exclusion of the British Working Class*, Oxford University Press.
- Express* (2016) "Half of All Rape and Murder Suspects in Some Parts of Britain are Foreigners," 23rd May.
- Featherstone, Kevin (2009) "Europeanization" In M. Flinders, A. Gamble, C. Hay, and M. Kenny M. (eds.) *The Oxford Handbook of British Politics*, Oxford University Press: 837-854.
- Financial Times* (2016a) "Cameron Outlines Business Case," 22th February.
- (2016b) "The Brexiteers Must Stop Dodging the Big Question," 19th April.
- Ford, Robert and Matthew Goodwin (2014a) "Understanding UKIP: Identity, Social Change and the Left Behind," *Political*

- Quarterly*, 85(3): 277-284.
- (2014b) *Revolt on the Right: Explaining Support for the Radical Right in Britain*, Routledge.
- 源島穰 (2018) 『イギリスの「社会的包摂」をめぐる政治過程：アイデア生成・共有・政策実施』筑波大学大学院人文社会科学研究科博士論文。
- George, Stephen (1998) *An Awkward Partner: Britain in The European Community 3rd Edition*, Oxford University Press.
- Gidron, Noam and Peter A. Hall (2017) “The Politics of Social Status: Economic and Cultural Roots of the Populist Right,” *British Journal of Sociology*, 68(1): 58-84.
- Goodwin, Matthew and Caitlin Milazzo (2015) *UKIP: Inside the Campaign to Redraw The Map of British Politics*, Oxford University Press.
- Goodwin, Matthew J. and Oliver Heath (2016) “The 2016 Referendum, Brexit and the Left Behind: An Aggregate-level Analysis of the Result,” *Political Quarterly*, 87(3): 323-332.
- Grillo, Ralph (2010) “British and Others: From ‘Race’ to ‘Faith,’” In S. Vertovec and S. Wessendorf (eds.) *The Multiculturalism Backlash: European Discourses, Policies and Practices*, Routledge: 50-71.
- 橋本彰 (1959) 「イギリスの圧力団体に関する一考察」『政権論叢』27(6)：90-110。
- 稗田健志 (2019) 「西欧諸国におけるポピュリスト政党支持の職業階層的基盤」『年報政治学』2019- II：109-142。
- 東野篤子 (2000) 「EU 東方拡大への道, 1995-1997年：欧州委員会, ドイツ, フランス, 英国の立場を中心に」『日本 EU 学会年報』20：210-234。
- (2004) 「EU 拡大のダイナミズム：加盟交渉終結への道, 2000-2002年」『日本 EU 学会年報』24：96-124。
- Hills, John, Paola De Agostini, and Holly Sutherland (2016) “Benefits, Pensions, Tax Credits and Direct Taxes,” In L. Ruth, T. Burchardt, J. Hills, K. Stewart and P. Vizard (eds.) *Social Policy in a Cold Climate: Politics and Their Consequences Since the Crisis*, Policy Press.
- 日野原由未 (2019) 『帝国の遺産としてのイギリス福祉国家と移民：脱国民国家と新しい紐帯』ミネルヴァ書房。
- Hobolt, Sarah B. (2014) “Ever Closer or Ever Wider? Public Attitudes towards Further Enlargement and Integration in the European Union,” *Journal of European Public Policy*, 21(5): 535-547.
- Home Office (2002) *Secure Borders, Safe Haven: Integration with Diversity in Modern Britain*.
- 細谷雄一 (2011) 「リスボン条約とイギリス：『やっかいなパートナー』の再来？」『日本 EU 学会年報』31：148-167。
- Igzati, Piero (2003) *Extreme Right Parties in Western Europe*, Oxford University Press.
- 今井貴子 (2016) 「ニュー・レイバプロジェクトの光と陰 vol. 1：社会的包摂戦略の功罪」『生活経済研究』237：26-31。
- (2019) 「成熟社会への掣肘：イギリスの EU 離脱をめぐる政治社会」『年報政治学』2019- II：58-83。
- 伊藤さゆり (2018) 「世界金融危機とユーロ危機」21世紀政策研究所『英国の EU 離脱と EU の未来』日本評論社：65-82。
- Jones, Owen (2012) *Chavs: The Demonization of the Working Class*, Verso = (依田卓巳訳 (2017年) 『チャヴ：弱者を敵視する社会』海と月社)。
- Jordan, Grant (2009) “Lobbying” In M. Flinders, A. Gamble, C. Hay, and M. Kenny M. (eds.) *The Oxford Handbook of British Politics*, Oxford University Press: 365-382.
- 柄谷利恵子 (2010) 「女性移住労働者をつくる：

- 英国における能力別受け入れ制度をめぐる政治』『国際政治』161：26-40。
- （2017）「イギリス ポイント・システム導入と民営化の進展：敵対的選別化への道」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学：選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会：119-140。
- （2018）「イギリスとEU」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア：日本の歩みと課題を問い直す』200-202。
- 北山夕華（2014）『英国のシティズンシップ教育：社会的包摂の試み』早稲田大学出版部。
- 児玉昌己（2021）『現代欧州統合論』成文堂。
- 近藤康史（2019）「第1章 イギリス」松尾秀哉・近藤康史・近藤正基・溝口修平編著『教養としてのヨーロッパ政治』7-25。
- （2020）「イギリス議会政治とEU離脱」『山形大学法政論叢』73：152-185。
- 熊迫真一（2015）「英国の東欧諸国からの労働移民：2004年の欧州連合拡大以降」『国士舘大学政経論叢』171：31-47。
- 久米郁男（2013）『原因を推論する：政治分析方法論のすゝめ』有斐閣。
- 久米郁男・川出吉枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝（2003）『政治学』有斐閣。
- Labour Party（1983）*The New Hope for Britain: Labour's Manifesto 1983*.
- （2001）*Ambitions for Britain: Labour's Manifesto 2001*.
- Leys Colin（1997）“The British Labour Party since 1989,” In D. Sasson (ed.), *Looking Left: European Socialism after the Cold War*, I.B. Tauris: 17-43.
- Lijphart, Arend（2012）*Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries 2nd Edition*, Yale University Press=（粕谷祐子・菊池啓一訳（2014年）『民主主義対民主主義：多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』勁草書房）。
- Lutz, Philipp（2019）“Variation in Policy Success: Radical Right Populism and Migration Policy,” *West European Politics*, 42(3): 517-544.
- McGuinness, Feargal（2017）*Income Inequality in the UK*, House of Commons Library.
- McLaren, Lauren（2012）“Immigration and Trust in Politics in Britain,” *British Journal of Political Science*, 42(1): 163-185.
- Meyers, Eytan（2004）*International Immigration Policy: A Theoretical and Comparative Analysis*, Palgrave Macmillan.
- 三澤真明（2016a）「戦後ヨーロッパ統合とイギリス労働党：ヨーロッパ統合をめぐる政党政治」『政経研究』52(4)：45-70。
- （2016b）「EC加盟申請と労働党の政策転換」『政経研究』53(2)：405-429。
- 宮島喬・佐藤成基（2019）『『移民・難民問題』とヨーロッパの現在』宮島喬・佐藤成基編『包摂・共生の政治か、排除の政治か：移民・難民と向き合うヨーロッパ』明石書店：13-35。
- 水島治郎（2016）『ポピュリズムとは何か：民主主義の敵か、改革の希望か』中公新書。
- Moore, Martin and Gordon Ramsay（2017）*UK Media Coverage of the 2016 EU Referendum Campaign*, Centre for the Study of Media, Communication and Power.
- Mounk Yascha（2018）*The People Vs. Democracy: Why Our Freedom is In Danger and How to Save It*, Harvard University Press=（吉田徹訳（2019年）『民主主義を救え！』岩波書店）。
- Müller, Jan-Werner（2016）*Was ist Populismus?*, Suhrkamp Verlag=（板橋拓己訳（2017年）『ポピュリズムとは何か』岩波書店）。
- 内閣府経済社会総合研究所（2007）『英独仏における外国人問題への取り組み及びその課題に関する調査研究』。
- 中田瑞穂（2008）「拡大EUにおける中・東欧諸

- 国からの労働者の移動」文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書『EUと東アジアの人の移動における人権レジームの構築の調査研究』57-72。
- 中井遼(2021)『欧州の排外主義とナショナリズム：調査から見る世論の本質』新泉社。
- 中山洋平(2016)「福祉国家と西ヨーロッパ政党制の『凍結』：新急進右翼政党は固定化されるのか？」水島治郎編『保守の比較政治学：欧州・日本の保守政党とポピュリズム』岩波書店：25-55。
- 成廣孝(2010)「Uターン」『イギリス現代政治史』ミネルヴァ書房：110-132。
- Nickell, Stephen and Jumana Saleheen (2009) “The Impact of Immigration on Occupational Wages: Evidence from Britain,” *SERC Discussion Paper*.
- 野村康(2017)『社会科学の考え方：認識論，リサーチ・デザイン，手法』名古屋大学出版会。
- Nounry, Abdul., and Gerard Roland (2020) “Identity Politics and Populism in Europe,” *Annual Review of Political Science*, 23: 421-439.
- Oliver, Tim (2018) *Understanding Brexit: A Concise Introduction*, Policy Press.
- 小川浩之(2010)『『豊かな時代』と保守党政権の盛衰』『イギリス現代政治史』ミネルヴァ書房：62-82。
- 尾上修悟(2018)『BREXIT「民衆の反逆」から見る英国のEU離脱：緊縮政策・移民問題・欧州危機』明石書店。
- 太田瑞希子(2018)「英国労働市場の変化と増大する中下層の固定化」21世紀政策研究所『英国のEU離脱とEUの未来』日本評論社：109-129。
- 尾藤孝一(1992)「イギリスの圧力団体」『稚内北星学園短期大学紀要』5：31-47。
- Reenen, John V. (2004) “Active Labor Market Policies and the British New Deal for the Young Unemployed in Context,” In D. Card, R. Blundell and R.B. Freeman (eds.) , *Seeking a Premier Economy: The Economic Effects of British Economic Reforms 1980-2000*, University of Chicago Press: 461-496.
- Reid, Alastair J. and Pelling Henry (2005) *A Short History of the Labour Party*, Palgrave Macmillan Press.
- Rentoul, John (1995) *Tony Blair*, Warner Books.
- Richardson, Jeremy (2018) “Brexit: The EU Policy-Making State Hits the Populist Buffers,” *Political Quarterly*, 89(1): 118-126.
- 力久昌幸(2003)『ユーロとイギリス：欧州通貨統合をめぐる二大政党の政治制度戦略』木鐸社。
- Rutter, Jill (2015) *Moving Up and Getting On: Migration, Integration and Social Cohesion in the UK*, Policy Press.
- Sainsbury, Diane (2012) *Welfare States and Immigrant Rights: The Politics of Inclusion and Exclusion*, Oxford University Press.
- 阪野智一(2016)「EU国民投票の分析：政党内・政党間政治とイギリス社会の分断」『国際文化学研究』47：31-79。
- 佐藤俊輔(2020a)「EUの政策過程」池本大輔・板橋拓己・川嶋周一・佐藤俊輔『EU政治論：国境を越えた統治のゆくえ』有斐閣ストウディア：129-149。
- (2020b)「各国政治とEU」池本大輔・板橋拓己・川嶋周一・佐藤俊輔『EU政治論：国境を越えた統治のゆくえ』有斐閣ストウディア：238-267。
- Savage, Mike, Niall Cunningham, Fiona Devine, Sam Friedman, Daniel Laurison, Lisa McKenzie, Andrew Miles, Helene Snee and Paul Wakeling (2015) *Social Class in the 21st Century*, Penguin Books=（船山むつみ訳(2019年)『7つの階級：英国階級調査報告』東洋経済新報社）。
- Seaton, Jean (2016) “Brexit and the Media,”

- Political Quarterly*, 87(3): 333-337.
- Somerville, Will (2007) *Immigration under New Labour*, Policy Press.
- (2013) “The Politics and Policy of Skilled Economic Immigration under New Labour, 1997–2010,” In T. Triadafilopoulos (ed.) *Wanted and Welcome?: Policies for Highly Skilled Immigrants in Comparative Perspective*, Springer.
- Spencer, Ian R.G. (1997) *British Immigration Policy since 1939: The Making of Multi-Racial Britain*, Routledge.
- Spencer, Sarah (2007) “Immigration,” In A. Seldon (ed.), *Blair’s Britain 1997–2007*, Cambridge University Press: 341–360.
- (2011) *The Migration Debate*, Policy Press.
- Steenvoorden, Eefje and Eelco Harteveld (2018) “The Appeal of Nostalgia: The Influence of Social Pessimism on Support for Populist Radical Right Parties,” *West European Politics*, 41(1): 28–52.
- 陶山宜明 (2014) 「政権交代と移民政策：ウェストミンスター制で政党は関係があるのか？」『国際政治』177：70–83。
- 樽本英樹 (2012) 『国際移民と市民権ガバナンス：日英比較の国際社会学』ミネルヴァ書房。
- (2017) 「英国における多文化市民権と排外主義：ヘイトスピーチ規制に着目して」『移民政策研究』9：22–37。
- The Guardian* (2019) “Boris Johnson Asks Queen to Suspend Parliament,” 28th August.
- The Independent* (2017) “Brexit: People Voted to Leave EU Because They Feared Immigration,” Major Survey Finds, 28th June.
- The Migration Observatory Net migration to the UK (<https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/long-term-international-migration-flows-to-and-from-the-uk/>), July 19th, 2021) .
- Thorpe, Andrew (1997) *A History of the British Labour Party*, Macmillan Press.
- 富崎隆 (2018) 「英国・BREXITをもたらした国民投票における投票行動：離脱支持者・3つの底流」選挙研究34(1)：5–21
- Tournier-Sole, Karine (2015) “Reworking the Eurosceptic and Conservative Traditions into a Populist Narrative: UKIP’s Winning Formula?,” *Journal of Common Market Studies*, 52(1): 140–156.
- 土谷岳史 (2018) 「移民問題とメディア政治」21世紀政策研究所『英国のEU離脱とEUの未来』日本評論社：83–108。
- 梅川佳子 (2018) 「イギリスのEU離脱／残留に関する聞き取り調査：国民投票2016」『中部大学全学共通教育部紀要』4：107–122。
- Usherwood, Simon (2019) “Shooting the Fox? UKIP’s Populism in the Post-Brexit Era,” *West European Politics*, 42(6): 1209–1229.
- Vasilopoulou, Sofia (2016) “UK Euroscepticism and the Brexit Referendum,” *Political Quarterly*, 87(2): 219–227.
- 若松邦弘 (2017) 「EU離脱への対応とイギリス政治のジレンマ」『国際問題』660：5–14。
- (2018) 「『普通の人』の政治と疎外：EU問題をめぐるイギリス政党政治の困難」宮島喬・木畑洋一・小川有美『ヨーロッパ・デモクラシー：危機と転換』岩波書店：51–72。
- Wall, Stephen (2008) *A Stranger in Europe: Britain and the EU from Thatcher to Blair*, Oxford University Press.
- 山田亮子 (2011) 「ブレア政府の外交政策：逸脱と回帰—二人の外相の視点から」『上智ヨーロッパ研究』3：133–157。
- (2017) 「EU離脱に向かうイギリスの「欧州共同体」における軌跡：農業環境政策の登場に至る展開を中心に」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』18：219–240。

淀川京子・天瀬光二（2006）「英国における外国人労働者受入れ制度と社会統合」労働政策研究・研修機構『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合：独・仏・英・伊・蘭 5 カ国比較調査』115-154。

Immigration Problems in The Context of Leaving The European Union: Setting Discussion Points and a Research Agenda

GENJIMA Yutaka

Immigration was effectively the biggest issue presented in the 2016 referendum (Brexit) of the United Kingdom (UK). Thus, this study summarizes and reviews the findings of prior research on the issue of immigration (i.e., labor migration) to suggest a new research agenda.

First, the study confirmed that immigration was the main issue in the referendum on the basis of several issues, such as voting results and legal campaigns. Second, the study reviewed the postwar immigration policy in the UK. Prior to the Blair Labour Party government, the UK had accepted immigrants, mainly those from the new Commonwealth. However, after this government, the decision was made to accept unlimited intra-European Union (EU) immigration in 2004, which was triggered by the eastern enlargement of the EU. Thus, the number of immigrants from Eastern Europe increased.

The study examined the relations between the UK and the EU, as the EU exerted a major influence on immigration policy during the Blair government. At the political level, proEU and antiEU groups joined the ranks of the Conservative and Labor parties. In addition, the Blair government decided to accept unlimited intra-EU immigration despite the presence of antiEU groups in the party. In the proEU groups, business interest groups were particularly influential in influencing immigration policy at the social level. On the side of the antiEU groups, *left-behind* groups were the main supporters of the UK Independence Party, an antiimmigration party that led the referendum to leave the EU.

This study describes that the referendum issue of immigration, that originated in the 2004 decision to accept unlimited intra-EU immigration. Prior research has failed to clarify the political process. In particular, although indicators pointed to the significant influence of business interest groups on immigration policy, their specific actions remain unexplored.

Therefore, the study sets the political process of the unrestricted EU immigration policy of the Blair government in 2004 as the subject of the upcoming analysis.

社会文化システム研究科 彙報

2020(R2)年度開講科目一覧

文化システム専攻

授業科目名	担当教員	開講期
英語語法論特論Ⅰ	鈴木 亨	前期
日本語意味論特論Ⅰ	渡辺 文生	前期
言語学特論Ⅰ	池田 光則	前期
日本語意味論特別演習	渡辺 文生	後期
言語学特別演習	池田 光則	後期
日本語史特論Ⅰ	中澤 信幸	前期
日本語史特別演習	中澤 信幸	後期
心理言語学特論Ⅰ	小泉 有紀子	前期
実験心理学特論Ⅰ	大杉 尚之	前期
英米哲学特論Ⅰ	清塚 邦彦	前期
日本近世史特論Ⅰ	岩田 浩太郎	前期
東アジア近世史特論Ⅰ	新宮 学	前期
北アジア史特論Ⅰ	中村 篤志	前期
東アジア近世史特別演習	新宮 学	後期
北アジア史特別演習	中村 篤志	後期
日本近代史特論Ⅰ	小幡 圭祐	前期
日本近代史特別演習	小幡 圭祐	後期
人類学・アンデス考古学特論Ⅴ (日本語)	山本 睦	前期
グローバル経済史特論Ⅰ	諸田 博昭	前期
グローバル経済史特別演習	諸田 博昭	後期
人類学・アンデス考古学特論Ⅲ (日本語)	松本 雄一	前期
人類学・アンデス考古学特別演習Ⅱ (日本語)	松本 雄一	後期
人類学・アンデス考古学特論Ⅲ (スペイン語)	松本 雄一	前期
人類学・アンデス考古学特論Ⅴ (スペイン語)	山本 睦	前期
人類学・アンデス考古学特論Ⅶ (スペイン語)	松本 剛	前期
人類学・アンデス考古学特別演習Ⅰ (スペイン語)	坂井 正人	後期
人類学・アンデス考古学特別演習Ⅱ (スペイン語)	松本 雄一	後期
人類学・アンデス考古学特別演習Ⅲ (スペイン語)	山本 睦	後期
人類学・アンデス考古学特別演習Ⅳ (スペイン語)	松本 剛	後期
日本古代中世文化論特論Ⅰ	生田 慶穂	前期
中国古代中世文化論特論Ⅰ	福山 泰男	前期
日本古代中世文化論特別演習	生田 慶穂	後期
中国古代中世文化論特別演習	福山 泰男	後期
日本近現代文化論特論Ⅰ	森岡 卓司	前期
日本近現代文化論特別演習	森岡 卓司	後期
東アジア近現代文化論特論Ⅰ	許 時嘉	前期
東アジア近現代文化論特別演習	許 時嘉	後期
東南アジア文化論特論Ⅰ	今村 真央	前期
北東アジア文化論特論Ⅰ	天野 尚樹	前期
北東アジア文化論特別演習	天野 尚樹	後期

美学・芸術史特論 I	石	澤	靖	典	前	期
比較文化論特論 I	伊	藤		豊	前	期
比較文化論特別演習	伊	藤		豊	後	期

社会システム専攻

イギリス経済学史特論 I	下	平	裕	之	前	期
行政学特論 I	源	島		穰	前	期
マクロ経済学特論 I	溜	川	健	一	前	期
イギリス経済学史特別演習	下	平	裕	一	後	期
行政学特別演習	源	島		穰	後	期
マクロ経済学特別演習	溜	川	健	一	後	期
公共政策学特論 I	川	村	一	義	前	期
都市計画特論 I	山	田	浩	久	前	期
都市計画特別演習	山	田	浩	久	後	期
計量社会学特論 I	阿	部	晃	士	前	期
計量社会学特別演習	阿	部	晃	士	後	期
地域政策学特論 I	本	多	広	樹	前	期
地域政策学特別演習	本	多	広	樹	後	期
家族社会学特論 I	竹	内	麻	貴	前	期
企業経営論特論 I	柴	田		聡	前	期
比較会計学特論 I	洪		慈	乙	前	期
ゲーム理論特論 I	鈴	木	明	宏	前	期
経営システム特論 I	西	平	直	史	前	期
マーケティング論特論 I	兼	子	良	久	前	期
比較会計学特別演習	洪		慈	乙	後	期
ゲーム理論特別演習	鈴	木	明	宏	後	期
経営システム特別演習	西	平	直	史	後	期
マーケティング論特別演習	兼	子	良	久	後	期
中小企業論特論 I	吉	原	元	子	前	期
中小企業論特別演習	吉	原	元	子	後	期
国際政治特論 I	松	本	邦	彦	前	期
国際組織法特論 I	丸	山	政	己	前	期
現代中国政治特論 I	赤	倉		泉	前	期
国際政治特別演習	松	本	邦	彦	後	期
国際組織法特別演習	丸	山	政	己	後	期
現代中国政治特別演習	赤	倉		泉	後	期
グローバル・ガバナンス論特論 I	中	村	文	子	前	期
グローバル・ガバナンス論特別演習	中	村	文	子	後	期
国際取引法特論 I	荒	井	太	郎	前	期
国際金融論特論 I	山	口	昌	樹	前	期
国際金融論特別演習	山	口	昌	樹	後	期
国際経済論特論 I	時	任	翔	平	前	期
国際経済論特別演習	時	任	翔	平	後	期

共通科目

情報処理実習	古	藤		浩	後	期
--------	---	---	--	---	---	---

現代外国語（英語）Ⅰ	Ryan Stephen Bond	前	期
現代外国語（英語）Ⅱ（前期）	小 泉 有紀子	前	期
現代外国語（英語）Ⅱ（後期）	中 村 隆	後	期
現代外国語（ドイツ語）	渡 辺 将 尚	前	期
調査の方法	本 多 広 樹	前	期
プロジェクト演習Ⅰ	溜 川 健 一	前	期
プロジェクト演習Ⅱ	高 倉 新 喜	前	期
プロジェクト演習Ⅴ（スペイン語）	坂 井 正 人	前	期
プロジェクト演習Ⅵ（スペイン語）	坂 井 正 人	前	期
キャリア・マネジメント	下 平 裕 之	前	期
研究者としての基礎スキル	富 松 裕	前	期
社会文化システム特論	渡 辺 文 生	前	期
生涯学習特論	降 籬 孝	前	期
食の未来を考える	渡 部 徹	後	期
Career Designing Seminar	東 原 知 哉	前	期

2020年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
存在先行版功利主義に関する研究 —タティアナ・ビスクの所論を中心に—	思想歴史論	思想文化	有海 慧
新制国立大学山形大学の創設過程 —山形高等学校の大学昇格運動を中心に—	思想歴史論	歴史文化	豊田 龍平
大学生の留学と職業観	国際文化論	欧米文化	沼尻 美和
植民地台湾の保甲制度における警察の実態 —1895～1921年を中心に—	国際文化論	アジア文化	汪 安森
中国語における日本語からの借用語 —現代社会での変化と現状—	人間科学	言語科学	王 丹
断言の副詞の機能について	人間科学	言語科学	鞆 升旭
英語関係節の翻訳方法の研究—日本語らしい表現に着目して	人間科学	言語科学	佐藤 茉耶
ヤスパースの哲学における超越者理論の限界と可能性について	思想歴史論	思想文化	推名 哲生
モチェ後期における北部モチェの社会構造	思想歴史論	歴史文化	三浦 彩
日本漢字音と中国呉方言音との対照研究	人間科学	言語科学	李 楠

「山形大学大学院社会文化創造研究科社会文化システムコース紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化創造研究科社会文化システムコース紀要」(Bulletin of the Social and Cultural Systems Course, Graduate School of Creative Studies in Society and Culture, Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、本研究科社会文化システムコースないし人文社会科学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科社会文化システムコースないし人文社会科学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科社会文化システムコースないし人文社会科学部の客員研究員
- (3) 本研究科社会文化システムコースないし人文社会科学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科社会文化システムコースないし社会文化システム研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 人文・社会科学およびその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの
 - ① 論文
 - ② 研究ノート
 - ③ 資料(史料)紹介・分析
 - ④ 書評, 研究動向
 - ⑤ 翻訳
 - ⑥ 判例評釈
 - ⑦ 史料目録
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科社会文化システムコースの研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科社会文化システムコースおよび人文社会科学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプ

投 稿 規 程

することにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。

- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。
- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委員会が仲介するものとする。
- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさはA4判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も2段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの1部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは2005年1月31日とする。
- (2) 第2号以降の原稿締め切りは、6月30日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

原稿を投稿する者は、山形大学本研究科社会文化システムコースに対し、当該論文等に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文社会科学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文等の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は2005（平成17）年1月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2016（平成28）年11月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2021（令和3）年6月16日から施行する。

編 集 委 員

坂 本 直 樹

下 平 裕 之

生 田 慶 穂

ライアン スティーブ

編 集 者	山形大学人文社会科学部
発 行 者	〒990-8560 山形市小白川町一丁目4番12号
責 任 者	是 川 晴 彦
印 刷 所	田宮印刷株式会社
発行年月日	令和3年9月30日

BULLETIN
of
the Social and Cultural Systems Course,
Graduate School of Creative Studies
in Society and Culture,
Yamagata University

No. 18

CONTENTS

Articles

Effects of Friends' Weight-Related Criticisms on Japanese Female Undergraduates' Desire to Lose Weight	GAO Ping, OSUGI Takayuki	1
R. Wollheim on Pictorial Representation.....	KIYOZUKA Kunihiko	9
Cooperation of inquiry activities through a high schooluniversity cooperation class	OSUGI Takayuki, HONDA Kaoru, YAMAMOTO Harufumi, KOBAYASHI Masanori	37
On the Matter of Mental Images in Sartre's Theory of Imagination	OGUMA Masahisa	51
Consumers' Price Perception of Flat-Rate Fees	KANEKO Yoshihisa	71
Immigration Problems in The Context of Leaving The European Union: Setting Discussion Points and a Research Agenda.....	GENJIMA Yutaka	87
2020 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses		115
Requirements for Contributors.....		119

SEPTEMBER 2021